

地方創生に関する総合戦略
～これまでの地方創生の取組の
フォローアップと推進戦略～

令和7年12月23日

閣 議 決 定

この「地方創生に関する総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 8 条第 1 項に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」（令和 5 年 12 月 26 日閣議決定）について、同条第 6 項の規定に基づき変更するものである。

地方創生に関する総合戦略

(目次)

第1章	はじめに	1
第2章	まち・ひと・しごと創生に関する目標及び施策に関する基本的方向	3
第3章	政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項	4
第1節	本総合戦略の実効性を高めるためのロジックモデルの作成等	4
第2節	ロジックモデルの構造	4
第3節	ロジックモデルの内容	4
	インパクト（1）強い経済	4
	インパクト（2）豊かな生活環境	6
	インパクト（3）選ばれる地方	8
第4節	PDCA サイクルの徹底	14
第5節	アウトカムに貢献する主な施策の推進	15
	1. 強い経済	15
	A. 地域における高付加価値型産業創出	15
	B. 地域の人材力強化	38
	2. 豊かな生活環境	41
	C. 持続可能な生活インフラの実現	41
	D. 地域の暮らしの満足感向上	53
	3. 選ばれる地方	62
	E. 魅力が感じられる地方の実現	62
	4. 国の役割	77
第6節	アウトカムに貢献するその他の施策の推進	90

第1章 はじめに

2014年に「地方創生」を開始して以降、まち・ひと・しごと創生法¹（以下「法」という。）の下で、日本の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏²への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出等を推進するとともに、出産・子育て支援や生活必需サービスの維持・確保、移住支援、政府関係機関の地方移転等、全国各地で地方創生に向けた様々な取組が行われてきた。

しかし、人口減少や東京一極集中の流れを変えるまでには至っていない。また、我が国経済において、地方部のGDPが半分程度を占めており³、我が国全体にとって地方部の経済成長が重要である一方、地方部では人口減少が急速に進んでおり、消費の減少を通じて地域経済全体の縮小につながる懸念されている。

そのため、「地域未来戦略」を推進し、地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指す。これまでの地方創生で進めてきた取組に加えて、「強い経済」の実現に重点を置いて、世界をリードする成長分野のクラスター、地域発のクラスターを全国各地に形成して、地方から日本を成長軌道に押し上げていく。できるものから早急に実現するとともに、来年夏を目途に「地域未来戦略」を取りまとめる。

今般策定する「地方創生に関する総合戦略」⁴（以下「本総合戦略」という。）は、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめたものであり、2025年度を初年度とする5か年を対象としている。「地域未来戦略」は、このフォローアップや地方創生施策の推進戦略を踏まえ、「強い経済」の実現に力点を置いた形で取りまとめる全体戦略である。

全体戦略としての「地域未来戦略」は、本総合戦略で整理される施策を基盤に、「強い経済」の実現に力点を置いた施策を追加することで、大きく3つのタイプのクラスターを推進していく。

一つ目は、熊本県のTSMC（台湾積体電路製造）や北海道のラピダス株式会社を支えるクラスターのように、日本成長戦略における17の戦略分野に関する検討が主導す

¹ 平成26年法律第136号。

² 東京圏は、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の下4都県とする。

³ 内閣府「県民経済計算」を基に、地方部における2022年の県内総生産（生産側、名目）を集計。地方部は、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県の8都府県（都市圏）を除いた39道県とした。

⁴ 「地方創生に関する総合戦略」は、法第8条第1項において、「政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。」とされているものである。法第8条第2項において、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生に関する目標」（同項第1号）、「まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向」（同項第2号）及び「政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項」（同項第3号）を定めることとされている。

なお、各地方公共団体においては、本総合戦略を勘案し、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」（令和7年12月版）も参照しながら地域の実情に応じた地方版総合戦略を策定するよう努めるとともに、地方公共団体自らの創意工夫により、地域の特性をいかした取組を地域の多様なステークホルダーと連携しながら進めていく。

る形で企業の大規模投資を中心に形成されるものである。

二つ目は、都道府県知事主導で計画されるクラスターであって、複数の地方公共団体の連携促進や中堅企業支援策の適用等、政府の施策の戦略的活用をプッシュ型で提案していくことで、その形成・拡大を目指すものである。

三つ目は、地場産業の更なる付加価値向上を支援し既存クラスターの拡大を目指すものである。

政府としては、知事を始めとする関係地方公共団体の長との戦略的対話を通じ、それぞれのタイプのクラスターの形成・発展を効果的に支援していく。

第2章 まち・ひと・しごと創生に関する目標及び施策に関する基本的方向

「まち・ひと・しごと創生に関する目標」（法第8条第2項第1号）については、「地方創生2.0基本構想」⁵（以下「基本構想」という。）第3章「1. 目指す姿」で示したとおりとする。

また、「まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向」（法第8条第2項第2号）については、基本構想第3章「2. 地方創生2.0の基本姿勢・視点」、「3. 政策の5本柱」及び「4. 各主体が果たす役割」において示したとおり、

- ・人口減少を正面から受け止めた上での施策展開
 - ・若者や女性にも選ばれる地域づくり
 - ・異なる要素の連携と「新結合」
 - ・AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装
 - ・都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進
 - ・好事例の普遍化（点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携）
- の基本姿勢・視点に基づき、関連施策を展開すること等とする。

⁵ 令和7年6月13日閣議決定。

第3章 政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

「政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項」(法第8条第2項第3号)については、以下のとおりとする。

第1節 本総合戦略の実効性を高めるためのロジックモデルの作成等

本総合戦略第2章の目標を実現するため、同章の基本的方向を踏まえつつ、政府が講ずべき施策を具体化するとともに、目標と各施策との因果関係(ロジックモデル)の整理を行い、進捗や成果を客観的かつ的確に把握できるKPI(5年後の目標値を基本とする。)の設定及び工程表の作成を行うことにより、PDCAサイクルを徹底し、本総合戦略全体の実効性を高めていく。

第2節 ロジックモデルの構造

ロジックモデルにおいては、まず、本総合戦略第2章の目標を踏まえた「インパクト」として、「強い経済」、「豊かな生活環境」及び「選ばれる地方」の3つを設定し、また、「インパクト」を実現するための国民・企業等の動きを「アウトカム」として設定し、さらに、「アウトカム」の実現のために政府が行う関連施策の成果を「アウトプット」として設定する。その上で、「インパクト」、「アウトカム」及び「アウトプット」の成果を把握するための適切なKPIを設定する。

第3節 ロジックモデルの内容

インパクト(1) 強い経済

①インパクトの考え方

我が国経済において、GDPの半分程度を地方部が占めている。

しかし、生産年齢人口が減少する中、地方部から都市圏への若者や女性の転入超過⁶を背景に、地方部での労働力の減少が大きくなっている。また、地方部では高齢者を含めた人口全体の減少が急速に進んでおり、これに伴う消費の減少が地域経済全体の縮小につながる事が懸念される。さらに、産業構造の違いや企業規模の小ささ、技術革新の遅れ等により、就業者一人当たりの労働生産性は、東京圏で1,012.9万円/人、東京圏以外で852.8万円/人⁷となっており、顕著な差が見られる。

⁶ 総務省「住民基本台帳人口移動報告 2024年(令和6年)結果」(令和7年1月31日)。

⁷ 内閣府「県民経済計算」を基に、2022年の県内総生産(生産側、名目)/県内就業者数を計算。東京圏は、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県等の4都県とし、東京圏以外は、東京圏を除いた43道府県とした。

人口減少による労働力不足の中で、地方経済の持続性を確保するためには、付加価値の低い産業構造を転換し、国内外の需要を地方に取り込み、「稼げる」地方経済が形成されることが重要である。

こうした状態を測るための指標として、以下の KPI を設定する。

KPI :

- ・ 東京圏以外における就業者一人当たり年間付加価値労働生産性の伸び率：東京圏以上（2029 年）

②アウトカムの考え方

A. 地域における高付加価値型産業創出

地方の人口減少や消費縮小が進む中、「強い経済」を実現するためには、食、文化、芸術、自然、景観等の地域資源の活用により、既存産業の高付加価値化が図られるとともに、輸出を含めた地産外商や観光誘客を通じて、国内外の需要を地方に取り込むことが重要である。また、地方のゆとりある土地等をいかして、GX や DX 分野を含む新産業・イノベーションの拠点が地方の適地に立地される等、各地域において高付加価値型産業が創出されることが必要である。

これらに関連する国民・企業等の動きを測る指標として、以下の KPI を設定する。

KPI① :

- ・ 東京圏以外の GDP の成長率：東京圏以上（2029 年）

KPI② :

- ・ 全国で新設された事業所のうち、東京圏以外で新設された事業所数の割合：増加（2029 年）
※2024 年を基準年とする。

KPI③ :

- ・ 農林水産物・食品の輸出額とインバウンドによる食関連消費額の合計：3 倍（2030 年）
※農林水産物・食品の輸出額については 2024 年、インバウンドによる食関連消費額については 2023 年を基準年とする。

KPI④ :

- ・ 訪日外国人旅行者数：6,000 万人（2030 年）
- ・ 訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数：1.3 億人泊（2030 年）

B. 地域の人材力強化

生産年齢人口が減少する中、「強い経済」を実現するためには、限られた

人材で高い付加価値を生み出す仕組みづくりが急務である。特に地方部では、都市圏と比較して労働集約型サービス業の比率が高く、DX 導入が遅れている状況にある。こうした状況の中、AI・ドローンを始めとした様々なデジタル・新技術の徹底的な活用を通じて、業務効率化が進められるとともに、地域産業の競争力を高める新しいビジネスモデルが構築され、労働生産性の向上が図られる必要がある。このため、デジタルスキル保有者の育成に加えて、新たな価値を創造できる経営人材等、地域を担う人材が育成・確保されることが重要である。

これらに関連する国民・企業等の動きを測る指標として、以下の KPI を設定する。

KPI⑤：

・デジタル人材育成数：230 万人（2026 年度末）

※2027 年 4 月 1 日以降の目標については、今後デジタル庁で検討。

③アウトプットの考え方

「A. 地域における高付加価値型産業創出」に向けては、農林水産物・食品や伝統工芸品等の地域資源の活用により、輸出・海外展開を含め稼ぐ力が高まるとともに、地方経済への波及効果が大きい中小企業等の事業展開や資金調達が円滑に行われ、収益力が高まることが重要である。また、スタートアップを生み出す拠点の形成や投資を呼び込む GX 産業立地の推進、本社機能の地方への移転等を通じて、地方の新たな産業が創出されることが重要である。さらに、インバウンドの需要を取り込み、観光誘客の強化と観光消費の拡大が図られる必要がある。

また、「B. 地域の人材力強化」に向けては、地域課題の解決を実現するための人材が育成されるとともに、地域を担う人材の持続的な育成を図るリスクリリング支援等が行われることが必要である。さらに、少ない人員で高い付加価値を生み出すため、デジタル人材が育成される必要がある。

インパクト（2）豊かな生活環境

①インパクトの考え方

地域における生活基盤には、買物、医療・福祉、交通等の日々の暮らしに欠かせない機能が存在し、相互に補完し合いながら地域住民の生活を支えている。地域によっては、一たびいずれかのサービスが失われた場合、人口流出につながる恐れがある。また、高度経済成長期以降に整備された道路、上下水道等のインフラについて、今後、建設後 50 年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる一方、人口減少等の状況を踏まえると、従来型の一律的なインフラ維持やサービス提供モデルでは、十分に対応できない局面に差し掛かっている。

人口が減少する中でも、地域において人々が安心して暮らし続けられるよう

にするためには、必要な生活機能が将来にわたって維持・改善されていくことが重要である。

こうした状況を測るための指標として、以下の KPI を設定する。

KPI :

- ・生活インフラの質の維持や暮らしへの安心感により、地域での生活がこれから良くなっていくと思う人の割合：向上（2029 年）
- ※具体的な基準値及び目標値については、今後実施予定の調査の結果を踏まえて設定。

②アウトカムの考え方

C. 持続可能な生活インフラの実現

地域の人口減少や高齢化が進む中、「豊かな生活環境」を実現するためには、公共交通、道路、上下水道等のインフラや買物等の日々の暮らしに欠かせない機能が維持されていることが必要である。

これらに関連する国民・企業等の動きを測る指標として、以下の KPI を設定する。

KPI① :

- ・「交通空白」地点：2025 年と比べて減少（2029 年）

KPI② :

- ・買物に困難を感じている人の割合：減少（2029 年）

※具体的な基準値及び目標値については、今後実施予定の調査の結果を踏まえて設定。

D. 地域の暮らしの満足感向上

「豊かな生活環境」の実現のためには、上記のようなハード面の生活インフラが維持されているだけでなく、若者・子育て世帯や高齢者等、地域の多様な人々のニーズに即した社会保障や行政サービスが提供され、地域住民が生活に満足していることが必要である。

これらに関連する国民・企業等の動きを測る指標として、以下の KPI を設定する。

KPI③ :

- ・医療・介護サービス等の地域の社会保障体制に満足している人の割合：向上（2029 年）

※具体的な基準値及び目標値については、今後実施予定の調査の結果を踏まえて設定。

KPI④ :

- ・地域の行政サービスの提供体制に満足している人の割合：

向上（2029 年）

※具体的な基準値及び目標値については、今後実施予定の調査の結果を踏まえて設定。

③アウトプットの考え方

「C. 持続可能な生活インフラの実現」に向けては、地域の人々が日常の移動に苦労しないような地域公共交通や、生活必需品の買物に不自由しないような買物環境が維持されるほか、地域のインフラの持続的な管理が行われることが必要である。さらに、災害から地域を守るための地域防災力の強化も重要である。

また、「D. 地域の暮らしの満足感向上」に向けては、人口が急減する地域が顕在化していく中、子育てや医療・介護、福祉サービス等、地域の多様なニーズに即したサービスが提供されることが重要である。地域運営組織（RMO）等とも連携しながら、地域の核となるとともに多様な人々が居場所を持つようなまちが形成される必要がある。

インパクト（3）選ばれる地方

①インパクトの考え方

全国的に人口が減少していく中、東京圏への一極集中が続いている。2024 年における東京圏への転入超過数を世代別で見ると、若年層が大半を占め、10 代と 20 代で合わせて 13 万人を超えており、また、性別ごとに見ると、男性は約 5.5 万人、女性は約 6.4 万人の転入超過⁸となっている。

国全体の持続的な発展のためには、東京圏への転出入状況を把握しつつ、若者や女性を始めとする東京圏への過度な一極集中を是正することが重要である。また、地方には都市が抱える閉塞感や疎外感を打破する「場」としての魅力があり、地方に身を置くことで新たな自己実現の形を見いだす人々も少なくない。

地方が生きがいややりがいを感じられる場として選ばれるためには、地方に魅力を感じる若者や女性が増えることが重要である。

こうした状況を測るための指標として、以下の KPI を設定する。

KPI：

- ・東京圏以外で暮らすことを希望し実現できている、若者や女性の人数及び割合：向上（2029 年）

※具体的な基準値及び目標値については、今後実施予定の調査の結果を踏まえて設定。

⁸ 総務省「住民基本台帳人口移動報告 2024 年（令和 6 年）結果」（令和 7 年 1 月 31 日）日本人移動者数。

②アウトカムの考え方

E. 魅力が感じられる地方の実現

東京圏への一極集中が進む中、「選ばれる地方」を実現するためには、魅力ある職場の創出、アンコンシャス・バイアスを含む意識変革の推進等により地方の魅力が高まるとともに、地方に対する理解の促進等により国民が地方の魅力に気づくことができるようにすることが必要である。

これらに関連する国民・企業等の動きを測る指標として、以下の KPI を設定する。

KPI①：

- ・東京圏以外において、自分らしく過ごしていると思う人の割合：向上（2029 年）
※具体的な基準値及び目標値については、今後実施予定の調査の結果を踏まえて設定。

KPI②：

- ・東京圏以外において、地域や職場で若者や女性の意見が尊重されていると思う人の割合：向上（2029 年）
※具体的な基準値及び目標値については、今後実施予定の調査の結果を踏まえて設定。

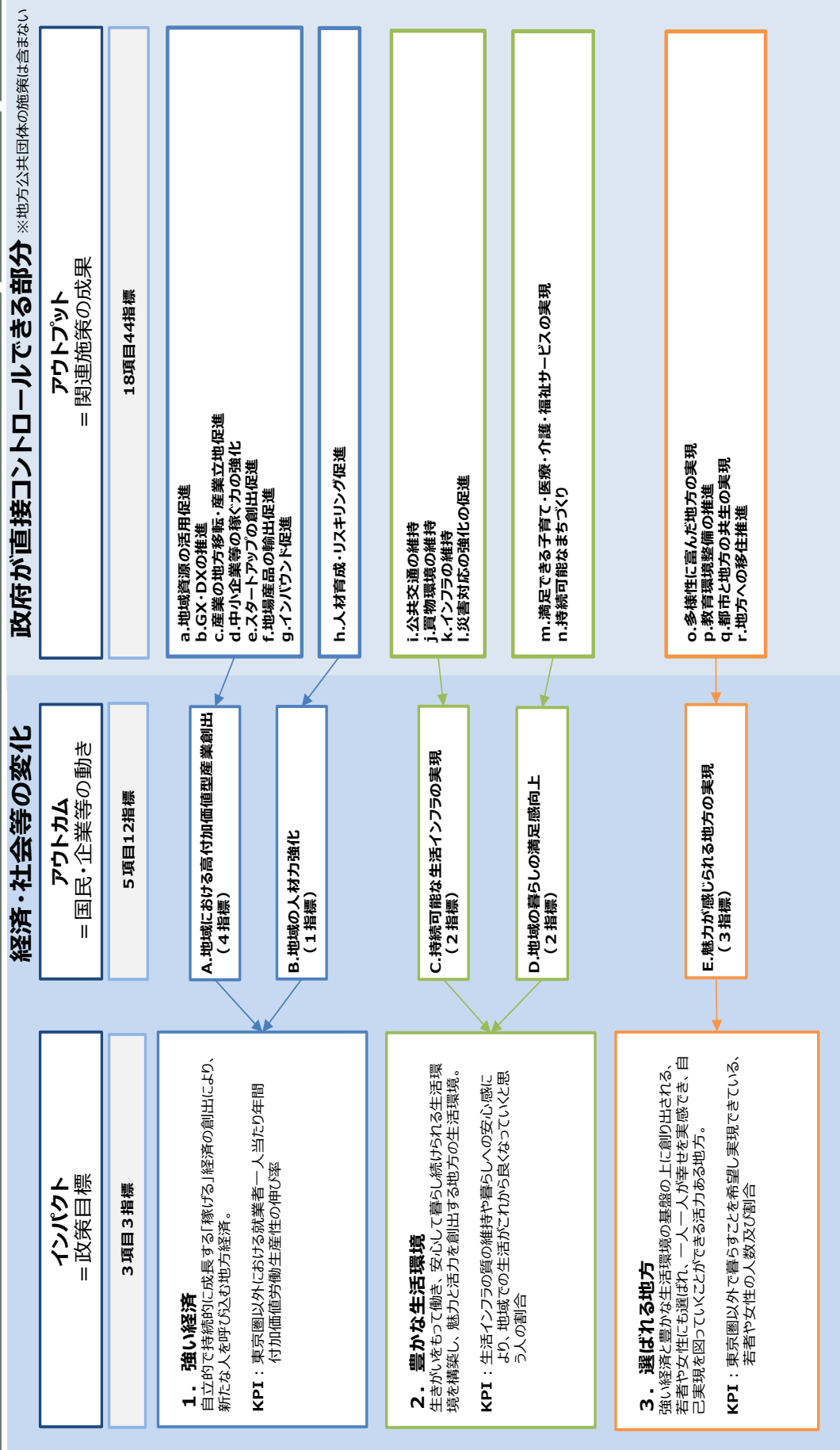
KPI③：

- ・関係人口の濃淡別実人数：増加（2029 年）
※具体的な基準値及び目標値については、今後実施予定の調査の結果を踏まえて設定。

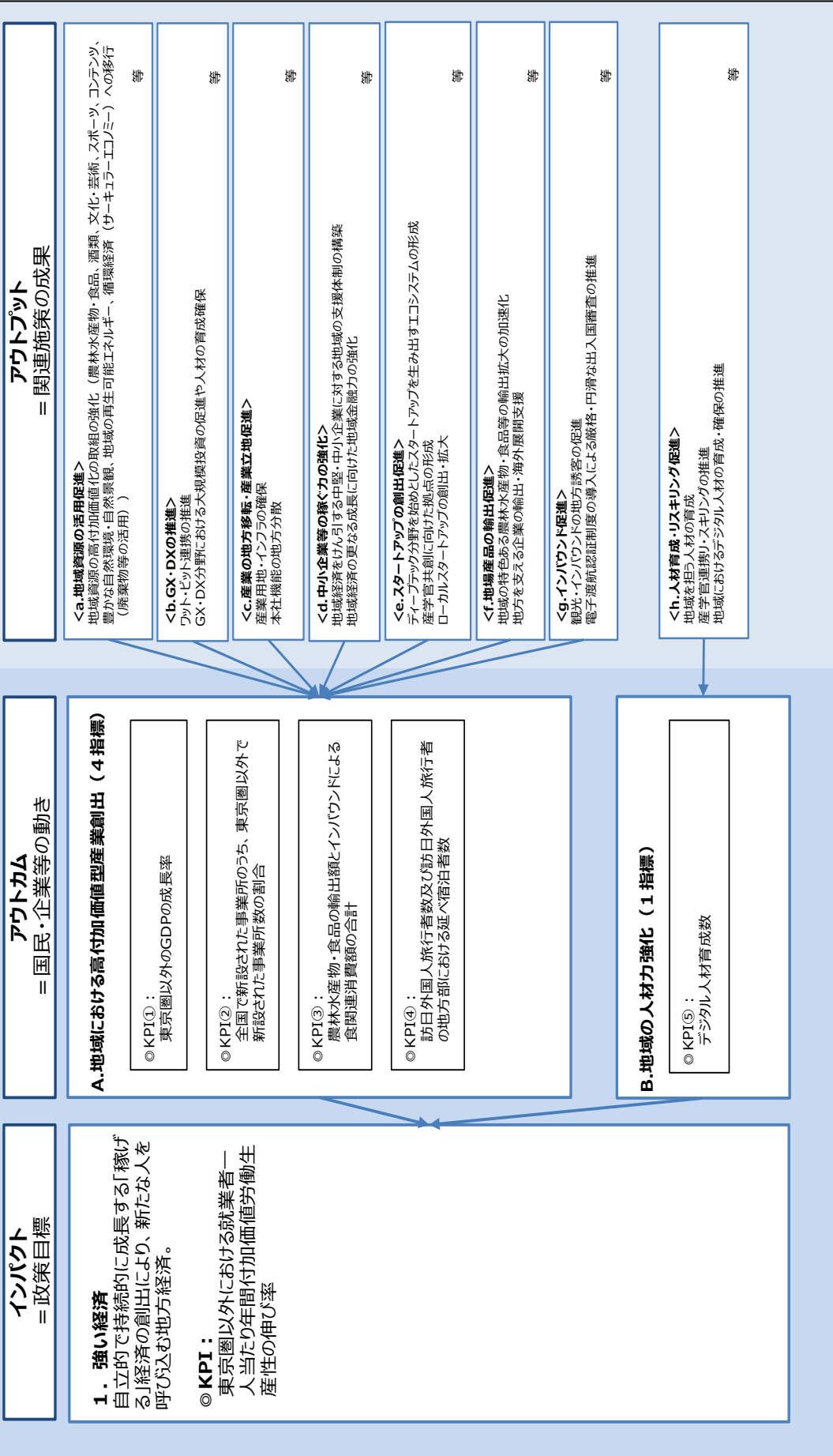
③アウトプットの考え方

「E. 魅力が感じられる地方の実現」に向けては、人々がやりがいを感じることができるような魅力ある職場の創出やアンコンシャス・バイアスを含む意識面での変革等、多様性が受け入れられる社会が形成されるとともに、地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材を育成するための教育環境が整備される必要がある。また、地方への移住や、住所地以外の特定の地域に継続的に関わる関係人口等の量的拡大・質的向上が進むことが重要である。

ロジックモデル（全体イメージ）



ロジックモデル（１．強い経済）



ロジックモデル（２．豊かな生活環境）

インパクト
= 政策目標

２．豊かな生活環境
人々が、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、魅力と活力を創出する地方の生活環境。

◎ **KPI**：
生活インフラの質の維持や暮らしへの安心感により、地域での生活がこれから良くなっていくと思う人の割合

アウトカム
= 国民・企業等の動き

C. 持続可能な生活インフラの実現（２指標）

◎ **KPI①**：
「交通空白」地点

◎ **KPI②**：
買物に困難を感じている人の割合

D. 地域の暮らしの満足感向上（２指標）

◎ **KPI③**：
医療・介護サービス等の地域の社会福祉体制に満足している人の割合

◎ **KPI④**：
地域の行政サービスの提供体制に満足している人の割合

アウトプット
= 関連施策の成果

<i. 公共交通の維持>
「交通空白」の解消等に向けた地域交通のLi. デザインの全面展開
自動運転技術等を活用した新たなモビリティサービスの社会実装の実現
等

<j. 買物環境の維持>
将来を見据えた地域のサービス拠点づくり等
自動運転技術等を活用した新たなモビリティサービスの社会実装の実現
等

<k. インフラの維持>
広域連携、官民連携でのインフラ老朽化対策
上下水道の広域化・分散化と衛星データ等の活用
広域的な視点で住まい・都市機能・業務機能等を集約したまちづくり
等

<l. 災害対応の強化の促進>
避難生活環境の抜本的改善や消防団員の確保を始めとした地域の防災力強化
安心・安全、防災、減災、復興まちづくりの推進
等

<m. 満足できる子育て・医療・介護・福祉サービスの実現>
子育て世帯に選ばれる地域となるための体制構築
地域の医療需要に対応するための医療提供体制の維持・確保
地域の介護・福祉サービス等の維持・確保
相談対応の一体的実施等の包括的な福祉等の支援体制の構築
農福連携の推進
等

<n. 持続可能なまちづくり>
地域住民等が主導した地域の拠点形成及び拠点の運営体制構築の推進
全世代・全生活型「生涯活躍のまち」（日本版CCRC）の展開
地域の多様な主体と連携した、「まちの顔」となる中心市街地の活性化
デジタル技術を活用した地域課題解決の推進
等

ロジックモデル（３．選ばれる地方）

インパクト
＝ 政策目標

３．選ばれる地方
強い経済と豊かな生活環境の基盤の上に創り出される、若者や女性にも選ばれ、一人一人が幸せを実感でき、自己実現を図っていくことができる活力ある地方。

◎ **KPI**：
東京圏以外で暮らすことを希望し実現できている、若者や女性の人数及び割合

アウトカム
＝ 国民・企業等の動き

E. 魅力が感じられる地方の実現（３指標）

◎ **KPI①**：
東京圏以外において、自分らしく過ごしていると思う人の割合

◎ **KPI②**：
東京圏以外において、地域や職場で若者や女性の意見が尊重されていると思う人の割合

◎ **KPI③**：
関係人口の濃淡別実人数

アウトプット
＝ 関連施策の成果

＜**o. 多様性に富んだ地方の実現**>
地域の働き方・職場改革を起点とした社会変革への取組推進
アンコンシマス・バイアスを含む意識改革への教育
地域の男女共同参画社会における女性活躍の推進支援
多様な人材が活躍できる機会の創出
等

＜**p. 教育環境整備の推進**>
地方における高等教育の充実
学校と地域が連携した教育、人づくりの推進
等

＜**q. 都市と地方の共生の実現**>
関係人口の量的拡大・質的向上
地域おこし協力隊等、地域の担い手支援
若者や女性の地域交流促進
プロフェッショナル人材事業等、都市部人材の地方での活躍推進
等

＜**r. 地方への移住推進**>
地方移住の更なる促進
等

第4節 PDCA サイクルの徹底

第3節で示したロジックモデルについて、内閣官房地域未来戦略本部事務局及び各府省庁において、毎年 KPI の実績値を把握することにより検証を行い、必要に応じて本総合戦略の改訂等を実施する。

第5節 アウトカムに貢献する主な施策の推進

本節では、第3節で示したアウトカムに特に貢献すると考えられる主な施策について、アウトプット単位で工程表を作成し、その進捗を管理するための KPI を設定する。アウトカムに貢献するその他の施策については、第6節に記載する。

1. 強い経済

A. 地域における高付加価値型産業創出

a. 地域資源の活用促進

地域資源の活用促進については、我が国の食・文化・芸術・スポーツ、コンテンツ、自然環境等の多様な地域資源のポテンシャルを最大限にいかすことで、国内外の需要を取り込み、地方経済の稼ぐ力を強化する。

(1) 地域資源の高付加価値化の取組の強化

(農林水産物・食品)

①農山漁村の魅力を活用した国内外の観光客の呼び込み

農山漁村には、豊かな自然環境と調和した人の営みによって生み出される「原風景」としての魅力がある。GI⁹（地域ブランド産品）、ジビエ等の地域ならではの食材や食文化、歴史、景観等の多様な地域資源を最大限に活用した高付加価値型の農泊や SAVOR JAPAN の取組を始めとした里業を通じて、インバウンドを含む旅行者の農山漁村への更なる誘客を観光事業者等と連携して促進しつつ、輸出拡大との相乗効果を図ることにより、所得の向上や雇用の創出を図る。

(主な事業)

- ・農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型）
- ・インバウンド地方誘客・食関連消費拡大促進事業委託費

②スマート農業の推進

農林水産業の飛躍的な生産性向上等を実現するため、多収性・高温耐性等を備えた品種の開発・導入等に加え、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律¹⁰に基づき、AI、IoT、ロボット等の新技術を活用した、スマート農業技術の開発・普及及びこれと併せて行う新たな生産の方式の導入を進めるとともに、農業者や IT 企業等多様なプレイヤーが参画する「スマート農業イノベーション推進会

⁹ 地理的表示（Geographical Indication）の略。その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を指し、地域の知的財産として保護するもの。

¹⁰ 令和6年法律第63号。

議」における生産と開発の橋渡し、優良事例の共有、人材育成の取組等により、農業の生産性向上及び若者や女性の参入等、持続可能な農業の実現を通じ、地域経済の活性化を図る。

(主な事業)

- ・スマート農業技術活用促進集中支援プログラム
- ・農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律に基づくスマート農業技術の開発・普及

③スマート林業の推進

産官学金等異なる事業者が連携して地域一体で林業活動にデジタル技術を活用するデジタル林業戦略拠点の構築や、最先端のスマート林業機械・機器を活用した新たな作業システムの構築等により、地域の基幹産業である林業の安全性及び生産性を飛躍的に向上させることで若者や女性にも選ばれる魅力的な産業とし、持続可能な林業の実現を通じた、地域経済の活性化を図る。

(主な事業)

- ・森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうちスマート林業・DX 推進総合対策

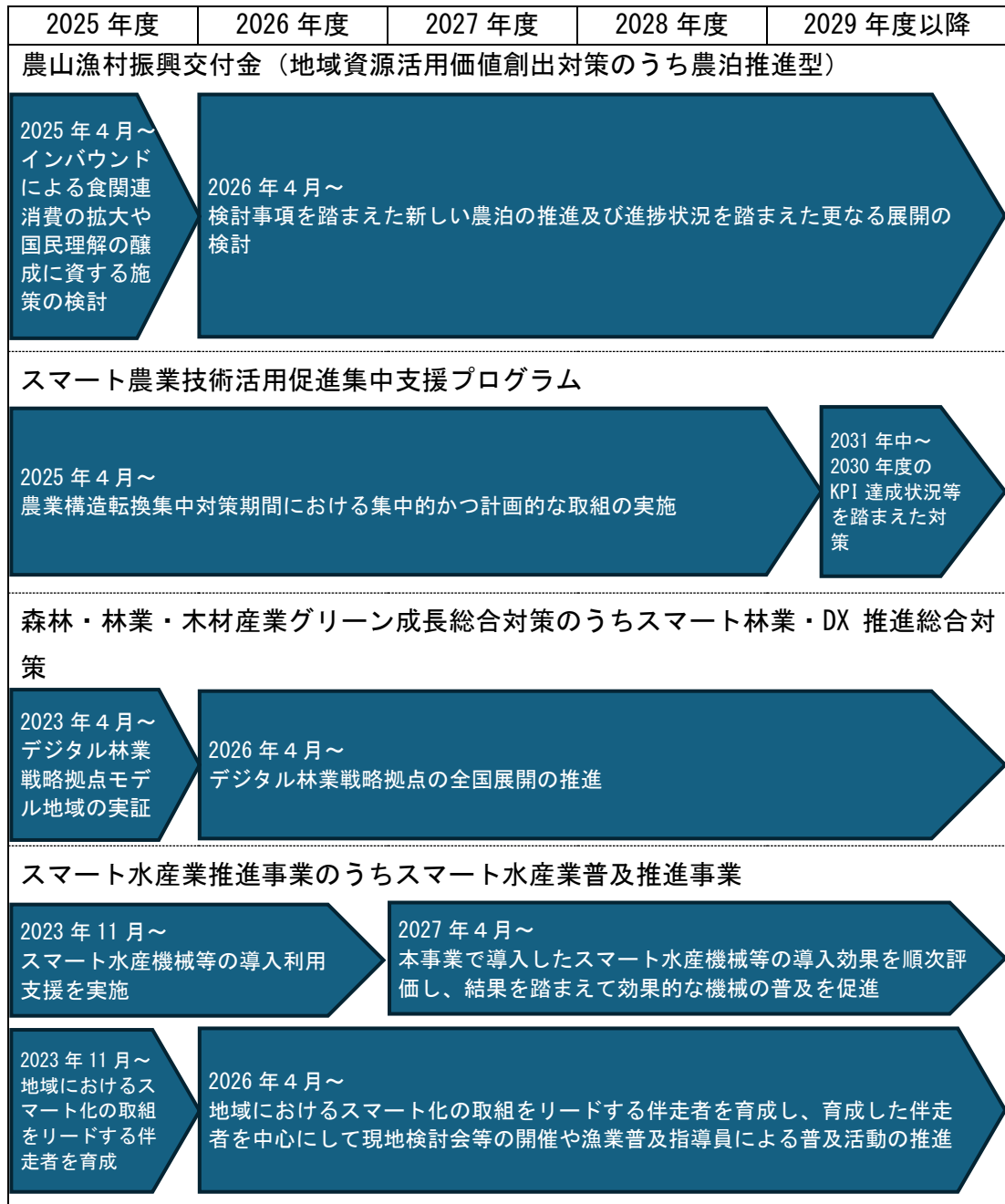
④スマート水産業の推進

スマート水産機器・サービスの導入の推進や、スマート水産業の定着・普及に向けた人材の育成に加え、生産・加工・流通・消費等の各段階で実施されてきたデジタル化を地域一体となって面的に推進するデジタル水産業戦略拠点の創出により、水産業全体での横断的なデジタル・新技術活用の優良事例の創出を通じ、我が国周辺水域に形成された豊かな漁場や水産資源を十全に活用し、持続可能な水産業の実現を通じた地域経済の活性化を図る。

(主な事業)

- ・スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業
- ・浜の活力再生・成長促進交付金のうちデジタル水産業戦略拠点整備推進事業

■工程表



■アウトプット KPI

- ・スマート農業技術の活用割合：50%（2030 年度）

（酒類）

⑤地域に根付く酒蔵を中心とした輸出・インバウンドの強化

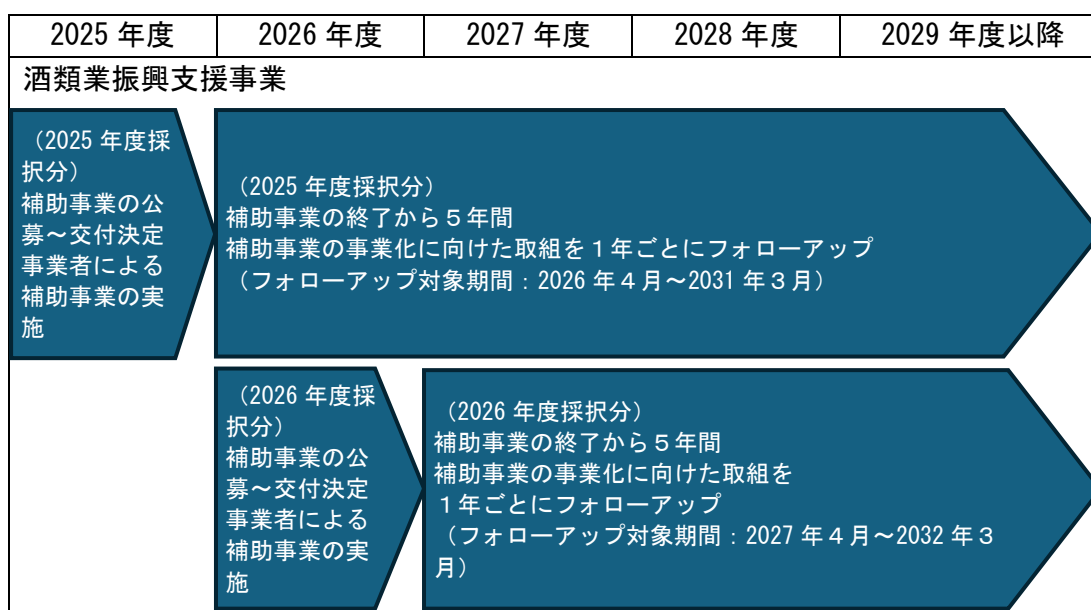
中小・小規模事業者が大半を占める酒類事業者の経営基盤の強化を図
るべく、ブランド化・高付加価値化等による輸出拡大やインバウンドへ

の魅力訴求等による関連消費の拡大に係る取組を推進するとともに、酒類製造者に対し担い手育成や原料の安定的な確保を図るための支援等を講ずる。

(主な事業)

- ・酒類業振興支援事業
- ・国際的プロモーション事業

■工程表



■アウトプット KPI

- ・補助事業者が採択された年度内に実施する酒類業振興支援事業費補助金の補助事業終了後 5 年後に、補助事業者が交付申請時に設定した輸出金額や観光客数等に係る目標を達成した事業の割合：各年度の採択事業について、80%以上

(文化・芸術)

⑥文化庁と観光庁の連携等による文化観光の振興を通じた地方創生

多彩な「本物の日本文化」を体験できる世界レベルの観光拠点を形成するため、文化庁と観光庁が連携して、文化体験を主軸とする高度な観光拠点の形成を主導する人材の確保・育成、地域ならではの文化資源・ミュージアムの設備等拠点形成に必要な大規模な施設設備の整備、スマートな拠点の管理運営や販路形成のためのデジタル技術の積極的な活用を進める。また、日本遺産等の地域の文化資源を活用し、観光の振興と地域の活性化を図る。

(主な事業)

- ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業
- ・日本遺産活性化推進事業

⑦文化施設（博物館、劇場等）の振興

地域の文化施設が、生活やインバウンド観光の拠点となるよう、交流空間や飲食店、公的機関、福祉施設等を組み合わせた多機能化・複合化による施設整備を推進する。このため、例えば、買物や医療、交通等生活に不可欠なサービスとの連携や観光集客に向けた高付加価値化等を行うことに加え、こどもたちや障がい者を含めた地域における文化芸術鑑賞・体験機会の充実や文化的地域間格差の是正・解消を図るため、コンセプションの導入等、地方公共団体の取組を支援するとともに、博物館・美術館や劇場・音楽堂等の高付加価値化・機能強化への支援や劇場・音楽堂等と芸術団体との連携による実演芸術の基盤形成促進、バリアフリー化に向けた税制優遇措置を行う。

(主な事業)

- ・ Innovate MUSEUM 事業
- ・劇場・音楽堂等と芸術団体との連携による地域活動基盤形成支援事業

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業				
2020 年 4 月～ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律に基づく計画の認定及び文化観光推進事業に基づく支援の継続的な実施				
劇場・音楽堂等と芸術団体との連携による地域活動基盤形成支援事業				
2026 年 4 月～ 補助金事業の実施			2029 年 4 月～ 事業の進捗度合いに応じて事業内容の見直し・実施	

■アウトプット KPI

- ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律¹¹に基づく拠点計画・地域計画で設定した来訪者の満足度に関する目標を達成した計画数の割合：80%以上（毎年）

¹¹ 令和2年法律第18号。

※原則 5 年間の計画を毎年追加認定しており、1 年目から 5 年目までの全ての計画を対象として、来訪者の満足度 80%以上を目標としている。

(スポーツ)

⑧スポーツによる地域・経済の活性化

スポーツを活用した地方創生の推進に向け、地域に応じた伴走支援や、ハード・ソフト・インフラの一体的支援に向けた関係府省庁連携の促進、スポーツコンプレックスやスポーツホスピタリティ、スポーツツーリズム、スポーツ大会等のスポーツを活用したまちづくり・観光等に向けた取組の強化を行う。

(主な事業)

- ・スポーツコンプレックス推進事業
- ・スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業

⑨スポーツリーグ・クラブによる海外ファン獲得支援

トップスポーツのクラブは、地域に根付く重要な地域資源の一つであり、インバウンド需要の拡大にもつながる高付加価値化のポテンシャルを有する。我が国でも海外ファン獲得を進めるクラブが現れているが、スポーツ産業は国際的に見ても成長産業であり、国際的なファン獲得競争は熾烈^{しれつ}である。そのため、現地ファンの獲得に向けたスポーツエンターテインメント・コンテンツのローカライズやプロモーション等を促進する。

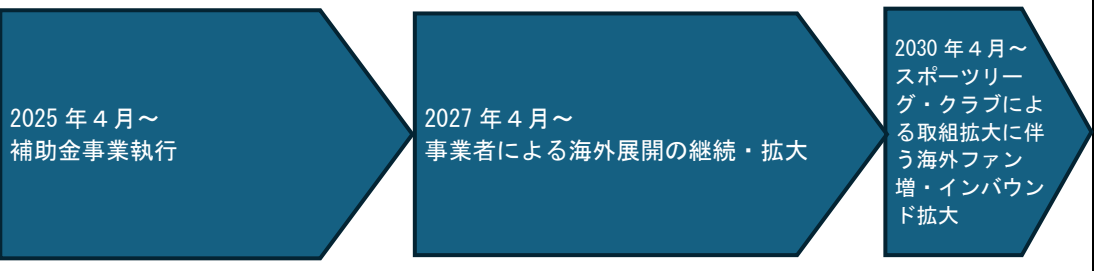
(主な事業)

- ・スポーツエンターテインメント・コンテンツ海外展開支援事業

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業				
<div>2025 年 10 月～ スポーツツーリズムコンテンツの創出・国内外におけるプロモーションの実施</div>				

スポーツエンターテインメント・コンテンツ海外展開支援事業



■アウトプット KPI

- ・地域のスポーツ資源を活用したスポーツツーリズムコンテンツの創出支援件数：50 件（2026 年度）
- ・訪日外国人旅行者（スポーツ観戦）：100 万人超（2030 年）

（コンテンツ）

⑩コンテンツを活用した地方創生の好循環づくり

アニメツーリズムやロケ誘致、博物館・美術館等の拠点化、ロケ地の聖地化による効果等、地域発のコンテンツ制作・関連商品開発やコンテンツの魅力をかした高付加価値を生み出す拠点づくりを、「コンテンツと地方創生の好循環プラン」¹²に基づき、コンテンツ地方創生拠点として選定する等、関係府省庁、地方公共団体及び関係経済界が連携して推進する。

（主な事業）

- ・「コンテンツと地方創生の好循環プラン」の実現に向けた調査

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
コンテンツと地方創生の好循環プランの実現に向けた調査				
「コンテンツ地方創生拠点」を選定 選定された地域のフォローアップによる優れた取組の横展開や海外発信の促進等の実施 ※中間年である 2028 年に内容の見直しを実施				見直しを踏まえ更なる取組の推進

■アウトプット KPI

- ・「コンテンツ地方創生拠点」の選定件数：200 か所（2033 年度）

¹² 「知的財産推進計画 2025」（令和 7 年 6 月 3 日知的財産戦略本部決定）。

(豊かな自然環境・自然景観)

⑪自然資本を核としたネイチャーポジティブ¹³な地域づくり

自然共生サイト等の地域における自然資源の価値を高める取組や、森里まち川海のつながりの確保、環境と調和した農林水産業等の生産活動による二次的自然の価値向上、グリーンインフラの活用促進、身近な水環境や藻場等の保全・活用による教育・人づくりや観光、地場産業の活性化の取組等を通じ、地域の生活や産業の基盤となる「自然資本を核としたネイチャーポジティブな地域づくり」を、関係府省庁、地方公共団体、民間企業等のネットワークにより強力に推し進める。

(主な事業)

- ・ OECM¹⁴を活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業
- ・ ネイチャーポジティブ地域づくり推進事業

⑫豊かな水環境の保全と活用による地域活性化

豊かな水辺等の良好な水環境の保全と活用により、観光や地場産業の振興、藻場・干潟の保全と地域資源を活用する里海づくりを促進し、生物多様性や景観等、多面的な観点で「良好な水環境の創出」を推進する。また、水辺の環境活動プラットフォームにより、関係者のつながりを促すことで、「良好な水環境の創出」による地域住民のウェルビーイングや地域の魅力向上を実現する。

(主な事業)

- ・ 良好な水環境の創出と健全な水循環推進事業
- ・ ウェルビーイング観光推進事業

⑬国立公園等の利用拠点の魅力向上

国立公園等の利用拠点を対象に、地域を主体として多様な関係者が連携して行う滞在体験の魅力向上に資するハード・ソフトの両面の取組（受入環境上質化、廃屋撤去等の景観改善、山小屋を含む宿泊施設の上質化、多言語対応、アクティビティ創出、人材育成、受益者負担の導入等）を総合的に実施し、持続可能で魅力的な滞在拠点を創出する。ジオパークや世界遺産等の多様な地域資源の保護や振興とも連携しながら、全国の国立公園等で「保護と利用の好循環」を創出する。

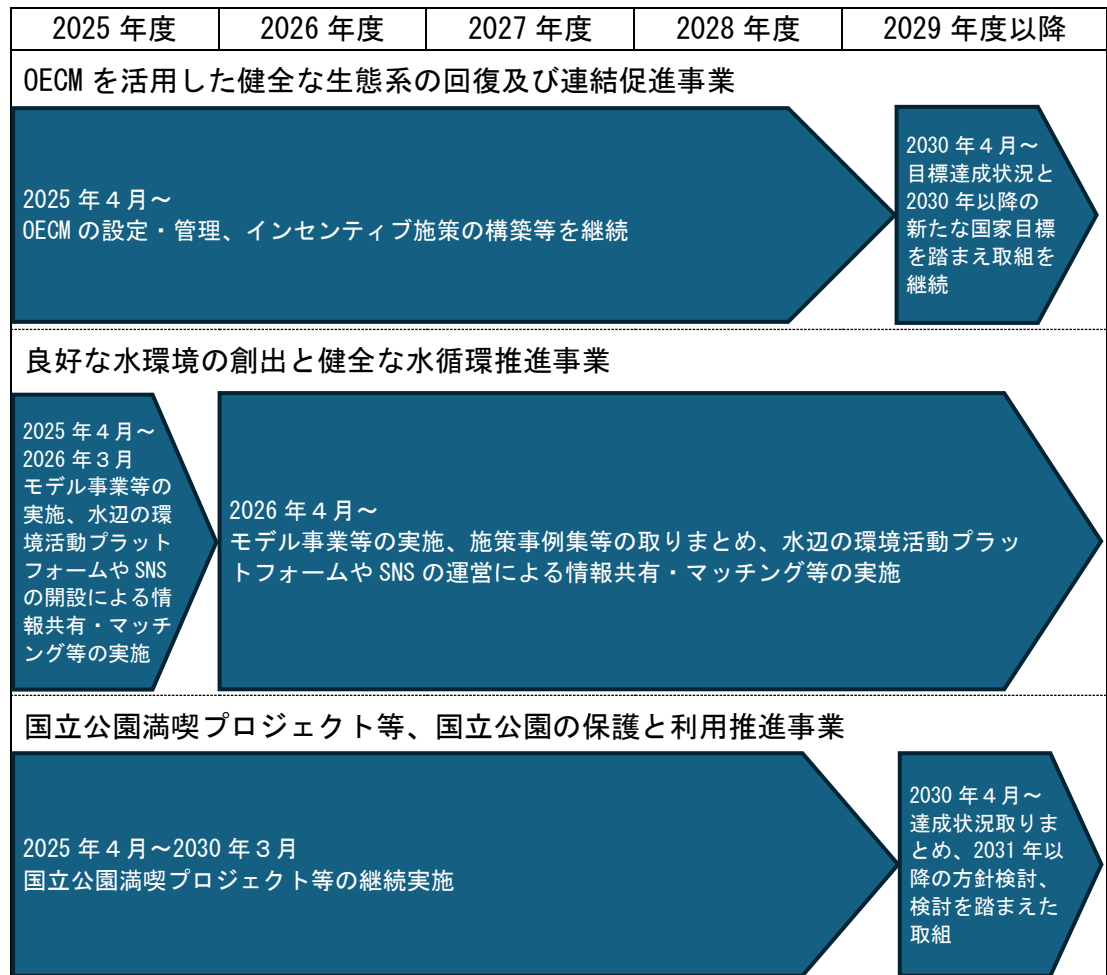
¹³ 「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指し、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で示された考え方。国際的組織として TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）が立ち上がる等、民間企業の価値創造の観点から重要性が増している。

¹⁴ Other Effective area-based Conservation Measure の略。保護地域以外で生物多様性保全に資する地域。

(主な事業)

- ・ 国立公園満喫プロジェクト等、国立公園の保護と利用推進事業

■ 工程表



■ アウトプット KPI

- ・ 我が国における保護地域及び OECM の占める割合：30%（2030 年度）

(地域の再生可能エネルギー)

⑭ 地域主導の脱炭素の展開による地域課題解決・地域経済活性化・自立分散型社会の創出

地方公共団体主導の地域脱炭素の取組は、売電収益を活用した農林水産業の振興や公共交通維持等の地域課題解決、脱炭素電源による企業立地等を進めることにつながることから、地域共生・裨益型の再生可能エネルギー導入等を支援する。

(主な事業)

- ・ 地域脱炭素推進交付金

⑮地域脱炭素による地域産業と農林水産業の更なる所得向上

再生可能エネルギーの活用による収益等により、農林水産業の所得向上・経営維持を図るため、地域の農林水産業等から創出される炭素クレジット（森林・農地由来のJ-クレジット、ブルーカーボン由来のクレジット等）の流通促進・需給マッチングや、適切な営農を確保しつつ農業者の所得向上にも資する営農型太陽光発電モデルを促進するとともに、売電収益が地域課題の解決に資する形で地域エネルギー会社による再生可能エネルギーの導入拡大・地産地消を推進する。

(主な事業)

- ・ 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業（具体的な脱炭素施策の検討・実施支援、地域共生・地域裨益型の再生可能エネルギー導入支援）
- ・ 地域脱炭素推進交付金

■工程表



■アウトプット KPI

- ・ 地域脱炭素推進交付金による CO2 排出量の削減：18,167,874t-CO2（2030 年度）

（循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行（廃棄物等の活用））

⑩地域の特性をいかした資源循環の推進

循環経済への移行により、廃棄物等を地域資源として活用し付加価値創出等を進めるため、先進的技術の社会実装支援等や資源循環産業と製造業をつなぐ物流網の強化による高品質な再生材を安定的に供給する新たな資源循環ネットワーク・拠点の構築や、「資源循環自治体フォーラム」を通じた関係者のマッチングとこれと連携した地域人材育成・設備導入支援等による地方での新規ビジネス創出を進める。これらの関係府省庁の施策を統合したパッケージにより、地域の資源循環の実現を総合的に推進する。

（主な事業）

- ・ 地域の資源循環促進支援事業
- ・ 資源循環ネットワーク形成及び再生材製造拠点の戦略的構築に関する調査及び実証事業

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
地域の資源循環促進支援事業				
2025 年 4 月～2028 年 3 月 資源循環自治体フォーラム等を活用し、循環型ビジネスモデル実証事業を実施			資源循環自治体フォーラム等における 実証事業の横展開・拡大により、資源 循環ビジネスを創出	

■アウトプット KPI

- ・ 地域の課題を解決する資源循環に係るモデル実証事業実施件数
： 毎年 14 件（2025～2027 年度）
- ・ 実証・調査事業の実施： 1 件（2026 年度）

b. GX・DXの推進

GX・DXの推進については、ワット・ビット連携の推進、GX・DX分野における大規模投資の促進に取り組むことで、GXやDX等の新産業を創出し、地方経済の稼ぐ力を強化する。

(1) ワット・ビット連携の推進

①ワット・ビット連携によるデジタルインフラの分散立地、ネットワークインフラ整備の推進

効率的な電力・通信インフラの整備を通じた電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）により、データセンターや海底ケーブル等の地方分散等を図る。あわせて、これらをつなぐ高速・高品質なネットワーク（オール光ネットワーク¹⁵や非地上系ネットワーク¹⁶、無線アクセスネットワーク¹⁷、光ファイバ）の技術開発・環境整備、公設光ファイバの円滑な民間移行を推進する。

（主な事業）

- ・革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業
- ・海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業

(2) GX・DX分野における大規模投資の促進や人材の育成確保

①GX・DX分野における大規模投資の促進や人材の育成確保

半導体・蓄電池等のGX・DX分野は、関連産業の裾野が広く、また、大規模な投資が必要となることから、地域経済に対して大きな波及効果を有している。このため、地方において新たな産業集積の形成を図ることが重要であることから、その核となる大規模な投資の促進と併せて、電子部品等周辺産業での設備投資促進や産学官連携による関連人材の育成強化を図る。

（主な事業）

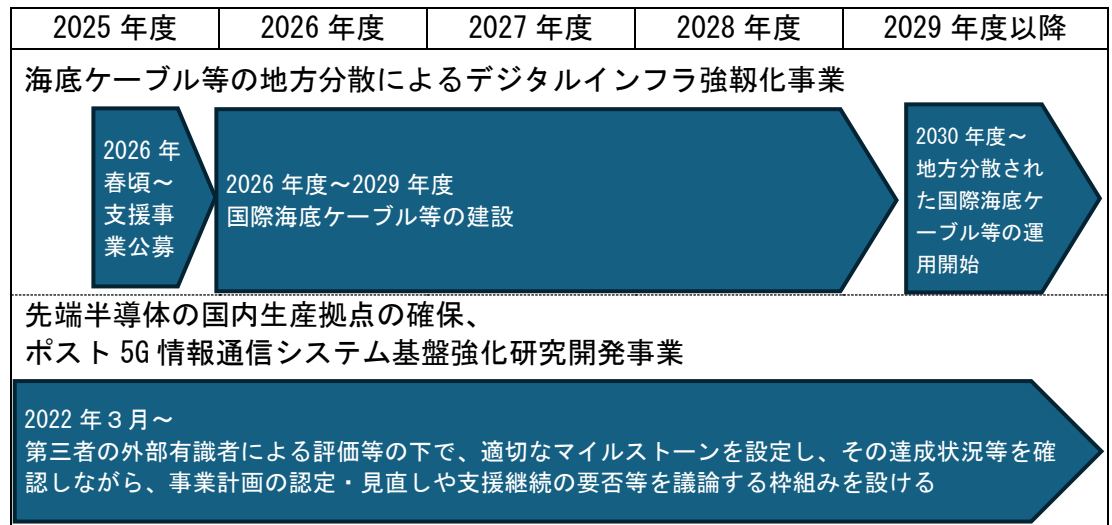
- ・先端半導体の国内生産拠点の確保
- ・ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業

¹⁵ All-photonic network (APN)。電気通信と光通信を融合させることでネットワークの高速化と大幅な低消費電力化を実現する技術（総務省情報通信審議会「Beyond 5G に向けた情報通信技術戦略の在り方」中間答申（令和4年6月30日））。

¹⁶ Non-terrestrial network (NTN)。移動通信ネットワークについて、地上に限定せず、海や空、宇宙に至る全てを多層的につなげるもの（総務省「令和6年版情報通信白書」（令和6年7月5日））。

¹⁷ Radio access network (RAN)。通信事業者の保有するネットワークの末端部分であり、携帯電話の場合は、基地局と端末を結ぶ部分を指す（総務省「令和2年版情報通信白書」（令和2年8月4日））。

■ 工程表



■ アウトプット KPI

- ・ 国内で半導体を生産する企業の合計売上高（半導体関連）：15 兆円超（2030 年）
- ・ ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業で開発した技術の実用化率：50%以上（各採択テーマ終了後おおむね 3 年）

c. 産業の地方移転・産業立地促進

産業の地方移転・産業立地促進については、産業用地・インフラ確保の促進や本社機能の地方分散に取り組むことで、地方に産業を創出し、地方経済の稼ぐ力を強化する。

(1) 産業用地・インフラの確保

①産業用地・インフラ確保の促進

投資の国内回帰・国内生産体制の強化を図る動きが見られる中で、産業用地・インフラが枯渇し、その確保が投資決定のボトルネックとなる可能性がある。そのため、既存用地の活用を図るための産業用地マッチング事業を創設した。また、GX・DXの進展を見据えた産業インフラへの支援を行うとともに、まちづくり方針と調和した形で地方公共団体又は官民連携により行う新たな産業用地整備支援の強化について検討を行う。

(主な事業)

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金事業等
- ・産業用地整備促進税制

(2) 本社機能の地方分散

①本社機能の地方移転・拡充の更なる促進

地方拠点強化税制は、地方に良質な雇用を創出し地方への新たな人の流れを生み出すため、2015年度に創設され、地方に本社機能を有する業務施設を整備する場合、計画認定を受けた事業者に対し、建物の取得価額や雇用者増加数に応じた税額控除等を講じてきた。企業の地方拠点の整備を更に促進するため、企業への更なるインセンティブ付けによる地方公共団体の誘致活動の活性化とともに、地方公共団体の支援策の可視化や他施策と連携した取組の推進を図る。

(主な事業)

- ・地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者に対する特例措置（地方拠点強化税制等）

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金事業等				
2025 年度～ 2025 年内を目途に関係法令の改正も視野に検討を進め、方向性を取りまとめた後、必要な措置を講じる				
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者に対する特例措置（地方拠点強化税制等）				
2015 年度～2027 年度 地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計 4 万人の達成を目指した取組			2028 年度～ 取組の進捗や税制の効果分析を踏まえ、今後の方向性等を検討	

■アウトプット KPI

- ・産業用地整備支援により新たに計画される地域経済をけん引する中小企業等が立地するための産業用地の面積：35.8ha（2026 年度）
- ・地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計：4 万人（2015 年度～2027 年度累計）

d. 中小企業等の稼ぐ力の強化

中小企業等の稼ぐ力の強化については、地域経済において大半を占める中堅・中小企業に対する支援や地域金融力強化に取り組むことで、中小企業等の収益力を高め、地方経済の稼ぐ力を強化する。

(1) 地域経済をけん引する中堅・中小企業に対する地域の支援体制の構築

①中堅企業の成長促進

中堅企業は、地域の域外販売額・域内仕入額の双方で高いシェアを有し、国内外へ事業を展開することで、幅広い波及効果をもたらすことが期待される。そのため、「中堅企業成長ビジョン」¹⁸に基づき、中堅企業が直面する幅広い課題（ガバナンス、資金調達、人材確保、M&A、イノベーション、海外展開等）に対応し、総合的に支援するとともに、特に地域経済への波及効果が大きい重点支援企業を選定し、地域ごとの支援体制を整備する。

（主な事業）

- ・中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金事業
- ・中堅・中核企業の経営力強化支援事業

(2) 地域経済の更なる成長に向けた地域金融力の強化

①地域金融力の強化に向けた政策パッケージの推進

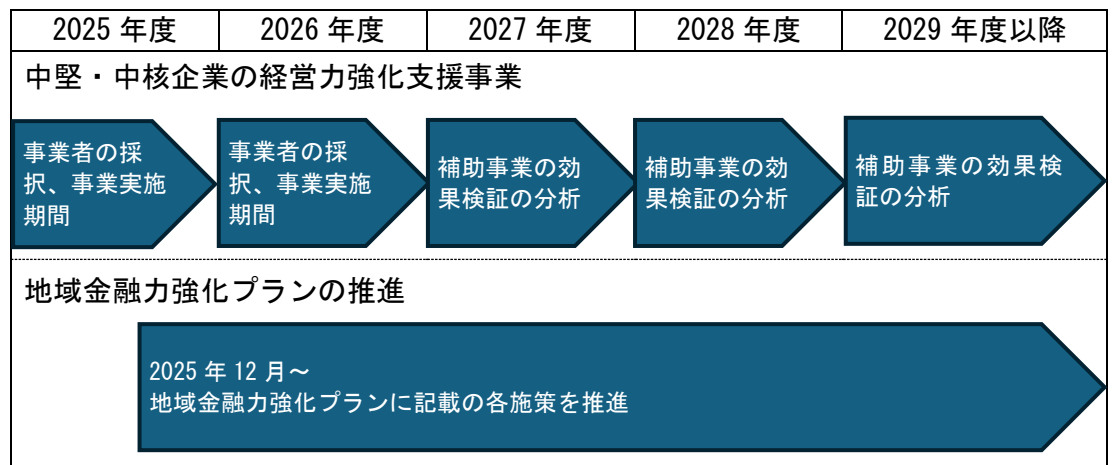
地域金融の地域経済に貢献する力（地域金融力）を強化するため、金融機関による地域資源の活用や地域課題の解決、地域の事業者に対する経営改善や事業再生、人材確保等の支援、地域の事業に対する事業性融資の推進といった地域金融機関による地方創生の取組を後押しするための施策や、地域金融機関自身の経営基盤を強化するための施策（資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保策を含む資本参加制度や資金交付制度の延長・拡充等）をパッケージ化した地域金融力強化プランを推進する。

（主な事業）

- ・地域金融力強化プランの推進

¹⁸ 第9回中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ決定（令和7年2月21日）。

■工程表



■アウトプット KPI

- ・中堅・中核企業の経営力強化支援事業における重点支援企業数：200 件（2026 年度）
- ・（中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金事業の）交付決定企業の申請計画における、対象事業に関わる従業員の一人当たり給与支給総額伸び率：
 - 地域別の最低賃金の伸び率（令和 5 年度補正予算）を超える（2030 年度）
 - 全国平均の最低賃金の伸び率（令和 6 年度補正予算）を超える（2031 年度）

e. スタートアップの創出促進

スタートアップの創出促進については、スタートアップを生み出すエコシステムの形成や産学官共創に向けた拠点の形成に取り組むことで、地方に新産業や高付加価値型産業を創出し、地方経済の稼ぐ力を強化する。

(1) ディープテック分野を始めとしたスタートアップを生み出すエコシステムの形成

①第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市の推進

スタートアップ・エコシステム拠点都市において、地域の産業・研究特性をいかした分野・領域の重点化、オープンイノベーションや公共調達促進、核となる組織・人材の育成・確保等を通じて持続的なエコシステムへと強化し、地域も含めたグローバル水準のエコシステムへ強化するとともに、拠点都市及び関係府省庁による地方創生・スタートアップ支援との融合を通じて、世界に伍するスタートアップ・フレンドリーなエコシステム拠点都市形成に資する取組の強化を図る。

(主な事業)

・ グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラム

(2) 産学官共創に向けた拠点の形成

①産学官連携によるオープンイノベーションの推進

地方におけるイノベーション・エコシステムの強化を図る観点から、関係府省庁が連携して産学官連携を生み出す場づくりを行う。そのため、従来の拠点の整備の取組（国立研究開発法人産業技術総合研究所ブリッジ・イノベーション・ラボラトリ及び量子・AI 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター「G-QuAT」(ジー・クアット)、地域大学のインキュベーション・産学融合拠点等)を強化し、産学官共創に向けた拠点整備を強化するとともに、これらの場を活用した産学官連携の取組を後押しする。

(主な事業)

・ 地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備
・ ブリッジ・イノベーション・ラボラトリ (BIL)

(3) ローカルスタートアップの創出・拡大

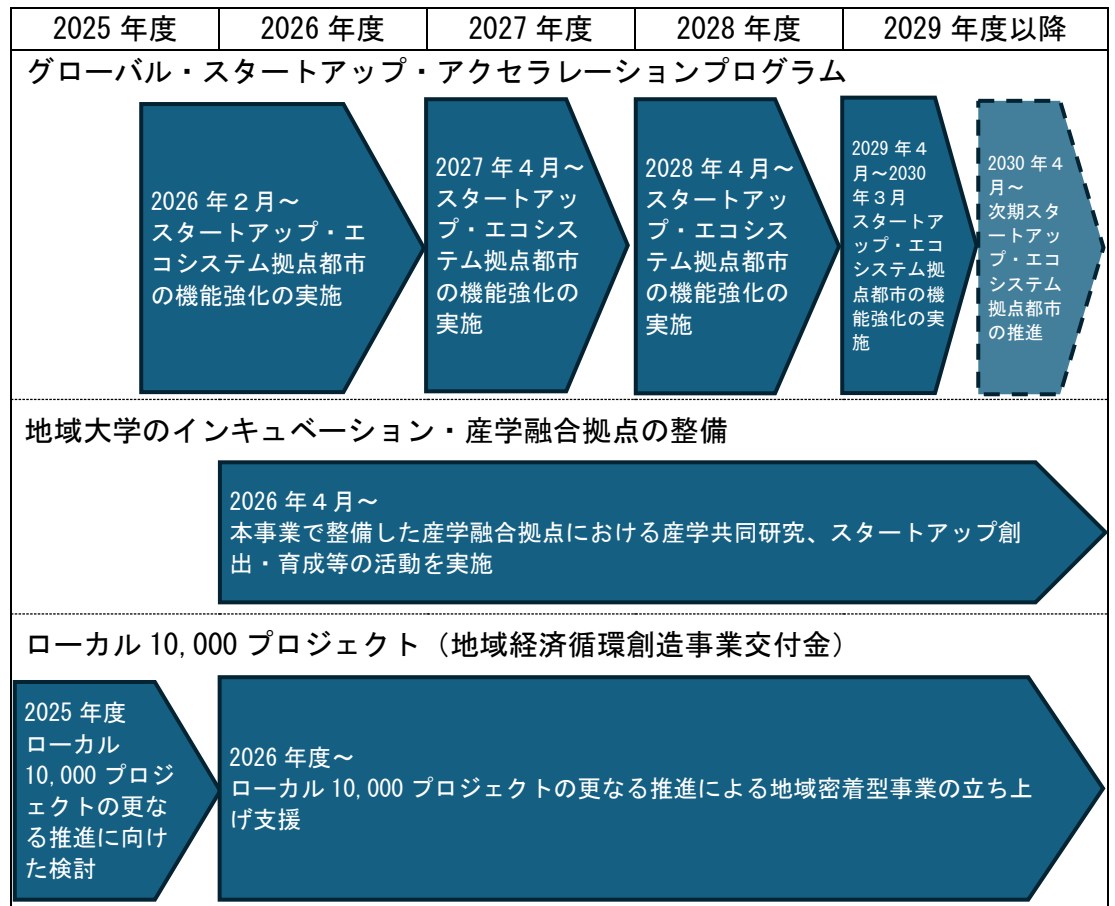
①ローカル 10,000 プロジェクトの推進

地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援し、付加価値の向上を図る「ローカル 10,000 プロジェクト」において、「女性・若者の活躍に関連する事業」を重点支援の対象とする等、地方公共団体のローカルスタートアップ支援の取組を加速化する。

(主な事業)

- ・ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

■工程表



■アウトプット KPI

- ・第 2 期スタートアップ・エコシステム形成計画における KPI 達成割合：80%（2029 年度）
- ・産学連携プロジェクトの創出件数：240 件（2029 年度）
- ・ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）活用事業における継続事業の割合：95%（2025 年度～2029 年度）

f. 地場産品の輸出促進

地場産品の輸出促進については、農林水産物・食品等の輸出拡大の加速化や地方での海外展開支援体制の構築に取り組むことで、国外の需要を取り込み、地方経済の稼ぐ力を強化する。

(1) 地域の特色ある農林水産物・食品等の輸出拡大の加速化

①輸出促進等による農山漁村の付加価値創出の実現

グローバルな世界市場とローカルな地方産業を直結させ、グローバルな経済成長を実現するため、農林水産物・食品等の地域資源を活用した輸出拡大の加速化、食品産業の海外展開、農泊等とも連携したインバウンドによる食関連消費の拡大を連携して進めるとともに、地域ブランド、優良品種の保護・活用により地域の「海外から稼ぐ力」の強化につなげる。また、地方公共団体、地方銀行、地域商社等の連携を推進するとともに若者・女性・外部専門人材を巻き込んで、地域ぐるみの稼げる輸出等を実現する。

(主な事業)

- ・大規模輸出産地モデル形成等支援事業
- ・新市場開拓推進事業

②地域に根付く酒蔵を中心とした輸出・インバウンドの強化【再掲】

中小・小規模事業者が大半を占める酒類事業者の経営基盤の強化を図るべく、ブランド化・高付加価値化等による輸出拡大やインバウンドへの魅力訴求等による関連消費の拡大に係る取組を推進するとともに、酒類製造者に対し担い手育成や原料の安定的な確保を図るための支援等を講ずる。

(主な事業)

- ・酒類業振興支援事業
- ・国際的プロモーション事業

(2) 地方を支える企業の輸出・海外展開支援

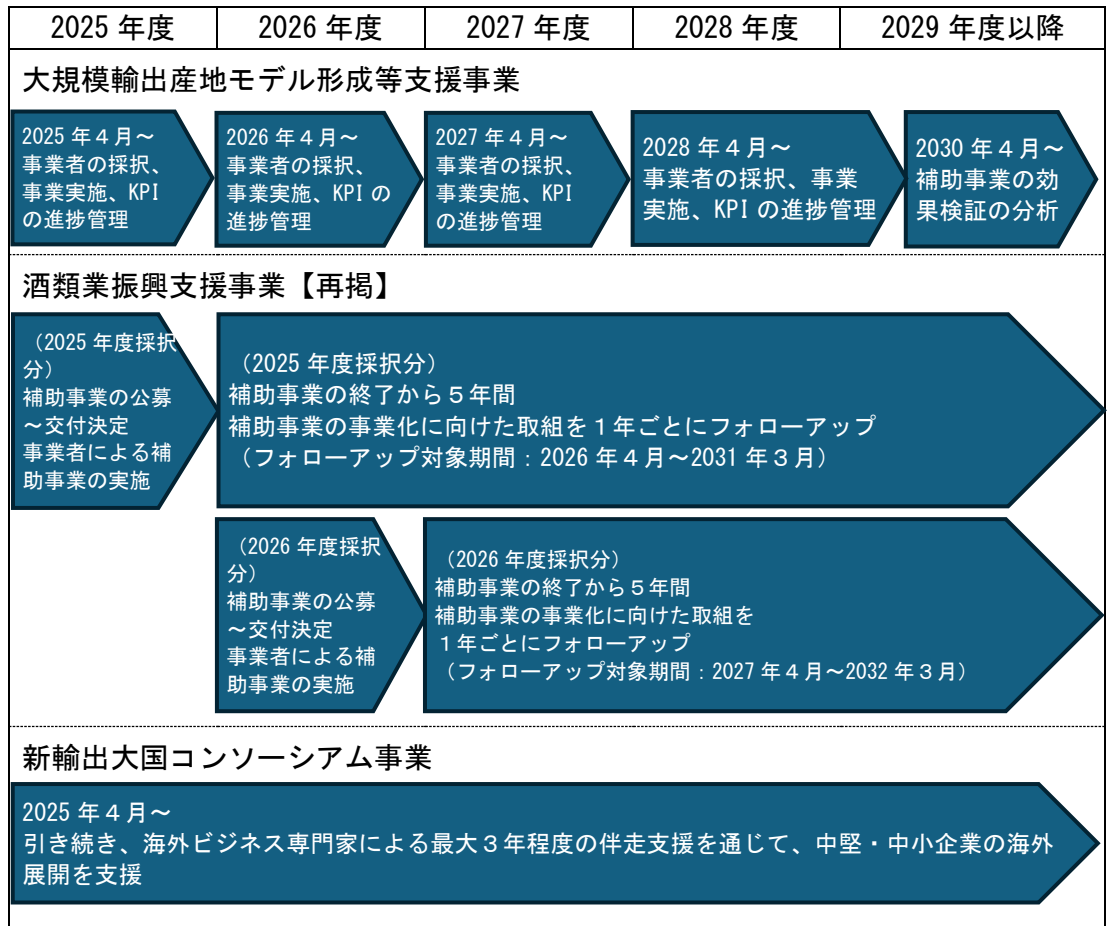
①地方での海外展開支援体制の構築

地方経済の高付加価値化に向けて、地域自らが魅力ある産品の「地産外商」を充実させることが重要であるが、人口減少に直面する地方の企業等は、単独で販路開拓等に取り組むノウハウやネットワークに乏しい傾向にある。そのため、関係機関が行う「新規輸出1万者支援プログラム」の更なる充実を図るとともに、輸出支援事業者同士の連携による輸出支援エコシステムの構築に取り組む。

(主な事業)

- ・ 新輸出大国コンソーシアム事業
- ・ 越境 EC 等利活用促進事業

■ 工程表



■ アウトプット KPI

- ・ 専門家のハンズオン支援による輸出・投資等の海外展開支援件数
： 735 件 (2026 年度)
- ・ 越境 EC 等の活用支援による輸出・投資等の海外展開支援件数
： 3,919 件 (2026 年度)

g. インバウンド促進

インバウンド促進については、観光・インバウンドの地方誘客の促進やインバウンドに係る環境整備に取り組むことで、国外の需要を取り込み、地方経済の稼ぐ力を強化する。

(1) 観光・インバウンドの地方誘客の促進

①観光・インバウンドの地方誘客の促進を通じた高付加価値化

2030 年訪日外国人旅行者数 6,000 万人・消費額 15 兆円を目指し、インバウンドの地方誘客を促進するため、自然、歴史・文化・芸術・スポーツ、農山漁村、景観等の「多様な地域資源」をいかした観光コンテンツ造成や観光客向けの移動手段等の受入環境整備等に取り組む地域等を支援し、観光地の高付加価値化を進める。また、観光データの収集・分析・活用等に取り組む地域等を専門家の派遣等を通じて支援する。

(主な事業)

- ・ DMO¹⁹総合支援事業
- ・ 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業

(2) 電子渡航認証制度の導入による厳格・円滑な出入国審査の推進

①電子渡航認証制度の導入による厳格・円滑な出入国審査の推進

外国人からあらかじめ情報を取得して事前スクリーニングを行う電子渡航認証制度を導入するとともに、電子渡航認証を受けた外国人については、ウォークスルー型ゲート等を活用して出入国審査の円滑化を推進する等、大都市圏の主要空港やその他の空港におけるデジタル技術を活用した出入国審査の高度化を図ることで、地方経済に高付加価値を創出する活発な人の往来を下支えする。

(主な事業)

- ・ 電子渡航認証制度

¹⁹ Destination Management/Marketing Organization の略。観光地域づくりの司令塔となる法人のこと。

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
DMO 総合支援事業				
2025 年 7 月～ 事業の検討	2026 年 4 月～ 事業の実施			
電子渡航認証制度				
2025 年 4 月～ 電子渡航認証制度に係る制度設計、システム開発 （要件定義・設計・開発）等			2028 年度～ 電子渡航認証制度の導入・運用	

■アウトプット KPI

- ・インバウンド消費額：15 兆円（2030 年）

B. 地域の人材力強化

h. 人材育成・リスクリング促進

人材育成・リスクリング促進については、地域を担う人材の育成、リスクリングの推進、デジタル人材育成に取り組むことで、地域における新たな価値の創造や生産性の向上を図り、地方経済の稼ぐ力を強化する。

(1) 地域を担う人材の育成

①地創塾等地方を担う人材育成の推進

地方創生に関係するステークホルダー同士のつながりを構築しながら、地域課題の解決を目指す「地創塾」を開催することや、「地方創生カレッジ事業」において実践的な知識をeラーニング講座で提供すること等を通じて、地方を担う人材を育成しつつ、各地域における好事例を横展開する。

(主な事業)

- ・ 地方創生カレッジ事業
- ・ 地方創生に関する国民との信頼と対話事業

②地方における法曹人材の確保

人口減少と少子高齢化に伴い、法曹人材(弁護士)の偏在が更に進み、地域社会での法曹人材の不足が懸念されるところ、あらゆる地域において必要十分な法曹人材を育成・確保するため、地方で活躍する法曹人材の姿を含めた法曹の魅力に関する継続的な情報発信、偏在に関する現状分析及び具体的施策の実施に向けた検討等の各種取組を進め、法曹人材の地方への定着を図ることにより、地域社会で生じる法的問題の解決を通じた安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会の実現を目指す。

(主な事業)

- ・ 地方で活躍する法曹人材の姿を含めた法曹の魅力発信
- ・ 法曹人材の地方定着を図るための施策の実施

③地域におけるエッセンシャルワーカー等の養成

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校及び養成校において、各地域の実情に応じたエッセンシャルワーカーや地域の担い手となる人材の養成を関係機関と連携しながら進めるほか、大学等を核とした地域の産学官金等の連携基盤を整備する。

(主な事業)

- ・ 「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業
- ・ 私立大学等経常費補助金

(2) 産学官連携・スキリングの推進

①産学官連携・スキリングによる地方創生

中小企業の経営者を含め、多くの社会人が地方の大学で学び直しを行うことが当たり前の社会の実現を目指し、大学が地域の産学官金等と連携し、リスキリングを構築する取組を支援し、地域人材ニーズを踏まえたリスキリングの提供を通じて、持続的に地域人材の育成を図る。

(主な事業)

・産学連携・スキリング・エコシステム構築事業

(3) 地域におけるデジタル人材の育成・確保の推進

①大学・高専機能強化支援事業による成長分野の人材育成

デジタル・グリーン等の成長分野の高度専門人材を育成するため、意欲ある大学・高等専門学校（高専）が、地域の地方公共団体や産業界と連携しつつ、成長分野への学部転換等の改革に予見可能性を持って取り組めるよう、安定的で機動的かつ継続的な支援を行う。

(主な事業)

・大学・高専機能強化支援事業

②地方におけるデジタル化支援事業者の育成を通じた中小企業の生産性向上支援

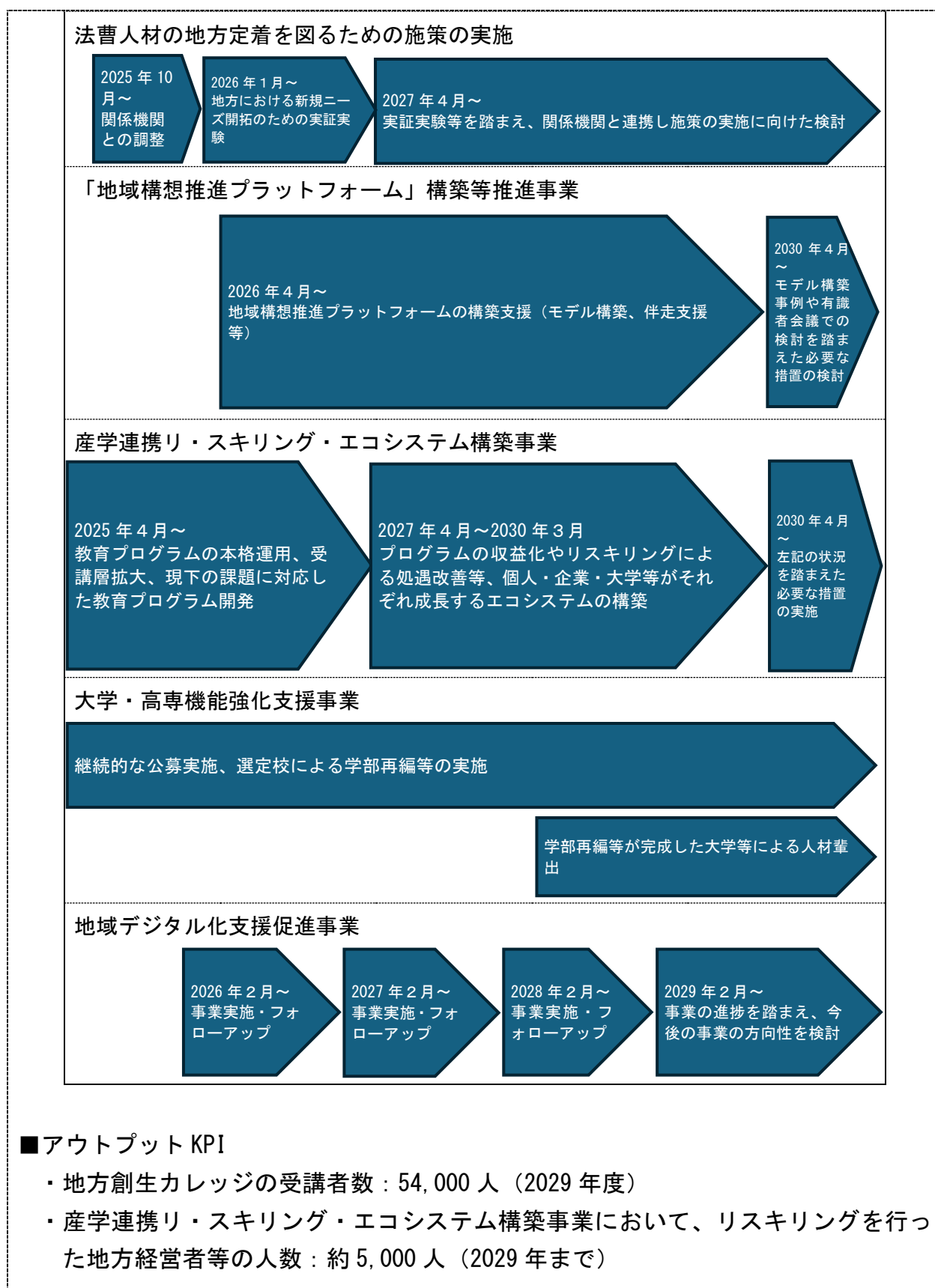
地方においては、デジタル化について一定の関心が見られるものの、取組方に悩む中小企業が多く、またそうした企業に対してデジタル化の支援を行うプレーヤーも不足している。このため、地域企業との強固な関係性を持つ地域金融機関等を、デジタル化支援を行う伴走者として育成・強化し、地域企業のデジタル活用による成長・生産性向上、ひいては地域経済の活性化を後押しする。

(主な事業)

・地域デジタル化支援促進事業

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
地方創生カレッジ事業				
2025 年 4 月～ 事業実施・フォローアップ			2028 年 4 月～ 事業の進捗を踏まえ、今後の方向性を検討	



2. 豊かな生活環境

C. 持続可能な生活インフラの実現

i. 公共交通の維持

地域公共交通については、地域の実情に応じた移動手段の導入や複数の地方公共団体の連携等を進めるほか、自動運転の普及・拡大等に取り組むことで、「交通空白」の解消につなげていく。

(1) 「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開

① 「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開

国土交通省「交通空白」解消本部の「「交通空白」解消に向けた取組方針 2025」²⁰に基づき、まずは、集中対策期間（2025 年度～2027 年度）において、公共・日本版ライドシェア等の普及、民間技術・サービスの活用、地方運輸局等による伴走、地域の輸送資源のフル活用等を加速させるための新たな制度的枠組みの構築等、これまでを上回る国の総合的支援の下、「交通空白」の解消を図るとともに、省力化の推進、担い手の確保、自動運転車の活用推進に向けた制度整備を含む自動運転の普及・拡大等、地域交通のり・デザインを全面展開する。

（主な事業）

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業
- ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律²¹

② 地域交通 DX の推進

中小企業が大部分を占める地域交通分野において生産性向上やサービス品質向上を図り持続可能な地域交通を実現するため、デジタル技術を活用した既存の仕組みの変革（DX）を図る施策として、MaaS 等による交通サービスの高度化、データ活用による路線再編、業務システムの共通化による連携推進等、多様なテーマでベスト・プラクティス創出と標準化及びその水平展開を進める地域交通 DX を推進する。

（主な事業）

- ・ 地域交通 DX 推進プロジェクト「COMmmONS（コモンズ）」の推進

²⁰ 国土交通省「交通空白」解消本部決定（令和 7 年 5 月 30 日）。

²¹ 平成 19 年法律第 59 号。

(2) 自動運転技術等を活用した新たなモビリティサービスの社会実装の実現

① ドローンを活用した新たなサービスの導入

ドローンの運航管理システム（UTM）を導入するとともに、エリア単位でのレベル4飛行（有人地帯での目視外飛行）や多数機同時運航の普及拡大に向けた取組や、Smart River Spot 等のインフラ整備を進めることにより、ラストワンマイル輸送、災害時輸送、河川空間における巡視・点検等のインフラメンテナンスの準自動化・効率化を進めることで、新たなサービスの導入を推進する。

（主な事業）

・ 無人航空機の更なる制度設計のための調査・検討

② デジタルライフラインの全国整備

地方において人手不足が深刻化する中で、生活必需サービスやインフラ機能の維持、激甚化する災害への対応が大きな課題になっており、「デジタルライフライン全国総合整備計画」²²に基づき、これら社会課題を自動運転やドローン等の社会実装によって解決することを目指す。

そのため、ドローン航路、自動運転サービス支援道、インフラ管理 DX 等のアーリーハーベストプロジェクトの成果も踏まえ、ロードマップやガイドライン等に基づき全国展開を加速する。

（主な事業）

・ 地域の社会課題解決に向けたデジタルライフライン整備加速事業

③ 新たなモビリティサービスの社会実装の実現

自動運転技術を活用したモビリティサービスを、人口密度の高い都市部だけではなく地域でこそ実現するため、新たなモビリティサービスの社会実装に向けたロードマップ²³に基づき、その事業化の加速に向けて、先行的事業化地域を設定し、関係府省庁の支援策を集中するとともに、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築についての更なる検討や、「交通商社機能」²⁴の普及等を進める。

（主な事業）

・ モビリティ・ロードマップの策定

²² デジタル行財政改革会議決定（令和6年6月18日）。

²³ 「モビリティ・ロードマップ 2025」（デジタル社会推進会議決定（令和7年6月13日））。

²⁴ 地域において掘り起こしきれていない移動需要の可視化や集約と、これに応える最適なモビリティサービスの企画・設計を一体的に行い、その具体化を関係事業者に促す機能。

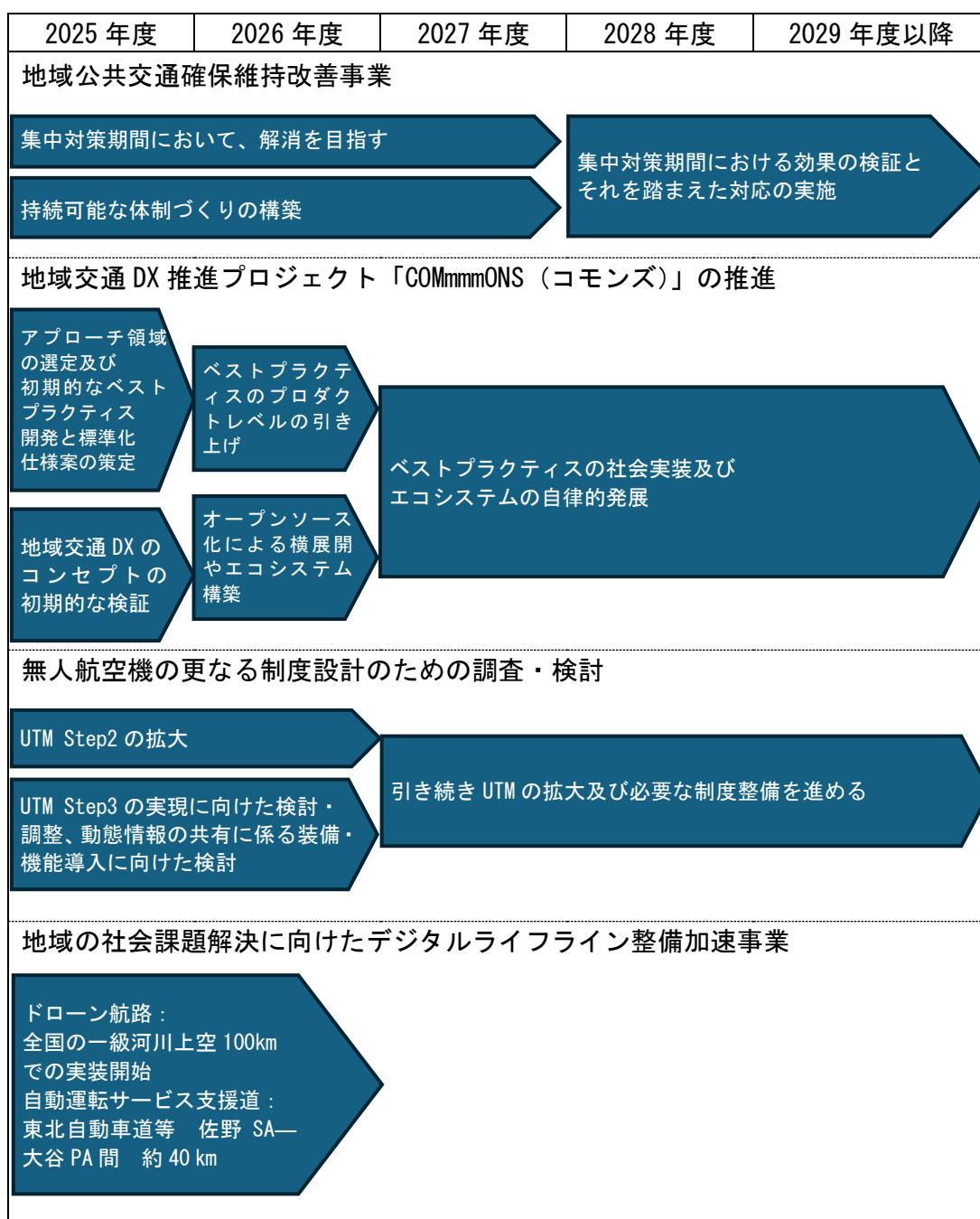
④小型無操縦者航空機の社会実装に向けた環境整備

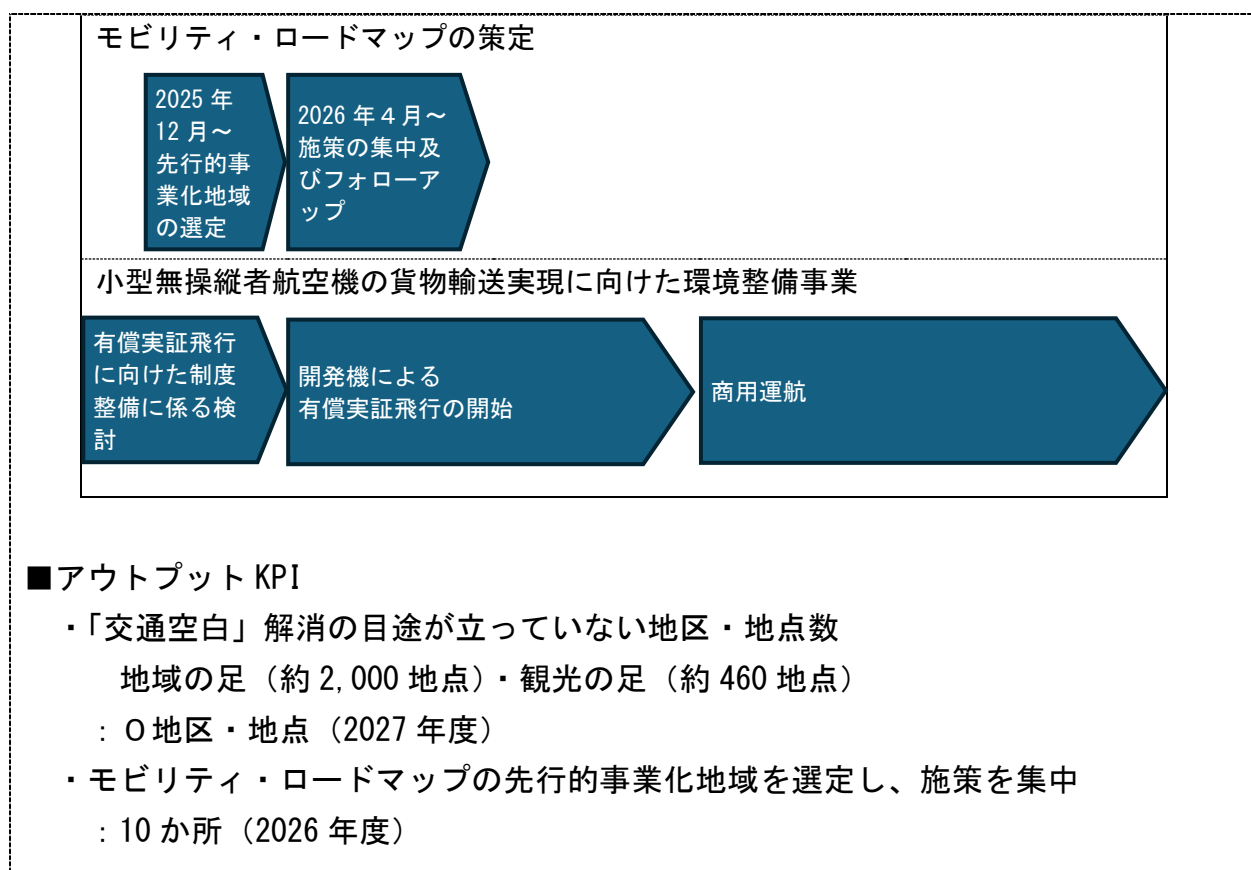
山間地や災害時における物資輸送等への幅広い活用が期待される小型無操縦者航空機の早期実装に向けて、当該機体の開発促進及び運航実現に必要な基準等の整備を推進する。

(主な事業)

- ・ 小型無操縦者航空機の貨物輸送実現に向けた環境整備事業

■工程表





j. 買物環境の維持

買物環境については、日常生活に必要なサービスを提供する総合的な拠点づくりや、ロボット等のデジタル技術の活用等に取り組むことで、生活必需品の買物に不自由しない環境の維持・向上につなげていく。

(1) 将来を見据えた地域のサービス拠点づくり等

①地域くらしサービス拠点の形成

人口減少や高齢化により、中山間地域を中心に困難となっている日常生活に必要なサービス（買物、行政機能、医療・福祉、交通、防災等）を低コストかつ効率的に維持していくため、既存施設や民間のノウハウを活用しつつ、複数のサービスを1か所で提供する、総合的な拠点づくりを推進する。

（主な事業）

- ・ 地域くらしサービス拠点推進事業
- ・ 関係府省庁の相談体制の整備

②住民の生活維持に必要なサービス供給の持続性確保

人口減少・少子高齢化の下において、生活必需品の小売等、住民生活に不可欠な民間サービスの維持・向上を実現するため、省力化、デジタル化、事業の多角化・広域化等の取組を企業、協同組合等の多様な主体に行わせる等、サービス供給の持続性確保のために必要な法制上の措置等について検討する。

（主な事業）

- ・ 生活の維持に必要なサービスを確保するための制度整備
- ・ 生活維持役務等効率化促進事業

(2) 自動運転技術等を活用した新たなモビリティサービスの社会実装の実現

①ドローンを活用した新たなサービスの導入【再掲】

ドローンの運航管理システム（UTM）を導入するとともに、エリア単位でのレベル4飛行（有人地帯での目視外飛行）や多数機同時運航の普及拡大に向けた取組や、Smart River Spot等のインフラ整備を進めることにより、ラストワンマイル輸送、災害時輸送、河川空間における巡視・点検等のインフラメンテナンスの準自動化・効率化を進めることで、新たなサービスの導入を推進する。

（主な事業）

- ・ 無人航空機の更なる制度設計のための調査・検討

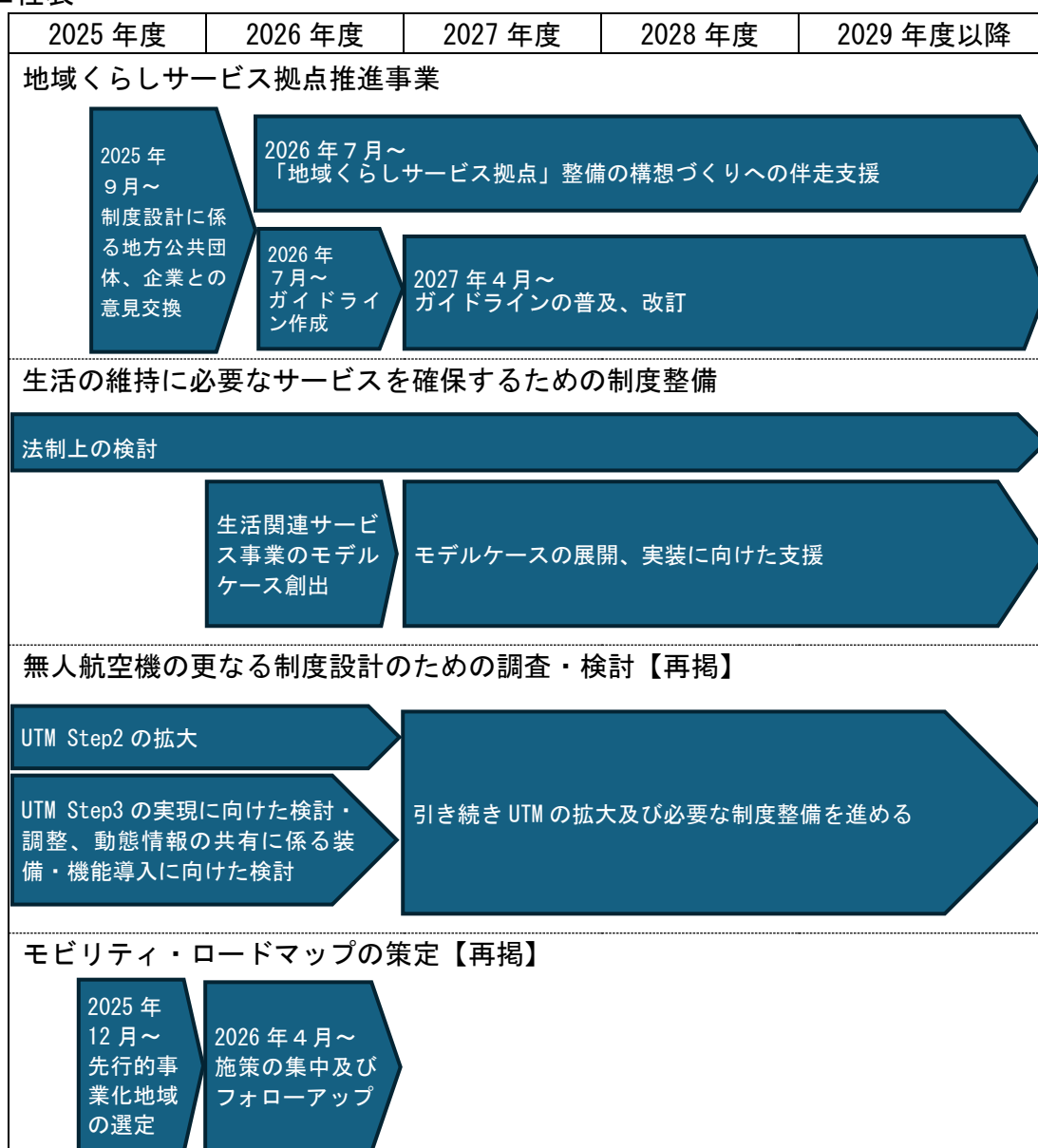
②新たなモビリティサービスの社会実装の実現【再掲】

自動運転技術を活用したモビリティサービスを、人口密度の高い都市部だけではなく地域でこそ実現するため、新たなモビリティサービスの社会実装に向けたロードマップに基づき、その事業化の加速に向けて、先行的事業化地域を設定し、関係府省庁の支援策を集中するとともに、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築についての更なる検討や、「交通商社機能」の普及等を進める。

(主な事業)

・モビリティ・ロードマップの策定

■工程表



■アウトプット KPI

- ・「地域くらしサービス拠点」整備の構想が作成された地方公共団体数
： 50 団体（2030 年度）
- ・省力化、多角化、広域化等により、生活維持に必要なサービスの効率化を図る
事業者数： 50 事業者（2028 年度）

k. インフラの維持

地域のインフラについては、地方公共団体間の広域的な連携や官民の連携に取り組むことで、老朽化が進むインフラの持続可能で効率的な維持・管理につなげていく。

(1) 広域連携、官民連携でのインフラ老朽化対策

①分野横断型・広域型 PPP／PFI 事業の推進

地方公共団体間の広域連携や類似施設・共通業務の統合による事業の効率化を図りつつ PPP／PFI 手法を活用したインフラの整備・維持管理・運営を推進するため、公共施設等運営事業等の導入検討に対する支援の重点化を図るとともに、地域の産官学金等が参画した広域型の地域プラットフォームの形成や運営課題の解決に向けた支援を行うほか、地域プラットフォームを活用した案件形成を促進するための環境整備を推進する。

(主な事業)

- ・ 民間資金等活用事業調査費補助金
- ・ 地域プラットフォーム形成・運営支援事業

②群マネによるインフラの老朽化対策

技術系職員に限られる中でも、的確なインフラメンテナンスを確保するため、複数の地方公共団体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉え、効率的・効果的にマネジメントしていく地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）による広域的な連携を推進する。くわえて、新技術導入を始めとする維持管理業務のノウハウを助言するために、専門家の派遣等による地方公共団体支援体制構築に取り組む。

(主な事業)

- ・ 戦略的なインフラメンテナンスの全国展開

(2) 上下水道の広域化・分散化と衛星データ等の活用

①上下水道の広域化・分散化と衛星データ等の活用

日常に不可欠な上下水道サービスについて、業務の共通化や、情報整備・管理の標準化、水道の分散型システムの導入等による上下水道の経営広域化及び分散化を含む施設の規模・配置の最適化、衛星データや AI を活用したメンテナンスの効率化を行うほか、地方公共団体における災害用井戸等の活用に向けた取組を促進することで、安定的で持続的な上下水道サービスの提供や災害時の代替水源の確保を図る。

(主な事業)

- ・水道事業の広域連携
- ・下水道事業の広域連携

(3) 広域的な視点で住まい・都市機能・業務機能等を集約したまちづくり

①人口減少を踏まえたコンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展による都市の持続性の確保

人口減少下において、都市の持続性を確保するため、市町村域を越えた広域連携の推進、まちなかでの業務機能（オフィス・研究施設等）の集積等を通じて、「稼ぐ力」、「イノベーション」、「地域の活力・にぎわい」等を創出するとともに、地方公共団体がまちづくりの適切な評価・見直しを行う環境を整備することにより、住まい・都市機能・業務機能が近接した利便性の高い楽しく暮らせるまちづくりを推進し、コンパクト・プラス・ネットワークを深化・発展させ、「令和の都市（まち）リノベーション」を推進する。

(主な事業)

- ・コンパクトシティ形成支援事業
- ・都市構造再編集中支援事業、都市・地域交通戦略推進事業

②連携中枢都市圏²⁵を始めとした広域連携の推進

持続可能な行政サービスの提供体制を構築していくため、連携中枢都市圏を始めとした広域での連携により、複数の地方公共団体による公共施設の集約化・複合化等や専門人材の確保、事務の共同処理といったソフト・ハードの両面の取組も促す。

(主な事業)

- ・連携中枢都市圏構想の推進
- ・定住自立圏構想の推進

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
民間資金等活用事業調査費補助金				
調査費補助事業（補助金）の実施				

²⁵ 地方圏において、原則として、昼夜間人口比率おおむね 1 以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とが連携し、経済成長のけん引等に取り組む圏域。

戦略的なインフラメンテナンスの全国展開

2025 年 10 月～
全国展開に向けて手引等を活用し、ノウハウ等を横展開

水道事業の広域連携

2023 年 4 月～
各都道府県が策定した水道広域化推進プラン等に基づく広域化の推進の取組をフォローアップし、引き続き支援措置を講ずるとともに、各都道府県に対し、必要に応じプランを改定するよう促す

2028 年 4 月～
取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討の上、推進

コンパクト・プラス・ネットワークの取組

市町村における
コンパクト・
プラス・
ネットワークの
取組を推進

2025 年 12 月～
市町村における取組に加え、都道府県関与による
市町村域を越えたコンパクト・プラス・ネットワークの形成を推進

連携中枢都市圏構想の推進

2025
年 7 月
～
各圏域
における
取組
事例を
収集

2025 年
9 月～
収集し
た取組
事例を
横展開

2026 年
7 月～
各圏域
における
取組
事例を
収集

2026
年 9
月～
収集し
た取組
事例を
横展開

2027 年 4 月～
これまでの分析
や各圏域におけ
る取組の進捗等
を踏まえ、連携中
枢都市圏連絡会
議における情報
提供・意見交換等
により、更なる取
組の充実・深化を
推進

2025 年 7 月～
各圏域における
施策や事業の
KPI の設定状況
等を把握・分析
し、基本的な考
え方や取組事例
等を周知

2026 年 7 月～
各圏域におけ
る施策や事業の
KPI の設定状況
等を把握・分析
し、基本的な考
え方や取組事例
等を周知

2027 年 4 月～
基本的な考え方
を踏まえ、KPI が
設定されるよう、
引き続き取組を
実施

2028 年 4 月～
取組の進捗状況等について
把握・評価を行い、
今後の取組を検討の上、推進

■アウトプット KPI

- ・ 広域連携に取り組むこととした水道事業数：760 事業（2030 年度）
- ・ 広域連携に取り組むこととした下水道事業数：300 事業（2030 年度）
- ・ 立地適正化計画に関する指標
 - 立地適正化計画を作成した都市数：1,000 都市（2030 年度）
 - 立地適正化計画作成済み都市に居住する人口割合：75%（2030 年度）
 - 居住誘導区域内人口割合が維持・増加している市町村の割合
：66.6%以上（毎年度）

I. 災害対応の強化の促進

災害対応については、避難生活環境の改善や消防団員の確保、避難路、避難場所の確保等に取り組むことで、地域の防災力の強化につなげていく。

(1) 避難生活環境の抜本的改善や消防団員の確保を始めとした地域の防災力強化

① 避難生活環境の抜本的改善を始めとした地域の防災力強化

地域未来交付金を活用し、トイレやベッド等の整備等、スフィア基準を満たすよう、避難生活環境の抜本的な改善を支援する。また、災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の運用により、発災時における迅速な支援を可能とする。さらに、NPO・民間企業等の被災者支援活動への参画・活動を促すための民間団体登録制度の構築等の環境整備や地域の防災拠点形成を推進する。

(主な事業)

- ・ 地域未来交付金（地域防災緊急整備型）

② 緊急消防援助隊や消防団を始めとした消防防災力の充実強化

激甚化・頻発化する気象災害や今後切迫する大規模災害等に備えるため、緊急消防援助隊の体制の充実強化、消防の広域化等による常備消防の充実強化、女性、若者等の消防団員の確保や消防団の災害対応能力の向上、自主防災組織等の活動の活性化等を推進し、消防防災力のより一層の充実強化を図る。

(主な事業)

- ・ 救助用資機材等の整備に対する補助事業
- ・ 緊急消防援助隊の派遣体制の強化

(2) 安心・安全、防災・減災・復興まちづくりの推進

① 安心・安全、防災・減災・復興まちづくりの推進

激甚化・頻発化する自然災害への対応・対策として、狭あい道路や密集市街地を改善することによる緊急車両のアクセス性の向上、宅地の^{かさ}嵩上げ、盛土の安全確保対策、災害リスクの高い地域からの移転促進、津波避難場所・避難路の整備、早期かつ的確な復興まちづくりに向けた復興事前準備等のハード・ソフト対策の一体的な事前防災を総合的に推進する。

(主な事業)

- ・ 都市防災総合推進事業
- ・ 都市構造再編集中支援事業

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
地域未来交付金（地域防災緊急整備型）				
車両・資機材の整備支援				
整備した車両・資機材について、平時の利活用や 発災時の避難所生活環境改善への活用を実施				
救助用資機材等の整備に対する補助事業				
救助用資機材等の整備を推進				
安心・安全、防災・減災・復興まちづくりの推進				
2025 年 4 月～ ハード・ソフト対策の一体的な事前防災を総合的に推進				2031 年 4 月～ 更なる推進

■アウトプット KPI

- ・地域未来交付金（地域防災緊急整備型）により整備した車両・資機材について、平時の利活用や発災時の避難生活環境改善への活用を実施した地方公共団体の割合：100%（2030 年度）
- ・災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域（569 市区町村（2023 年度時点））のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等）が概成した割合：45%（2030 年度）

D. 地域の暮らしの満足感向上

m. 満足できる子育て・医療・介護・福祉サービスの実現

地域の子育て・医療・介護・福祉サービスについては、総合拠点の整備、人材育成、オンライン活用や事業者間連携等を通じたサービスの提供等に取り組むことで、地域に住む住民が満足できる提供体制の構築につなげていく。

(1) 子育て世帯に選ばれる地域となるための体制構築

①子育て世帯に選ばれる地方

従来の子育て支援に加え、周産期から産後における健診・分べん等のアクセス確保、保育機能を中心とした総合拠点の整備やこどもの居場所づくり、悩みを抱えるこどもの見守りに取り組む。地域全体で子育て世帯に選ばれる地方を構築する。また、その際は、地域コミュニティの希薄化や人材不足への対応、里親、社会的養護経験者、ひとり親、医療的ケア児等、多様なニーズに即したサービスの提供に努める。

(主な事業)

- ・人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業
- ・妊産婦等に対する遠方の分べん取扱施設等への交通費等支援事業

(2) 地域の医療需要に対応するための医療提供体制の維持・確保

①地域医療構想における取組・医師偏在対策の推進

2040 年頃を見据え、新たな地域医療構想において、入院医療だけではなく外来・在宅医療、介護との連携等を対象範囲に追加し、中山間・人口減少地域においても、地域の実情に応じた持続可能な医療提供体制を構築するとともに、医師偏在対策として、医師不足地域への支援策を強化する。

(主な事業)

- ・重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業
- ・地域医療介護総合確保基金（医療分）

②地域医療提供体制の維持・確保

臨床実習に専念できる環境の整備や、大学・大学病院での医学教育や卒後の研修等医師養成過程を通じ総合的な診療能力を有する人材養成を促進する。医療 MaaS、郵便局等を活用したオンライン診療を始めとして、患者が看護師等という場合のオンライン診療（D to P with N）の積極的な活用を含めたオンライン診療や訪問看護の推進を図る。あわせて、妊娠期から産後における健診・分べん、へき地医療等のアクセス確保策に取り組む。また、全国規模で実施している医療 DX 等についても、地域において実施可能な体制構築を進める。さらに、地域の特性に応じ

た移植医療体制の構築を進める。

(主な事業)

- ・ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
- ・遠隔医療設備整備事業

③地域の医療需要に対応するための医療人材の養成

大学・大学病院において、地域の医療需要への対応や地域の実情等を理解し、当該地域で活躍できる医療人材を安定的に輩出するための教育プログラム等を整備する。また、医師派遣等を通じた広域な観点での診療を担うための安定的な医師確保に取り組むため、大学・大学病院、地方公共団体、地域の医療機関が一体となった教育・医療提供体制を構築する。

(主な事業)

- ・大学病院機能強化推進事業
(経営環境の改善に資する教育研究基盤の充実)
- ・ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業

(3) 地域の介護・福祉サービス等の維持・確保

①地域の介護・福祉サービス等の維持・確保

人口が減少する地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供体制の構築に向け、中山間・人口減少地域において、介護・福祉サービス提供体制の維持・確保をするために、人員配置基準等の弾力化や介護報酬の中で包括的な評価の仕組みを設ける等の柔軟な対応を検討する。あわせて、特別養護老人ホーム等が小規模事業所と連携して地域における介護サービスを維持・確保すること等、複数事業者の連携・協働化を推進する。

(主な事業)

- ・介護保険制度の見直し
- ・障害福祉サービス制度の見直し

(4) 相談対応の一体的実施等の包括的な福祉等の支援体制の構築

①包括的な福祉等の支援体制の構築による地域共生社会²⁶の実現

包括的な生活困窮者自立支援制度を基軸に相談対応の一体的実施や地域づくりの機能強化(相談対応人材の共通化や地域づくりを担う人材(コーディネーター)の一本化等)を図るとともに、労働者協同組合、

²⁶ 制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指す。

地域運営組織（RMO）等の福祉以外の他分野との連携・協働を進める等、地域の互助機能の強化に向けた取組を展開する。特に、中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障がい、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、地域での連携・協働を図るための制度改正を実施し、モデル事業を通じて展開する。

（主な事業）

- ・ 包括的な支援体制の整備

（５）農福連携の推進

①農福連携²⁷の推進

地域の基幹産業である農林水産業での障がい者等の社会参画を促進する農福連携の取組推進により、地域共生社会の実現につなげていくため、地域のステークホルダーも参画するマッチングシステム等、地域単位での推進体制づくりを進めるとともに、企業や消費者も巻き込んだ国民的運動を展開する。

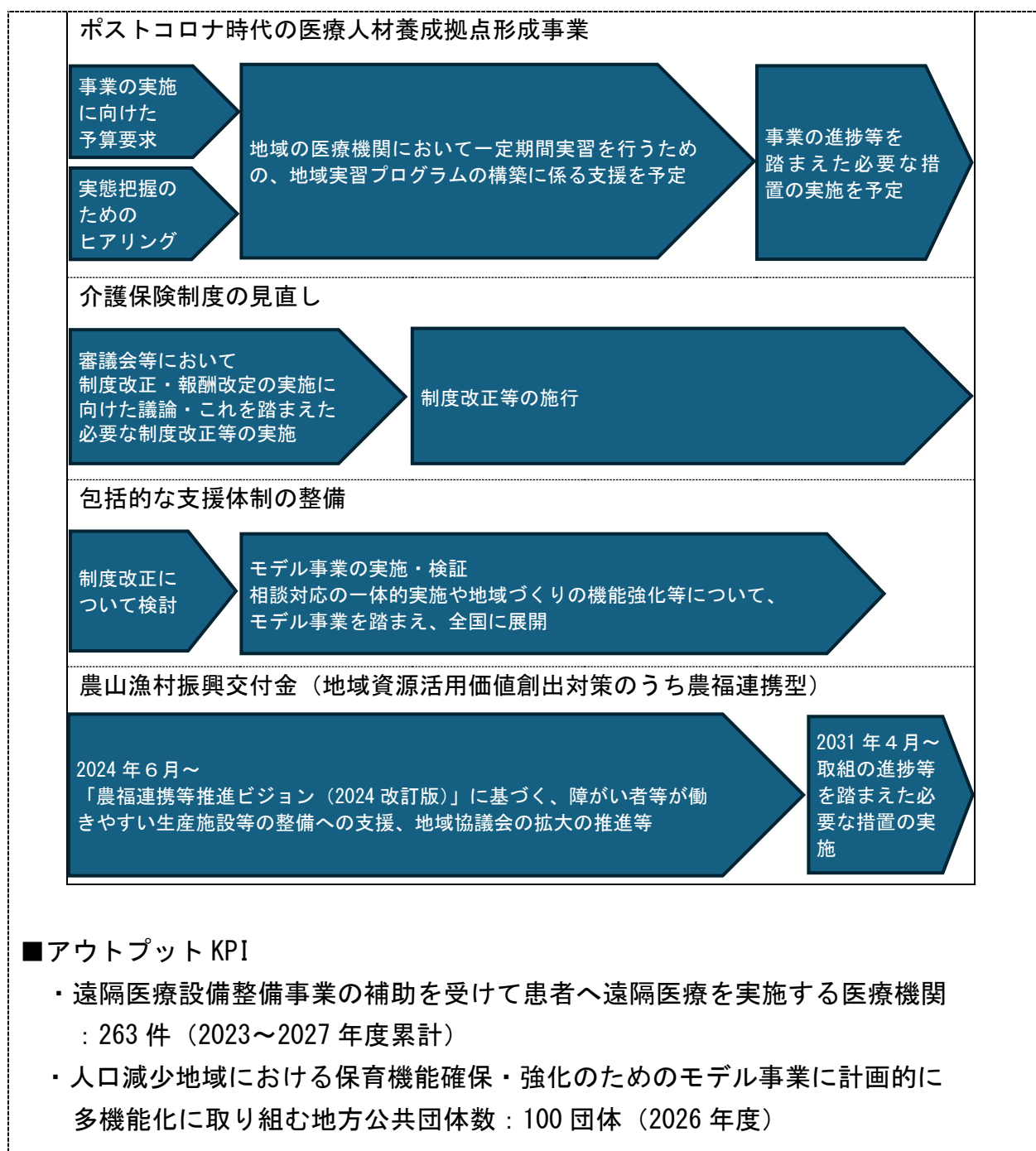
（主な事業）

- ・ 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち農福連携型）

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業				
モデル事業の実施及び先行事例を踏まえた各地域の現状や課題に応じた取組の推進		先の取組の進捗等を踏まえた必要な取組の推進		
重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業				
事業の実施と実績調査（毎年度）				
遠隔医療設備整備事業				
遠隔医療（遠隔病理診断、遠隔画像診断、遠隔手術指導、オンライン診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む。）の整備費への補助（毎年度）				

²⁷ 障がい者等の多様な人材の農林水産業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。



n. 持続可能なまちづくり

地域のまちづくりについては、地域運営組織（RM0）の支援やサービスの提供事業者間の連携の推進等に取り組むことで、地域の持続可能な運営体制につなげていく。

（１）地域住民等が主導した地域の拠点形成及び拠点の運営体制構築の推進

①地域住民が主導する「小さな拠点」の推進

中山間地域等の集落生活圏において、地域住民主導による「小さな拠点」の形成を関係府省庁と連携しながら総合的に支援するとともに、地域住民の参加と集落生活圏の将来像の合意形成に資する情報支援や人材支援により「小さな拠点」の中心的役割を担う地域運営組織（RM0）の形成を促進する。

（主な事業）

- ・「小さな拠点」の形成推進
- ・「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置の活用促進

②にぎやかで持続可能な地域づくりの推進

地域の暮らしを守る取組を行う地域運営組織（RM0）と、集落支援員、地域おこし協力隊等、地域で活躍する人材、地域運営組織（RM0）に伴走する中間支援者、特定地域づくり事業協同組合や郵便局を始めとする民間事業者等の地域内外の主体との連携・交流を進め、持続可能な地域づくりを推進する。

（主な事業）

- ・地域運営組織（RM0）の形成及び持続的な運営に関する支援
- ・集落支援員

③地域の持続可能性の確保に向けた「コミュニティ・ハブ」としての郵便局の利活用の推進

郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスの提供を確保するとともに、郵便局を新たな行政サービス・住民生活支援サービスの提供拠点「コミュニティ・ハブ」として活用できるよう、郵便局と地域に必要なサービスの提供主体（地方公共団体・生活インフラ事業者等）との連携を推進する。

（主な事業）

- ・地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業

④農村 RM0 の形成等による地域で支え合うむらづくりの推進

集落の機能を補完し、農用地保全活動や農業に関する経済活動と併せて生活支援を行う「農村型地域運営組織（農村 RM0）」の形成を推進する。また、日常生活に不可欠なサービスを維持するため、郵便局、廃校等の既存施設を地域活動や買物等に活用できる拠点として整備するとともに、農村 RM0 等の地域運営組織と物流事業者等の連携や地域交通の確保に係る取組を促進する。

（主な事業）

- ・ 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち農村型地域運営組織（農村 RM0）形成推進事業
- ・ 持続可能な食品等流通総合対策事業のうち物流生産性向上推進事業

⑤地域生活圏の形成

日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供されるため、日常の生活や経済の実態に即した圏域に着眼した「地域生活圏」を中心に、地方創生に資するファンド等の活用による民間投資の呼び込みを含めた資金調達支援や地域における信用・信頼付与等、地域課題解決に取り組む民間事業者²⁸の活動を支援するための新たな制度の構築に取り組む。

（主な事業）

- ・ 地域課題解決に取り組む地域経営主体への支援
- ・ 地域生活圏の形成を促進する環境整備の検討

（２）全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」（日本版 CCRC）の展開

①全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」（日本版 CCRC）²⁹の展開

小規模であっても年齢や障がいの有無を問わず様々な人々が集い、それぞれが持つ能力を希望に応じて発揮し、生きがいを持って暮らすことができる場（小規模・地域共生ホーム型 CCRC）の整備を進める。省庁横断的な「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）支援チーム」を設置し、関係府省庁が連携して制度・運用の見直しや先進事例等の周知等を行い、誰もが居場所と役割を持つ全世代・全員活躍型の「ごちゃまぜ」のコミュニ

²⁸ 社会性（地域課題解決）と経済性（事業経営や地域経済の好循環）の両立を図りつつ、日常生活サービスの提供を横断的かつ長期的に担う民間の事業実施主体等。

²⁹ Continuing Care Retirement Community の略。都会の中高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体として当初創設された。その後、移住者や関係人口と地元住民双方を対象とした「誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくり」推進へと発展し、若者、女性、高齢者、障がい者、こども等、誰もが居場所と役割を持って活躍できるコミュニティづくりとして、「交流・居場所」、「活躍・仕事」、「住まい」、「健康」、「人の流れ」という視点で分野横断的・一体的に取り組まれている。

ティづくりを実現する。

人口減少を正面から受け止めた既存施設の活用等について、関係府省庁と連携して検討し、地域の特性に合わせた導入の拡大のため、来年度策定することとしているガイドライン（仮称）に沿った取組を支援する。

（主な事業）

- ・全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」（日本版 CCRC）の展開に向けた普及等事業

（３）地域の多様な主体と連携した、「まちの顔」となる中心市街地の活性化

①「まちの顔」となる中心市街地の活性化

商業、業務、居住等の機能が集積し、歴史・文化等地域資源や人々の活動、イノベーションが生まれる「まちの顔」である中心市街地について、商工会議所やまちづくり会社を始め、地域の多様な主体と連携して市町村が目指すべき地域の個性をいかした都市像を踏まえた認定基本計画を策定し、関係府省庁が重点的に支援するとともに、国はローカルファースト等の観点から「中心市街地活性化促進プログラム」³⁰を本年度改定し、伴走支援や好事例の横展開等の推進を図る。

（主な事業）

- ・中心市街地活性化制度

（４）デジタル技術を活用した地域課題解決の推進

①デジタル技術を活用した地域生活ハブの整備推進

デジタル技術を活用し、日常生活に必要な様々なサービス等の「暮らしの動線」³¹について集約・合理化を図る。特に、移動効率や物流効率の観点から、暮らしに必要なサービスの供給拠点を集約し、生活圏内の拠点を整備する取組を支援する。この実現に当たっては、デジタル技術を積極的に活用し、生産性の高いサービス設備とする。これにより、複数の事業・サービスが連動して「面」で動く取組を進め、「横」に広がっていくことで、「暮らしの動線」や生活圏の在り方を人口減少局面に適応した形へと転換する。

（主な事業）

- ・地域未来交付金 デジタル実装型 TYPEV
- ・デジタル地方創生サービスカタログ・デジタル地方創生モデル仕様書の利活用推進

³⁰ 中心市街地活性化本部決定（令和２年３月２３日）。

³¹ 日々の暮らしに必要なサービスを受けるため、地域住民が日常生活の中で移動する経路や動き。

②スマートシティの推進

スマートシティの実装により、都市・地域課題の解決や新たな価値の創出を図るため、スマートシティ関連事業による先行事例の創出、スマートシティリファレンスアーキテクチャ（スマートシティの設計思想）やスマートシティガイドブックの充実、スマートシティ官民連携プラットフォームの枠組みを活用した先行事例等の情報提供を行う。

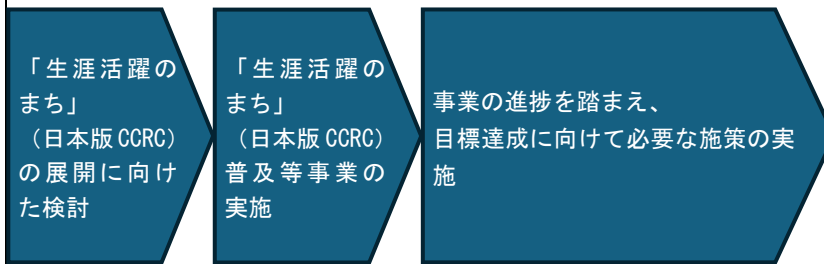
（主な事業）

- ・スマートシティ関連事業

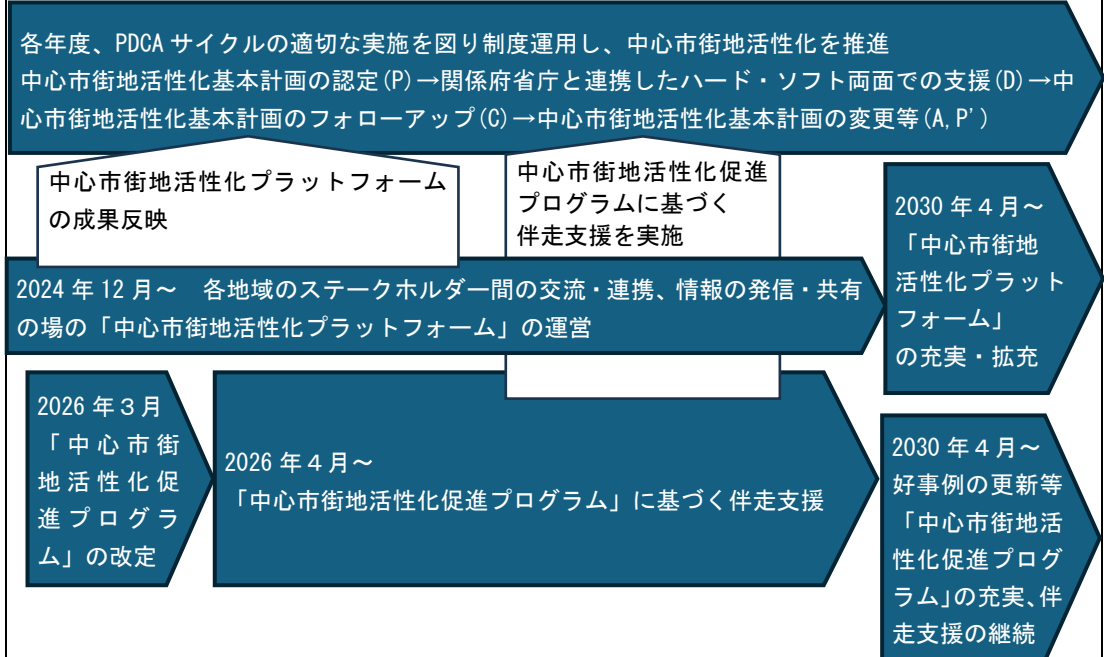
■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
「小さな拠点」の形成推進				
「小さな拠点」の形成支援				
「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置				
地域運営組織（RMO）の形成及び持続的な運営に関する支援				
地域運営組織に対する調査研究事業や研修用テキストの作成、全国セミナーの開催、優良事例紹介等により地域運営組織の形成・運営を支援				
地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業				
地域の持続可能性の確保に向けた「コミュニティ・ハブ」としての郵便局の利活用の推進				
農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業				
2022 年 4 月～ 農村 RMO の形成を推進				2030 年 4 月～ 取組の進捗等を踏まえた必要な措置の実施
地域生活圏の形成を促進する環境整備の検討				
官民連携の促進に向けた検討		2026 年以降～ 官民・民民の連携を進めるとともに、地域生活圏の形成を促進する環境整備を行う		

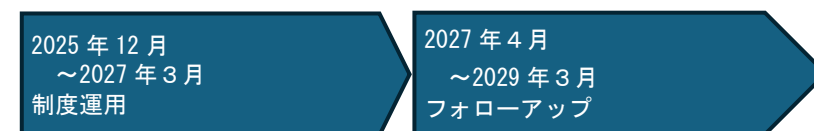
全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」（日本版 CCRC）の展開に向けた普及等事業



中心市街地活性化制度



地域未来交付金 デジタル実装型 TYPEV



スマートシティ関連事業



■アウトプット KPI

- ・ 地域運営組織（RMO）の形成数：13,619 件（2029 年度）
- ・ 小規模・地域共生ホーム型 CCRC の展開数：全国で 100 か所（2028 年度）

3. 選ばれる地方

E. 魅力が感じられる地方の実現

o. 多様性に富んだ地方の実現

多様性については、地域の特性を踏まえた柔軟で多様な雇用創出支援や、アンコンシャス・バイアス等の教員教育、女性の起業への支援等に取り組むことで、多様性に富んだ地方の実現につなげていく。

(1) 地域の働き方・職場改革を起点とした社会変革への取組推進

①地域の働き方・職場改革を起点とした社会変革

若者や女性の転出行動に影響を与えている職場の重要性を踏まえ、地域の働き方・職場改革を起点として、地域社会の変革に取り組んでいく。68の地方公共団体（24県、44市町村）と各府省庁横断のサポートメンバーで「地域働き方・職場改革ネットワーク」を形成し、取組を始動する。今後3～5年程度、これらの先行する地方公共団体相互の経験・知見を共有し連携しながら、成果・成功体験の蓄積を進め、全国的な波及を目指していく。

（主な事業）

・ 地域働き方・職場改革の取組

(2) アンコンシャス・バイアスを含む意識改革への教育

①教育現場の意識改革

教育に携わる者がアンコンシャス・バイアスのもたらす地域社会への影響への問題意識を持ちながら、こどもたちへの教育・進路選択の支援等に臨んでいくことができるよう、アンコンシャス・バイアスへの気付きを促すための教員研修を推進する。また、大学やNPO等の様々な関係者の協力を得ながら、科学技術分野で活躍するロールモデルと出会う機会の提供や保護者の理解を促すシンポジウム等を通じ、女子中高生の理系進路選択支援を推進する。

（主な事業）

・ 女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業

②新たな時代の価値観に根ざした地域ごとの法教育の推進

一人一人がお互いの価値観を尊重できる多文化共生型地域社会を実現するため、地域の実情に応じた効果的・効率的な法教育を推進し、自由で公正な社会の基盤となる価値観等を醸成する。

(主な事業)

- ・ 効果的な法教育実践のための学校等への支援
- ・ 学校現場における法教育の実践状況に関する調査研究

(3) 地域の男女共同参画社会における女性活躍の推進支援

①女性の起業を通じた新たな職場の創出

地域に、「働きがい」や「働きやすさ」を実感することができる新たな職場を創出するためにも、女性の起業支援を強化する。

具体的には、男女共同参画センターが、女性がアクセスしやすいサポート拠点として、既存の女性起業家支援ネットワークとも連携しつつ、様々なロールモデルとの出会いや新たなネットワーク形成の促進等を行うとともに、新設される独立行政法人男女共同参画機構³²において、起業支援や意識改革等に係る専門人材をセンターの求めに応じマッチングする等、全国の男女共同参画センターにおける取組を後押しする。

(主な事業)

- ・ 男女共同参画機構の設立及び男女共同参画センターの機能強化

②地域における男女共同参画社会の形成の促進

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として、独立行政法人男女共同参画機構を新設し、国の実施体制を強化するとともに、同機構に「センターオブセンターズ」としての機能を付与し、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を支援することで、女性にも選ばれる地方づくりを後押しする。

(主な事業)

- ・ 男女共同参画機構の設立及び男女共同参画センターの機能強化

③地域における女性活躍推進の加速化

女性デジタル人材・女性起業家、女性防災リーダーの育成や役員・管理職への女性登用、様々な要因により困難や不安を抱える女性への NPO 等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等、関係団体と連携して地方公共団体が行う地域の実情に応じた真に効果の高い取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。

(主な事業)

- ・ 地域女性活躍推進交付金

³² 独立行政法人男女共同参画機構法（令和 7 年法律第 79 号）。

(4) 多様な人材が活躍できる機会の創出

①多様な人材が活躍できる機会の創出

誰もが活躍できる地域をつくるため、若者、女性、障がい者、高齢者、外国人、就職氷河期世代等が能力を最大限に発揮できるよう、地方公共団体と企業・事業主が連携する等、地域の特性を踏まえた柔軟で多様な雇用創出に取り組む。短時間正社員を始めとした多様な正社員制度の導入支援、フルタイム勤務が困難な障がい者や高齢者等でも短時間で働けるよう業務の切り出し等に係る伴走型の助言・相談等や多様な人材のスキルアップ研修、企業と求職者のマッチング支援を実施する。また、労働者の健康確保を前提としつつ、副業・兼業における割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働政策審議会において検討し、結論を得る。また、地域の活力向上に資するリスクリング等を推進する。若者・女性・高齢者等を対象とした新規就業等を支援する取組に対し、多世代型新規就業等支援事業による支援を行う。

(主な事業)

- ・「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業
- ・多世代型新規就業等支援事業

②地域イノベーションを担うグローバル人材の育成

地域イノベーションを担うグローバル人材を育成する取組を支援する。この一環として、国内での国際交流の強化や海外への留学の促進、外国人生徒・学生の受入れとキャリア支援（就職・進学）の充実を一体的に行う。

(主な事業)

- ・国際交流・留学環境整備事業
- ・海外留学支援制度

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
地域働き方・職場改革の取組				
2025 年 4 月～ 68 の地方公共 団体での取組 始動	2026 年 4 月～ 「地域働き方・職場改革ネットワーク」を通じた、 地方公共団体間での情報共有の場の提供・各種サポート等を継続			
女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業				
2025 年 4 月～ 教員研修教材の改善	2027 年度～ 教育委員会や学校等に対する普及啓発			
効果的な法教育実践のための学校等への支援				
セミナーや出前授業等各施策を通じて、法教育の重要性について、地域の学校等の教育関係機関 に対する更なる普及啓発・取組支援				
教員・児童生徒や有識者からの意見を集約し、これらを踏まえて施策を随時見直し、地域の実情に 応じた法教育実践モデルを展開				
男女共同参画機構の設立及び男女共同参画センターの機能強化				
独立行政法人男女共同参画機構が、各地の男女共同参画センター等を強力に支 援することで、女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくりを後押し				
地域女性活躍推進交付金				
地方公共団体が実施する女性活躍推進の取組を支援し、女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり を推進				
多世代型新規就業等支援事業				
若者・女性や高齢者等の新規就業等を支援しつつ、地域の実情に応じた取組の実践事例を普及展 開				
海外留学支援制度				
海外大学との協定等に基づく日本人留学生の派遣・外国人留学生の受入れのための 奨学金事業の継続的实施				
海外の大学等における日本人留学生の学位取得のための奨学金事業の継続的实施				

■アウトプット KPI

- ・「地域働き方・職場改革」への取組に関する指標

「地域働き方・職場改革」への取組に参加している地方公共団体数

：毎年前年度以上

「地域働き方・職場改革」への取組で KPI 又は目標の設定がされている割合及び「地域働き方・職場改革」への取組で KPI 又は目標に改善が見られる割合

：100%（2029 年度時点）

- ・新規就業者の掘り起こしにより活躍できる機会を得た若者・女性・高齢者等の起業・就業者数：21.7 万人（2025～2030 年度累計）

p. 教育環境整備の推進

教育環境については、地方大学等の人材育成への支援や大学等の地方への分散、学校と地域との連携の強化等に取り組むことで、地域での教育環境の向上につなげていく。

(1) 地方における高等教育の充実

①社会教育人材養成の抜本的改革等を通じた地域コミュニティの基盤強化

社会教育主事や社会教育士等の社会教育人材をハブに、学びによる楽しさを通じて地域住民同士のつながりや関わりを醸成する。地域コミュニティの基盤強化を図るため、社会教育人材を養成する講習等について抜本的改革を行い、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の各分野の専門性を様々な場面にいかすことができる人材を各地域に創出するとともに、社会教育人材のネットワークの構築・活性化を図る。

(主な事業)

・社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業

②地方大学・地域産業創生交付金

若者の地方定着促進の観点から、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律³³(以下、「地方大学・産業創生法」という。)に基づき、地域の産官学連携によって、若者にとって魅力的な地方大学の創出や産業・雇用の創出、専門人材の育成を促進するための取組を積極的に支援することとし、地方公共団体に対する国の伴走支援を強化する。

(主な事業)

・地方大学・地域産業創生交付金

③大学等の地方分散

地方大学・産業創生法に基づき、2028年3月までの時限措置として、東京23区内の収容定員の増加抑制を行っているが、同法附則第5条に基づき、2027年度末までに検討を行い、必要な措置を講ずる。あわせて、地方大学の振興を図り、若者の地方定着を促進するとともに、国内留学の促進や地方インターンシップの促進、大都市圏の大学等の地方部での活動拠点等の設置促進を行う。高等専門学校の改組・新設を検討する地方公共団体等への支援を推進する。

³³ 平成30年法律第37号。

(主な事業)

- ・都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進
- ・大学・高専機能強化支援事業

④地方大学による産学連携・人材育成を通じた地方創生

地方大学による産学連携・人材育成を通じた地方創生に向け、大学を核とした地域の産学官金等の有機的・実質的な連携基盤（プラットフォーム）の整備促進や、推進役となるコーディネーターの活用等を通じた産学官連携の強化、都市・地方間を含む大学間連携強化による国内留学等の促進といった取組を通じて、大学を活用した地方創生の取組基盤を強化、産学官連携事業を推進するとともに、地域に不可欠な人材育成機能の確保を図る。

(主な事業)

- ・「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業
- ・都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進

⑤数理・データサイエンス・AI 教育の推進

デジタルを活用した地方創生の基盤とするため、大学等における優れた教育プログラムを認定する制度を通じ、数理・データサイエンス・AI 教育を促進するとともに、大学間や地域企業・地方公共団体等との連携強化を図ることを通じて、地域におけるデジタル人材の育成・確保を進める。

(主な事業)

- ・数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度事業

⑥半導体人材育成拠点形成事業による高度専門人材の育成

世界的に需要が拡大し、経済安全保障面でも戦略的に重要な半導体について、地域における高度専門人材の持続的な育成に向け、各大学等の特色や地域性を踏まえつつ、ネットワークをいかした教育プログラムの展開等、地域における実践的な産学協働の教育体制を構築する。

(主な事業)

- ・半導体人材育成拠点形成事業

(2) 学校と地域が連携した教育、人づくりの推進

①学校と地域が連携した教育、人づくりの推進

地域に愛着を持ち、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成するため、学校と地域が連携した教育、人づくりに取り組む。このため、

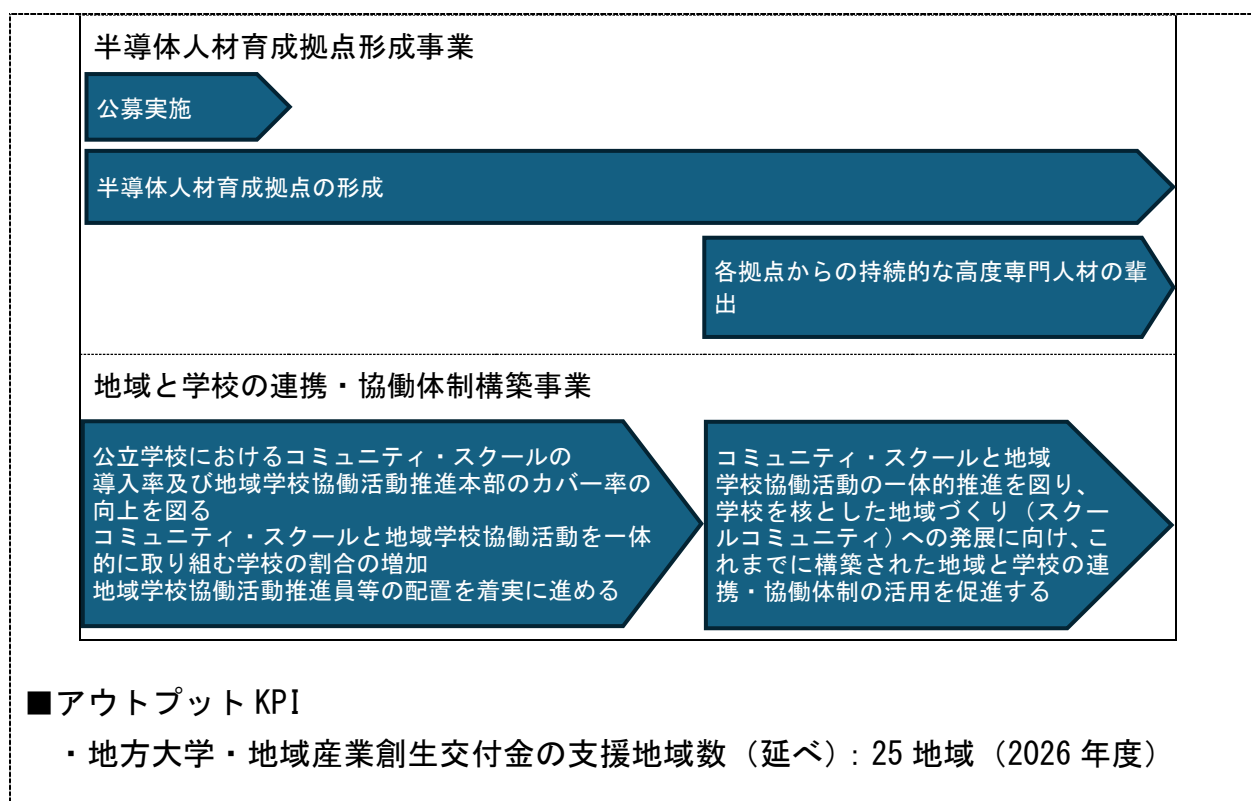
郷土に関する教育の観点を含めて次期学習指導要領に向けた検討を進め、AI 活用による英語での地域の魅力発信、キャリア教育の充実や郷土や地域に関する教育の推進に取り組むとともに、保護者や地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」と地域住民や地元産業界等が参画する「地域学校協働活動」の一体的な取組の推進に向けて、地域学校協働活動推進員の配置促進を含む支援を行う。また、過疎・離島地域を含む公立高校等への支援の拡充や、学校の通信ネットワークの改善に取り組む。

(主な事業)

- ・ 地域と学校の連携・協働体制構築事業
- ・ 郷土に関する教育の観点を含めた次期学習指導要領に向けた検討

■ 工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業				
社会教育の在り方に関する特別部会において審議		2026 年 8 月～ 中央教育審議会から文部科学大臣へ答申、 答申を踏まえ、所要の措置を実施		2030 年 4 月～ 社会教育人材養成改革の推進、制度周知の強化
地方大学・地域産業創生交付金				
2018 年度～ 地方大学・地域産業創生交付金事業の着実な実施				
都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進				
都市と地方の連携に資する教育プログラムの構築支援 (モデル構築、伴走支援等)				モデル構築事例 や有識者会議での検討を踏まえた必要な措置の実施
数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度事業				
「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」の普及・展開による 大学等における教育実施規模の拡大				
大学間連携や地域大学と企業・地方公共団体等との連携強化の推進				
デジタル技術の進化・発展の状況を踏まえた、モデルカリキュラムの継続的な見直し				



q. 都市と地方の共生の実現

都市と地方の共生については、ふるさと住民登録制度の創設や二地域居住の促進、都市部人材の副業・兼業への支援等に取り組むことで、関係人口の拡充につなげていく。

(1) 関係人口の量的拡大・質的向上

① ふるさと住民登録制度の創設

関係人口に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる者を登録する仕組みを創設する。できるだけ多くの人々が地域との関わりを深められるよう、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また地方公共団体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みとし、関係府省庁が連携してプラットフォームとなるシステム構築の検討を進め、関係人口を拡大し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげることを目指す。

(主な事業)

- ・ ふるさと住民登録制度の創設

② 関係人口の創出・拡大のための環境整備

関係人口と地域の関わり方を例示した地方公共団体向け手引の作成、新たな取組を生み出す場づくり等のための官民連携プラットフォームの運営、関係人口と地域をマッチングする中間支援組織の育成等に取り組むことで、地方公共団体等が関係人口に係る取組を推進しやすい環境を整備する。

(主な事業)

- ・ 関係人口創出・拡大のための対流促進事業

③ 不動産業者を始めとする多様なプレイヤーの連携による地域価値共創の推進

地域価値共創の取組に意欲のある不動産業者等に対してノウハウ等の共有及び相互交流を促進するツールを提供することにより、不動産業者を核とした多様なプレイヤーの連携による遊休不動産等を活用した地域価値共創の取組を地方部も含めて広域的に展開し、不動産業の社会的価値の向上及び持続的な発展と、二地域居住の促進等地方部における関係人口の増加を図る。

(主な事業)

- ・ 地域価値共創に向けた空き家等の流通・利活用促進事業

④スモールコンセッションや空き家等を活用した二地域居住の推進

関係人口の中でも特に地域への関与が強い類型として、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける二地域居住等を社会政策・国土政策としての観点からも促進し、都市圏から地方部へ、また地方部間も含めた人流拡大、地域の担い手確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや雇用の創出につなげる。このため、「ふるさと住民登録制度」を二地域居住者の把握や負担軽減等に活用できる制度とすることを視野に入れるとともに、ふるさと納税制度の活用、スモールコンセッション等空き家を活用した住居の提供、そうした住居の宿泊施設としての活用等、制度の拡充も含めた取組を推進する。また、二地域居住者と地域をつなぐコーディネーターの育成・確保を図るとともに、二地域居住の普及を図る。

(主な事業)

- ・ 特定居住支援法人による取組の推進
- ・ 官民連携プラットフォームを通じた案件形成支援

⑤地方へのテレワークの浸透

都市と地方が相互に補完し合う関係性を強める観点から、テレワークを活用し、地方の課題解決等を図る官民共創の取組や、都市部人材のリモートでの副業・兼業を推進すること等により、地方においても時間や場所を有効に活用でき柔軟に働ける環境整備を進めるとともに、地方の活性化を図る。

(主な事業)

- ・ リモートワークを活用した官民共創による人流創出事業
- ・ 地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業

⑥棚田地域振興による経済活性化

棚田地域は条件不利な中山間地域にあり人口減少・高齢化が著しく、また経済合理性の観点から整備が進まないといった課題がある。棚田地域振興法³⁴が2025年3月に延長・改正されたことを踏まえ、棚田を核とした地域の振興のため、棚田の維持管理労力を軽減させるための簡易な基盤整備や、観光振興のための整備、都市と棚田地域の交流促進等を進める。

³⁴ 令和元年法律第42号。

(主な事業)

- ・ 棚田地域振興法に基づく関係府省庁の支援施策

(2) 地域おこし協力隊等、地域の担い手支援

① 地域おこし協力隊等、地域の担い手支援

地域の担い手としての潜在力が高い「女性、若者、シニア、外国人、副業人材」へのアプローチを強化し、関係府省庁や民間企業等と連携しながら、地域おこし協力隊、地域活性化起業人等を活用した地域づくりを進めるとともに、事業承継等人材マッチング支援事業、特定地域づくり事業協同組合、移住・交流情報ガーデンの運営や二地域居住・関係人口の取組への支援による地域産業等の活性化を進め、多様な人材による地方創生を推進する。

(主な事業)

- ・ 地域おこし協力隊
- ・ 地域活性化起業人

(3) 若者や女性の地域交流促進

① 若者や女性の地域交流促進

大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクト（ふるさとミライカレッジ）や地域で働きながら地域の暮らしを体験するふるさとワーキングホリデーの推進により若者や女性の移住や関係人口としての地域との関わりを創出・拡大する。また、小中高生を対象とした地域留学や子ども農山漁村交流プロジェクトを推進し、地方への人の流れを年代の切れ目なく加速化させる。こうして若者や女性が楽しく働き暮らせる地域経済・地域コミュニティを形成する。

(主な事業)

- ・ ふるさとミライカレッジ
- ・ ふるさとワーキングホリデー

(4) プロフェッショナル人材事業等、都市部人材の地方での活躍推進

① 地域企業経営人材マッチング促進事業の活用

都市圏の大企業人材が、転籍・副業・兼業・出向により地域の中堅・中小企業の経営人材として活躍するための取組を推進する。具体的には、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が整備する大企業人材を登録するプラットフォームである REVICareer³⁵（レビキャリア）への登録促進等を通じ、地域における人材マッチングを推進する。

³⁵ 株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。

(主な事業)

- ・ 地域企業経営人材確保支援事業

②プロフェッショナル人材事業

副業・兼業による専門人材の活用促進における重点措置を講ずる等、各地域において、都市部等の専門人材と地域企業とのマッチングを強力にサポートすることで、地方の中堅・中小企業の生産性向上や販路開拓、新事業展開等の経営課題解決を積極的に図っていく。

(主な事業)

- ・ 地域未来交付金
- ・ 地方におけるプロフェッショナル人材普及促進事業

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
ふるさと住民登録制度の創設				
2025 年 6 月～ 制度設計、 アプリ・システム の仕様検討	2026 年 4 月～ アプリ・システム 開発	2026 年 冬 頃 リリース	2027 年 4 月～ アプリ・システムの機能の充実	
	2026 年 4 月～ 地方公共団体による アプリの活用方法等の検討	2027 年 4 月～ 地方公共団体によるアプリを活用した情報発信や関わり を深めた関係人口に対する各種サポート施策の実施		
関係人口創出・拡大のための対流促進事業				
関係人口の創出・拡大に向けた環境整備			2029 年 4 月～ KPI の達成状況等を 踏まえ今後の方向性 を検討	
地域価値共創に向けた空き家等の流通・利活用促進事業				
2025 年 12 月～2026 年 9 月 地域価値共創の推進 に向けた、情報発信 やマッチング機会の 創出を目的とした環 境整備		2026 年 10 月～ 地域価値共創の推進に向けた情報発信		
		2026 年 10 月～ 不動産業者を核とした協業に向けたマッチング機会の創出 ・ 協業の取組のモデル事例の創出		
官民連携プラットフォームを通じた案件形成支援				
2024 年 12 月～ 官民連携プラットフォームにおける普及啓発・事例の横展開等				

リモートワークを活用した官民共創による人流創出事業

官民共創の促進に向けた各種施策（マッチングイベント、官民共創セミナー、ポータルサイトにおける優良事例発信）の実施

KPI フォローアップ

棚田地域振興法に基づく関係府省庁の支援施策

～2026 年 3 月
地方公共団体、棚田地域振興協議会等による、棚田地域振興活動計画の策定・更新の働き掛け

2026 年 4 月～
地方公共団体、棚田地域振興協議会等による棚田地域振興活動計画の取組実施の支援

地域おこし協力隊

応募者数の増加に向けた制度周知、現役隊員・地方公共団体職員双方へのサポート、任期終了後の定着・定住支援の一層の推進

引き続き隊員数を維持・確保していくため、目標達成の状況を踏まえ、応募者数の増加に向けた制度周知、現役隊員・地方公共団体職員双方へのサポート、任期終了後の定着・定住支援等の取組をより一層推進

ふるさとワーキングホリデー

地方公共団体・参加者双方に対する周知広報の推進

地域企業経営人材確保支援事業

「2027 年度までにレビキャリア登録者 1 万人」を達成するための周知広報等を実施

地方におけるプロフェッショナル人材普及促進事業

事業実施

2029 年 4 月～
事業の進捗を踏まえ今後の方向性を検討

■アウトプット KPI

- ・ 関係人口の創出・拡大に取り組む地方公共団体数：1,200 団体（2027 年度）
- ・ 地域おこし協力隊の隊員数：10,000 人（2029 年度）
- ・ プロフェッショナル人材戦略拠点全体における副業・兼業成約件数：4,600 件（2029 年度）

r. 地方への移住推進

地方への移住については、東京圏から地方へ移住する人への支援や、大学生等の地方就職支援等に取り組むことで、地方移住の促進につなげていく。

(1) 地方移住の更なる促進

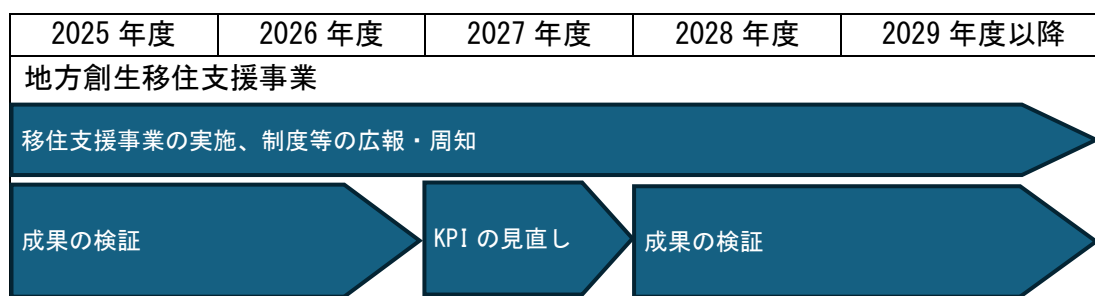
①地方移住の更なる促進

東京一極集中の是正に向け、関係府省庁が連携し、地方創生移住支援事業について、現行の中小企業等への就職の支援に加え、支援の対象業種に、地域の基幹産業である農林水産業を始め、自営業、医療・福祉等のエッセンシャルワーカーを位置付けるとともに、若者の地方への流れを強めるため、大学生等の地方就職への支援等に取り組む等、情報発信を含め、移住支援を強化する。

(主な事業)

- ・ 地方創生移住支援事業
- ・ 移住支援制度等の広報・周知

■工程表



■アウトプット KPI

- ・ 東京圏から地方への移住者数：10,000 人（2027 年度）

4. 国の役割

1. ～3. に記載した「強い経済」、「豊かな生活環境」及び「選ばれる地方」の実現に向けた各施策のほか、複数のアウトカムに広く貢献すると考えられる主な施策を「国の役割」として以下のとおり整理した。このほか、従来から全国一律で実施してきた児童手当の抜本的拡充・拡充した育児休業等給付の周知広報に取り組むとともに、標準的な出産費用の自己負担無償化を含め、こども・子育てや教育に関する国の役割や、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含め検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずる。また、都道府県域を超えて多様な主体が連携し複数のプロジェクトに取り組む広域リージョン³⁶連携の推進や、広域圏内外の交流・連携を図るための広域地方計画の策定³⁷、これらに基づく広域的なプロジェクトへのハード・ソフト両面からの支援等、面的かつ分野横断的に広がりを持つ取組を進める。

(1) 人材支援・人材育成

①より多くの地域に寄り添うための人的支援の充実

地域課題の解決に取り組む中小規模の地方公共団体に対する人的支援により地方創生を推進するため、専門的な知見を有する官民の人材を派遣する地方創生人材支援制度に加え、国の職員が本来の業務を行いながら、定期的なオンライン会議や現地訪問を通じた助言等を実施する地方創生伴走支援制度を拡充するほか、人的支援に係る環境整備等、より多くの人材がより多くの地域に寄り添う人的支援を充実させる。

(主な事業)

- ・ 地方創生人材支援制度
- ・ 地方創生伴走支援制度

②政府デジタル人材の確保・育成

各府省庁は、政府デジタル人材について、更に確保を進めるとともに、「デジタル人材確保・育成計画」において、スキル認定等に係る具体的な目標、高位のポストまでを見据えた人事ルート例等を設定し、計画的かつ適切な育成を行う。また、デジタル庁は、政府デジタル人材の育成等に資するため、AI の活用、業務改革（BPR）、サービスデザイン等最新の取組に係る研修等を推進する。

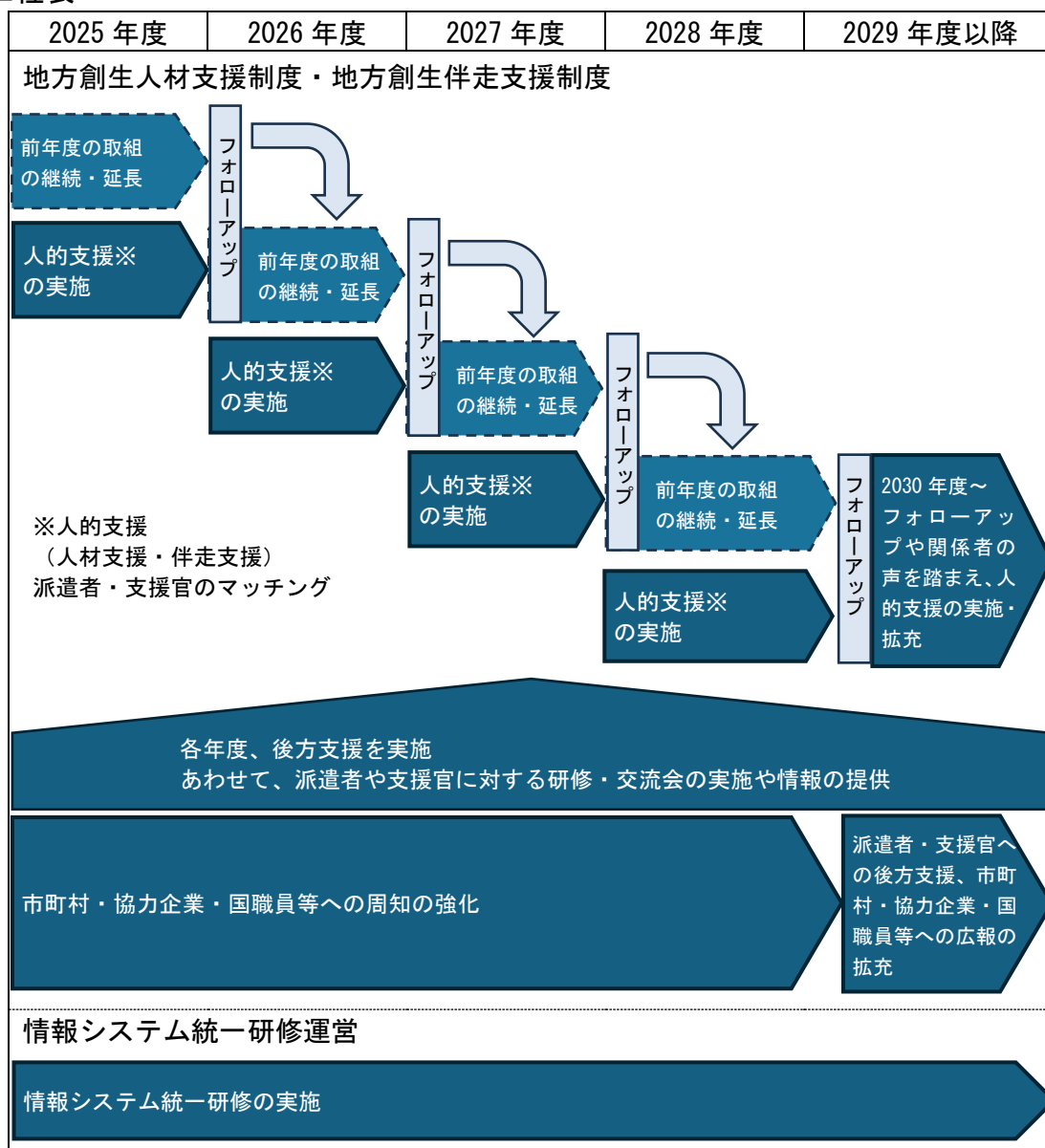
(主な事業)

- ・ 情報システム統一研修運営

³⁶ 北海道及び沖縄県はそれぞれのエリアを広域リージョンとして扱うことが可能。

³⁷ 全国8つの広域圏で令和8年6月頃の策定を目指す。

■工程表



■アウトプット KPI

- ・「地方創生人材支援制度」により官民の人材による人的支援を行った地方公共団体の延べ数：230 団体（2029 年度）
- ・「地方創生伴走支援制度」により国の職員等による人的支援を行った地方公共団体の延べ数：300 団体（2029 年度）
- ・情報システム統一研修修了者数：6,000 人（各年度）

(2) 情報支援・デジタルツールの整備

① RESAS³⁸、RAIDA³⁹による情報支援の強化

多様な地域の担い手が、地方創生に関する議論や取組にデータを活用できるよう、情報支援を強化する。具体的には、地域経済分析システム (RESAS) について、利用者の声を踏まえた高度化等を進めるとともに、RESAS を活用した学生・一般向け政策アイデアコンテストの開催、地域における研修等の実施等きめ細かな普及促進策に取り組む。また、地方創生データ分析評価プラットフォーム (RAIDA) について、地方公共団体が主体的にエビデンスに基づく政策立案 (EBPM) を推進することができるよう、地域におけるデータ分析、政策の企画立案・効果検証等を支援する機能を充実させるとともに、ダッシュボード等により各種指標や分析を比較可能な形で可視化する取組を進める。

(主な事業)

- ・ 地域経済分析システム (RESAS) ・ 地方創生データ分析評価プラットフォーム (RAIDA) による地方版総合戦略支援事業
- ・ 地方創生データ分析評価プラットフォーム開発・運用・保守経費

② 地域密着型データ等の活用による地域連携の充実・深化

全国各地に根ざした財務局等が、業務を通じて収集した地域密着型の定性データを、政府統計等のビックデータや RESAS 等も活用しながら、プッシュ型で情報提供する。これにより、財務局等が、産官学金等の地域の関係者間での相互理解と対話のプラットフォーム及びネットワークのハブとしての機能を果たし、地域課題の解決や新たな取組の創出等を行うことで、地方創生の実現と好事例の横展開を推進する。

(主な事業)

- ・ 地域連携の充実・深化

③ 地方公共団体内情報活用 (公共サービスメッシュや国が推進する SaaS 等の普及) を通じた地方公共団体業務の効率化

地方公共団体が標準準拠システムへの移行を進めるとともに、システム間の情報連携機能を担う公共サービスメッシュを活用すること等により、システム改修や新たなサービス導入時におけるシステムコストを軽減し、必要な制度改正等に柔軟に対応できる情報システム環境を実現す

³⁸ 地域経済に関するビックデータを地図上やグラフで可視化する地域経済分析システム。

³⁹ 地域におけるデータ分析・政策検討等の基盤となる地方創生データ分析評価プラットフォーム。

る。あわせて、給付支援サービスや窓口 DXaaS 等の積極的な普及を推進するとともに、これらの国が推進する SaaS やデジタルマーケットプレイス⁴⁰等において事業者が提供する多様な SaaS を活用することで、地方公共団体の環境を整備し、更なる地方公共団体業務の効率化を後押しする。

(主な事業)

- ・ 公共サービスメッシュ整備事業

④ デジタル行財政改革の推進

教育、子育て、モビリティ、インフラ、医療・介護等地域を支える基盤的分野について、データ利活用とそれにより可能となる AI の社会実装の促進等を含め、DX を推進するため、成功事例の横展開等を進めていく。あわせて、NFT⁴¹、DAO（分散型自律組織）等の新たなデジタル技術を用いることで、地域の魅力ある資源を、質（価格）と量（販売量）の両面からポテンシャルを引き上げる。人口減少下においても地方の行政サービスを持続可能なものとするため、国・地方デジタル共通基盤の整備を推進する。

(主な事業)

- ・ 地域未来交付金デジタル実装型：TYPES
- ・ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」⁴²に基づく共通化の推進

⑤ 地方における DX の原資となる地理空間情報の整備・利活用促進

EBPM に基づく行政課題の解決や、多様な分野における新サービスの創出を図るため、防災等にも資する地理空間情報の整備を進めるとともに、行政や民間事業者等が幅広く活用しやすい環境を構築することでその利活用を促進する。

(主な事業)

- ・ 国土数値情報等の整備
- ・ 地理空間情報の利活用促進

⁴⁰ 優れたソフトウェア（SaaS（Software as a Service））等を行政機関等が迅速・簡易に調達する仕組みとして、2024 年度に運用を開始したカタログサイトを利用した新しいソフトウェア調達手法。

⁴¹ Non-Fungible Token：非代替性トークン。「偽造・改ざん不能のデジタルデータ」であり、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一性を付与して真贋性（しんがんせい）を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能を持つ。

⁴² 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）。

⑥統計データ利活用促進のための人材確保・環境整備支援等

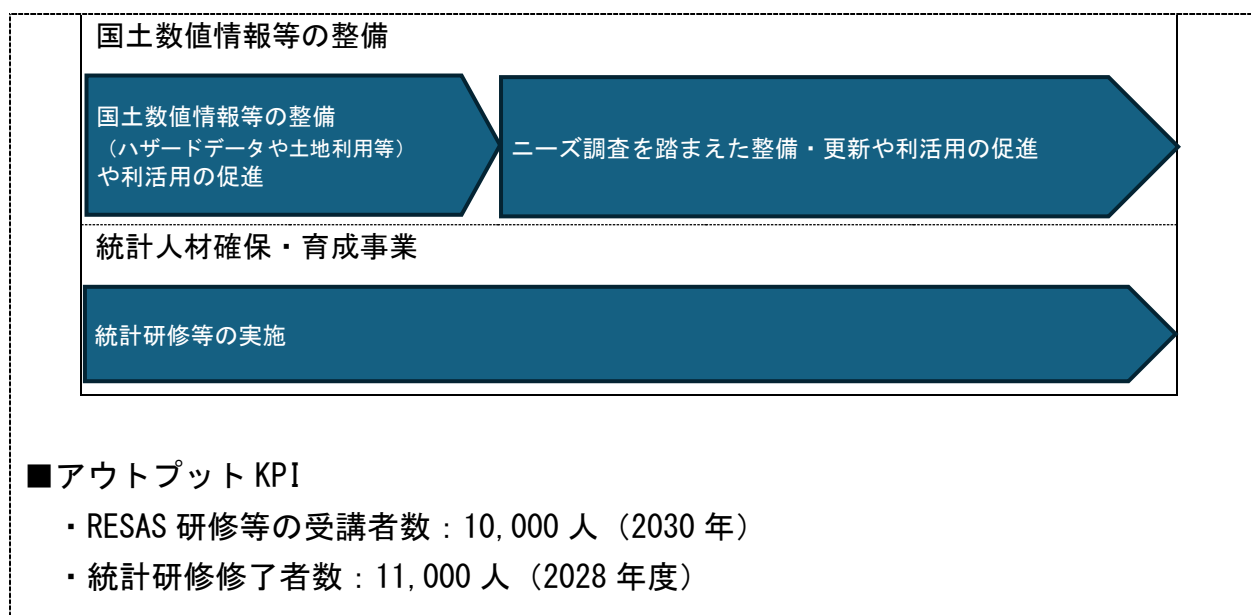
地域における EBPM の促進に向けて、統計やデータサイエンスに係る研修、セミナー等の実施、地方公共団体保有データ及びビッグデータによる課題解決事例の展開を促進する。また、地方公共団体にデータ専門人材を紹介し、EBPM 実践を支援する。さらに、各府省庁に対して統計データ整備に係る支援を行い、統計データの利便性の向上を図るとともに、ミクロデータの利用に関する手続を総務省で一元化し、地方公共団体等からの申請・承認に要する手続の円滑化・迅速化を図る。

(主な事業)

- ・統計人材確保・育成事業
- ・統計情報提供事業

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
地域経済分析システム（RESAS）・地方創生データ分析評価プラットフォーム（RAIDA）による地方版総合戦略支援事業				
RESAS 研修・政策アイデアコンテストの開催等の実施	RAIDA におけるダッシュボード機能の搭載等を踏まえつつ、RESAS 研修におけるコンテンツ拡充・政策アイデアコンテストの開催等を実施			実施状況・KPI の達成状況等を踏まえつつ、適宜必要な見直しを実施
地域連携の充実・深化				
地域課題の把握、プッシュ型の情報提供、プラットフォーム形成、新たな取組・好事例の創出、地方創生の実現・好事例の横展開				
公共サービスメッシュ整備事業				
システムの開発、運用評価	システム稼働、追加開発、運用評価			
地域未来交付金デジタル実装型：TYPES				
2023 年度～ 新地創交付金デジタル実装型：TYPES 事業の実施	2026 年度～ 地域未来交付金デジタル実装型：TYPES 事業の実施			



(3) 規制・制度改革

①地方創生における特区の再起動

地方の課題を起点とする大胆な規制改革を実現するため、特区制度⁴³の運用を抜本的に強化する。構造改革特区への移管も含む特例の全国措置化を早急に進め、主務官庁が主体的に対応し効果的に議論を行えるよう特区の検討体制を強化する。新たな規制改革に必要なデータ等の収集や先進的な取組の調査・実証等と一体的な財政・金融支援、多様な関係者の参画を促す情報発信やノウハウ支援等、地域のチャレンジを徹底してサポートする。

(主な事業)

- ・ 国家戦略特別区域推進経費
- ・ 地方創生特区推進事業費

②地方分権改革の加速化

持続可能な地方行財政の確保に向けて、提案募集方式の下、計画策定等の効率化、経由事務⁴⁴の廃止、経由調査⁴⁵の見直し、デジタル化の推進等、地方公共団体の事務の簡素化・効率化を進めるとともに、人口減少地域等における行政サービスの確保にも重点的に取り組む。その際、個々の提案への対応にとどまらない横断的な見直しを進めるとともに、市町村からの提案に対する国や都道府県によるバックアップを拡充する。

(主な事業)

- ・ 地方分権改革に関する「提案募集方式」の実施

③技術の進展に適応した規制環境の実現（地方のアナログ規制見直し）

国の法令等に係るアナログ規制の見直しは 2024 年度にほぼ完了している一方、地方の条例等に係る見直しを更に促進する必要がある。個別の取組フェーズに応じた総合的な支援メニューを提供することで、地方への取組支援を進めるとともに、デジタル技術の実装に向けた情報発信等を進め、デジタル規制改革の面から地方創生を強力に後押ししていく。

⁴³ 構造改革特区、総合特区及び国家戦略特区（先端的サービスの実装等による地域課題の解決に取り組むモデル地域であるスーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区等）をいう。

⁴⁴ 国等への申請等が地方公共団体を經由して行うこととされている場合において、当該地方公共団体が処理しなければならない事務。

⁴⁵ 地方公共団体が中間集計している調査。

(主な事業)

- ・地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しに対する伴走型支援事業

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
国家戦略特別区域推進経費、地方創生特区推進事業費				
特区制度を活用した規制・制度改革の推進				
地方分権改革に関する「提案募集方式」の実施				
地方分権改革に関する「提案募集方式」の実施				
地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しに対する伴走型支援事業				
個別の取組フェーズに応じた総合的な支援メニューを提供		各地方公共団体における自律的な取組に向けた必要な支援を実施		

■アウトプット KPI

- ・国家戦略特区制度を通じて実現した規制改革事項数(全国展開済みの措置を含む): 205 件(2028 年度)
- ・地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しの進捗状況: 50%(2026 年度)

(4) 財政・金融による支援等

①地域未来交付金の活用促進

地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく独自の取組を後押ししていくため、地域未来交付金を、地方の声も踏まえ、使い勝手を更に向上させる観点から、ソフト事業・ハード事業の制度区分の廃止と申請の一本化を行い、ソフト事業や拠点整備事業の組合せを要件に、インフラ整備の対象を拡大する等、複数要素の事業を一体的に支援する。

(主な事業)

- ・ 地域未来交付金

②地域の課題解決、成長促進のための資金の流れの促進

地域の課題解決、成長促進に向けた民間資金の新たな流れを創るため、地域課題解決への金融機関の主体的な連携・参画を後押しする。そのため、地方公共団体と金融機関が連携して地域課題の解決に取り組むことを促進するとともに、金融機関による取組状況を調査し特徴的な取組を表彰・公表するほか、地方創生に資する利子補給制度それぞれの資金ニーズに応じた柔軟な支援等の取組を進める。

(主な事業)

- ・ 官民連携地域金融力促進事業
- ・ 金融モニタリング事業
- ・ 利子補給制度それぞれの資金ニーズに応じた柔軟な支援

③地域の実情に応じた取組に対する地方財政措置

地方財政計画（令和7年度）の歳出に、「地方創生推進費」を1.0兆円計上しており、引き続き、地方公共団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組めるよう、所要額を計上する。

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
地域未来交付金				
地方創生に資する事業に対する支援				
官民連携地域金融力促進事業				
実証事業の検討・実施		実証事業の結果を踏まえながら、更なる施策の展開について検討・実施		
金融モニタリング事業				
金融機関等による地方創生に資する取組に関する調査及び特徴的な取組に対する表彰等の実施		調査の状況等を踏まえ、今後の方向性について検討		
利子補給制度それぞれの資金ニーズに応じた柔軟な支援				
金融機関にとって利用しやすくする取組（周知（金融機関＋計画地方公共団体＋事業者）を含む。）により裾野拡大等＋「官民連携地域金融力促進事業」とも連携等（深化）		取組成果等を踏まえスパイラルアップ（裾野拡大＋深化） ※活用が少ない地域に対する重点的な取組や、民間事業（利子補給制度活用）による地域への付加価値の分かる化／見える化等も検討		
地域の実情に応じた取組に対する地方財政措置				
地域の実情に応じた取組に対する支援の検討				

■アウトプット KPI

- ・ 2025 年度の交付金採択事業のうち、当該事業の KPI 目標を 1 つでも達成した事業の割合：75%（2025 年度）
- ・ 地域課題解決に資する具体的な取組を実施している金融機関の割合：70%（2029 年度）

(5) その他

①国民的な機運向上に向けた広報

地方創生施策の推進に向けて、地方公共団体の職員に対する研修や伴走支援等の充実を図るとともに、あらゆる層に対し、地方創生への興味・関心を引き起こすための講演会・車座対話等を実施することや、各地の地方創生の取組状況を分かりやすく共有すること等を通じ、地方創生に取り組む各主体の機運醸成を図る。また、各地の優良事例の横展開を推進するため、内閣官房・内閣府の地方創生部局を中心として、各府省庁と共に優良事例を収集・共有し、他の地域が試行・応用できるよう、効果的な情報発信を行う。さらに、地方創生の実践として他の手本となるような優れた取組に対する表彰やネットワーク化等を行う。

(主な事業)

- ・地方創生に関する広報戦略検討事業

②SDGs を起点とした地方創生取組

「SDGs 未来都市」や「官民連携プラットフォーム」等、SDGs の理念に沿った経済・社会・環境の三側面を統合した取組を更に発展させるため、地域における多様なステークホルダーの参画により、地域経済・社会・環境が自律的に循環するエコシステムを地域に創出する取組を支援する。

(主な事業)

- ・地方創生 SDGs 推進事業

③東日本大震災の被災地における地方創生

内閣官房・内閣府と連携し、交付金に関する情報や優良事例の紹介、地方創生関連施策に関する説明会の開催や被災地方公共団体の相談に応じること等により、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図り、被災地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援することで、東日本大震災の被災地域における地方創生を加速させる。

④広域リージョン連携の推進

複数都道府県の区域における地方公共団体と経済団体等の多様な主体による構成体が、複数のプロジェクトに連携して取り組むことを宣言する広域リージョン連携の取組を推進する。広域リージョンとして実施するプロジェクトに対しては、省庁横断的に支援を行い、成長やイノベーション創出のための取組を面的かつ分野横断的に広げる。

⑤広域地方計画等に基づく「シームレスな拠点連結型国土」の実現

地元経済界等の民間主体と行政が有機的に連携し、各地域が有する文化・産業等の地域資源の強みを最大限いかす「シームレスな拠点連結型国土」⁴⁶の実現のため、広域リージョン連携の枠組みとも結合しながら、都道府県域を超える広域圏内外の交流・連携を図るため広域地方計画の策定を進める。「地域生活圏」を中心とした全国各地の地域課題の解決を図る新たな枠組みとも連動しつつ、こうした広域地方計画等⁴⁷に基づく広域的なプロジェクトをハード・ソフト両面から支援する。

■工程表

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
地方創生に関する広報戦略検討事業				
様々な層に対し、地方創生への興味・関心を引き起こすための広報戦略の検討				
地方創生 SDGs 推進事業				
アンケート調査				2030 年度 地方創生 SDGs の 達成状況の検証
SDGs 未来都市選定、官民連携プラットフォームの運営等				
東日本大震災の被災地における地方創生				
復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化による、被災地方公共団体の自主的・主体的な取組の支援				
広域リージョン連携の推進				
2025 年 9 月～ 各地域への助言、要綱の見直し等				
2025 年 9 月～ 各地域において宣言・ビジョン策定を行い、地域の成長やイノベーション創出につながる施策を実施				
広域地方計画等に基づく「シームレスな拠点連結型国土」の実現				
広域地方計画等に基づく広域的なプロジェクトへのハード・ソフト両面からの支援				

⁴⁶ 人口や諸機能が広域的に分散する国土構造に向け、多様な地域の拠点への諸機能の集約化を図りつつ、質の高い交通やデジタルのネットワークの強化を通じて、シームレスにつながり合う拠点連結型国土。

⁴⁷ 北海道総合開発計画及び沖縄振興開発計画を含む。

■アウトプット KPI

- ・地方創生 SDGs の取組を加速化するための自律的好循環エコシステムの創出（地方創生 SDGs に取り組む地方公共団体の割合）：80%（2030 年度）

第6節 アウトカムに貢献するその他の施策の推進

1. 強い経済

A. 地域における高付加価値型産業創出

(1) 賃上げ環境整備

適切な価格転嫁と生産性向上支援等により、地域経済において大半を占める中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しする。くわえて、サービス業等の12業種について業種別の「省力化投資促進プラン」⁴⁸に基づき、支援策の充実を図りつつ、プラン及び施策の周知広報、優良事例の横展開、サポート体制の整備等の取組を進める。また、経営変革に向けたきめ細かな支援策の充実を図る。さらに、低入札価格調査制度⁴⁹・最低制限価格制度⁵⁰の導入拡大等を通じた官公需の価格転嫁の促進、医療・介護・障害福祉分野等、エッセンシャルワーカーの職員の処遇改善等を進める。

(2) 地元中小企業の受注機会の確保・拡大

駐屯地・基地等における物品調達について、地元企業の入札機会の拡大を図るため、デジタル・新技術を最大限に活用し地元企業が必要とする情報をシームレスに提供・支援するほか、施設整備については官民連携の手法を積極的に活用する等、地元企業の活用を推進する。

(3) ローカル・ゼブラ企業⁵¹の創出

ビジネス手法をいかして地域の社会課題解決に取り組むローカル・ゼブラ企業が活躍しやすい環境の整備に取り組む。そのため、その成長を支える多様なファイナンス手法に関する検討や、資金や人材確保のために必要な社会的インパクト評価の活用手法の整理、地域や業種を越えたコミュニティの形成促進等を行う。

(4) 地域を支える建設産業の持続的な維持・発展

「地域の守り手」、「社会資本の整備管理の担い手」である地域の建設業の持続可能性を高めるため、人手不足等同じ課題を抱える他の地域産

⁴⁸ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)。

⁴⁹ 最低の価格で申込みをした者について調査を行い、契約に適合した履行がされないおそれがある等の場合に、その者を落札者とししないことができる制度。

⁵⁰ あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の申込みの中で、最も価格が低い者を落札者とする制度。

⁵¹ ビジネスの手法で地域課題の解決にポジティブに取り組み、社会的インパクト(事業活動や投資によって生み出される社会的・環境的变化)を生み出しながら、収益を確保する企業。

業（農林業、観光業等）との連携を強化することで、シナジー効果発現の最大化を図り、建設業者の経営効率化・収入の多角化の実現に向けた好事例の収集や展開等に取り組む。また、建設業法⁵²に基づく労務費の基準の設定及び実効性確保等に加え、若者や女性、外国人労働者が働きやすい環境整備、災害対応力強化等、雇用環境の改善や担い手確保に取り組む。

（５）地域に根ざし、日本を支え、世界と競う海事産業の振興

海運、造船・船用工業は、幅広い産業とともに海事産業群を形成し、我が国にとって不可欠な海上輸送を支えており、海事産業群における船舶需給の好循環を創出するため、国内船主による船舶保有・国内造船所への発注を促進するとともに、地方部の雇用・経済を担う造船業における産学官連携による人材の確保・育成及び DX による生産性向上、船舶のサプライチェーンの強靱化、ゼロエミッション船等の生産設備整備等に取り組む。

（６）国直轄工事への新規参入の拡大

公共工事の品質を確保しつつ、建設業が「地域の守り手」としての役割を継続的に果たすため、地域のニーズを踏まえた上で、国直轄工事における総合評価落札方式の契約手続において、実績評価を緩和する「チャレンジ型」等の活用により、国直轄工事の受注実績がない企業の新規参入拡大を図る。

（７）地域を支える建設業と物流業の相互連携の推進

地域住民の生活や経済活動、地方創生等を支える建設業と物流業の相互連携を推進・強化することで、工事現場、物流拠点、資材メーカー間等における建設資材等の共同輸配送や帰り荷（復荷）の確保、配送計画の最適化を図り、人口減少下における地域の担い手確保や生産性向上を通じた持続可能な経済活動の環境を整備する。

（８）地域の産業振興等と連携した新モダルシフトの強力な促進

地域の産業振興等を担う地方公共団体や産業団体・経済団体等が協働しながら、地域の物流リソースを可視化し、輸送ニーズに応じて荷主・物流事業者のマッチングを行うとともに、地域物流の核となる拠点を整備することで、新モダルシフトやそれに向けた地域の物流ネットワーク

⁵² 昭和 24 年法律第 100 号。

クの再構築の実現を目指す先進的な取組を支援する。

(9) 「ヒトを支援する AI ターミナル」、「サイバーポート」等による港湾の生産性向上・労働環境改善・災害時等支援の高度化

地方の港湾においても必要な港湾労働力を確保し、持続的な港湾運営を可能とするため、港湾労働環境の改善や生産性の向上につながる荷役機械の導入を支援するとともに、新たな技術開発を推進する。くわえて、港湾関連手続等を電子化するサイバーポートにより、港湾全体の生産性向上及び災害時等支援の高度化を図ることで、官民の人手不足に対応するとともに、データの利活用による新たなサービスを創出し地方の魅力を向上させる。

(10) 地域資源を活用した個性ある地方都市再生

まちの個性を形成し、地域文化の振興に資する地域資源であって、まちづくりの核となる歴史的建造物や歴史的風致を掘り起こし、エリア全体で保全活用する取組や、歴史まちづくりの裾野の拡大・加速により、シビックプライドの醸成や地域文化の継承・発展による域内への磁力の強化と、インバウンドの地方誘客による域外からの稼ぐ力の強化を図り、地域資源を活用した個性ある地方都市再生を推進する。

(11) 地方への不動産投資の促進

地方において、老朽中小ビル等を居心地の良いオフィスや地域内外から人を呼び込む施設等に再生させるバリューアップ改修への投資等、国内外の不動産投資資金を活用し、地域資源をいかして地域に新たな価値を生み出す不動産投資を促進する。

(12) 観光地における渋滞対策、クルーズ振興等のインバウンドの受入環境整備の推進

産業、歴史・文化、景観等地域の多様な資源をいかし、にぎわいや観光の創出につなげるとともに、インバウンドの地方誘客を促進するため、みなとまちづくり等の拠点整備、渋滞対策やクルーズ振興、観光客向けの移動手段等、インバウンドの誘客に必要な受入環境の整備等に取り組む。

(13) 産業遺産を活用した地域の魅力増進

いまだ十分に観光資源として活用されていない「明治日本の産業革命遺産」を始めとする産業遺産について、文化芸術資源、自然環境、スポ

ーツ等の文化観光の推進に関する各府省庁の取組等と縦割りを排して連携し、産業遺産情報センターが中心となって、地域の産業遺産を最大限活用した観光業を支える人づくり、観光拠点整備、新たなコンテンツ創出等による高付加価値型の観光業を創出し、ヒト・モノ・金・情報の流れを安定的に生み出す。

(14) 図柄ナンバープレート（地方版）を活用した地域活性化施策

図柄ナンバープレート（地方版）の導入に必要とされているご当地ナンバーの導入要件を見直し、対象地域を拡充することにより地域の活性化の取組を後押しする。

(15) 森業の推進

地域それぞれの特徴ある森林空間という地域資源を活用し、林業にとどまらない森林の新たな価値を創出する森業は、豊かな森林づくりを進める上で重要である。このため、山村や森林の魅力及び地域資源を最大限活用し、高付加価値型の産業・事業を創出するとともに、これに必要な若者や女性も含めた多様な主体の参画や人材の育成、都市部・企業との交流を促進することで、コンテンツの発掘・磨き上げを行い、森業の取組を拡大する。

(16) ジビエ利用の拡大に向けた取組の推進

現在、捕獲個体数に対して処理加工施設へ搬入される捕獲個体数が少ないことから、捕獲鳥獣のジビエ利用の更なる拡大のため、処理加工施設等の整備、衛生管理の知識を有する捕獲者（ジビエハンター）の育成、多様な事業者と連携した観光等の付加価値の高い分野のサービスと組み合わせたジビエ利用の取組等を推進することで、捕獲鳥獣を地域資源として最大限活用し、農山村の所得に変える取組を全国に拡大する。

(17) 海業の推進

漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行している。また、海洋環境の変化により、主要魚種等の不漁や分布域の変化等、漁場環境を取り巻く状況は大きく変化している。その一方、漁村は高い鮮度の水産物、漁業体験、独自の風景や歴史等大きなポテンシャルを有していることから、こうした地域資源をいかし、地域の所得と雇用の創出を図るため、海業の全国展開を推進する。

(18) 地域の食品産業の持続的な発展

地域の食品産業は、取引関係にある農林漁業者の所得向上や地域経

済・社会の維持・発展を図る上で重要な産業であり、その持続的発展を図ることが必要である。このため、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」⁵³に基づき新たに創設した計画認定制度の下、農林漁業者との安定的な取引関係の確立や、流通の合理化等、食品事業者による付加価値向上や生産性向上を図る取組を推進するほか、地域の多様な主体が参画するコンソーシアムの構築を推進し、食品産業を核とする地域の連携を促進する。

(19) 地域発フードテックビジネスの創出・展開

食料需要増大や人手不足等、食に関する社会課題の解決につながる新技術を活用し、地方を起点にした新事業創出を推進するため、産官学金が集まるプラットフォームである「フードテック官民協議会」等の共創の場の強化や、国内外のフードテック市場動向を考慮したビジネス展開の推進、食品企業の生産性向上のための自動化技術の活用促進等を行い、地方の食品産業と大学・スタートアップ企業の連携で生まれるフードテックビジネスにより地方経済の活性化を図る。

(20) ゼロカーボンシティを目指した魅力ある地域づくり

ゼロカーボンシティの実現に向け、地域の有機農産物等を始め、環境負荷低減の取組を可視化した「みえるらべる」付き食材の活用（「道の駅」、直売所、レストラン等）や農業体験等を観光資源化する「みどりのサステナブル・ツーリズム」、農業分野の J-クレジットについて、地域内の農業者の取組と域内外の多様な企業等による購入を推進し、ゼロカーボンシティを実現する取組が創出する価値の資金化の自律的好循環を実現する。

(21) 意欲と能力のある者により酒造りが始められる取組、伝統的な清酒産業・文化の持続的な発展・継承

酒蔵で修行を積んだ若者が酒蔵を引き継いで新たに酒造りを始めている例が見られるが、個別の少数の事例にとどまっている。こうした中で、「伝統的酒造り」を次世代に継承していくため、2025 年度に実施する予定の調査事業の結果も踏まえ、関係団体と連携して、意欲と能力のある者により酒造りが始められる取組として、まずは新たに酒蔵の事業承継を支援する事業に取り組み、国税庁が進捗をフォローアップしていくことを検討する。

⁵³ 平成3年法律第59号。

(22) 伝統工芸品・地場産業の販路開拓等支援

地域の歴史を反映する伝統工芸品や地場産業は、高付加価値化を図るポテンシャルを持つ有力な地域資源である。そのため、伝統工芸品の産地組合等の取組への支援を行うとともに、地場産業における海外企業とのビジネスを通じた外需獲得に向けた海外企業が求める環境等への配慮に関する国際認証取得支援や、国内デザイナーと連携したブランド化・高付加価値化に加え、地域の人材の地元定着やインバウンド需要の獲得に向けたオープンファクトリーといった、地域の実情に応じた取組を推進する。

(23) 刑事施設における作業等を通じた地方創生

一部刑事施設において実施している伝統産業や地域の特産品を取り入れた作業を、地方公共団体の理解を得て充実させ、新たに販路開拓等に取り組むことで地域産業の裾野を拡げ、伝統産業の伝承という地域課題の解消や、「ものづくり」の魅力発信による地域経済の活性化を図り、地域に矯正施設があることの強みをいかした地方創生に取り組む。

(24) 「NEXT 日本博」（仮称）を通じた地方創生

地域の豊かな文化資源を最大限活用し、観光インバウンドを呼び込むため、それぞれの地域において、文化資源の発掘と磨き上げ、活用、人材育成を地方創生につなげる「NEXT 日本博」（仮称）を創設し、地域に根ざした文化観光コンテンツを創出する。

(25) 地域コミュニティの持続の絆である文化財の維持管理・強靱化

地域のシンボルとして地域コミュニティの持続に貢献するとともに、観光資源としても活用するため、地域の貴重な文化財について、確実な継承と持続可能な活用を担保する。このため、文化財の維持管理の充実や、活用の前提となる防災対策の推進を図る。

(26) 生活文化等の振興による地方創生

地域コミュニティの維持・強化や地域活性化のため、地域において発展してきた生活文化の振興を図る。具体的には、こどもたちが生活文化等に親しむ体験機会の提供等、担い手育成に向けた取組や、生活文化を文化資源として最大限活用した文化観光等に資するコンテンツの創出を支援する。

(27) 地域における文化芸術活動の基盤強化による地方創生

文化芸術活動を通じた地域づくりの基盤整備のため、地域と文化芸術をつなぐ、地域に根ざした専門的人材を育成・確保するとともに、産官学金等との連携や交流も含めた、当該専門的人材が行う地域の文化資源を活用した新たな価値創造を目指す取組を支援する。

(28) 地域におけるマンガ、アニメ、ゲーム、映画等の活用・人材育成

インバウンド観光誘客等に資するため、海外でも高く評価されているマンガ、アニメ、ゲーム、映画等の作品や原画等の保存と合わせた、地域特性をいかした展示・活用や、地域を支える人材育成を推進する拠点を関係府省庁の連携を通じて整備する。

(29) web3 技術の活用による地方に眠る価値のグローバル価格への引き直し

NFT 等のトークンを活用し、異なる場所の人と人をつなぎ、地理的な制約を越え、地方に眠る価値のグローバル価格への引き直しの実現を図る。トークンを格納するウォレット環境の整備を始めとして、NFT 等 web3 を含む技術領域に関して安全・安心な環境整備のための基準の整備等を進めることにより、将来的に、テクノロジー（技術）の進展にレギュレーション（規制）を適応させ、web3 等の徹底活用による付加価値創出型の地方経済の構築を実現することを目指す。

(30) サイクルツーリズムの推進等による自転車の活用の推進

サイクルツーリズムの推進により、地域資源を活用した持続可能な観光地域づくりに貢献するとともに、安全で快適な自転車通行空間の整備や、自転車の公共交通連携等を通じた地域の足の確保により、安心して暮らせる生活環境を創出する。

(31) 地域の環境資源等を最大限活用した付加価値創出等推進事業

豊かな自然等の地域の環境資源を最大限活用し、農林水産業や観光業の付加価値創出、関係人口の創出や生活インフラの維持向上等を図ることにより、地域の豊かな生活環境と強い地方経済を同時に実現する地方創生の取組モデルについて、関係府省庁等の施策連携を図りながら技術的な伴走支援を実施する。その際、国際的にも民間投資上の重要な要素となってきた「生物多様性（ネイチャーポジティブ）」、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」、「脱炭素（カーボンニュートラル）」等の観点から地域資源の付加価値創出を進める。

(32) インフラをいかした「稼ぐ藻場」の形成や釣り文化振興等による地方創生

港湾の防波堤等の既存インフラを活用した藻場の整備、釣り場の開放等のインフラの多目的な利活用を促進することで、地域の企業・住民の生産活動、観光業等の機会拡大を図り、釣り文化の振興、港のにぎわい創出、地域経済の活性化を推進する。

(33) 海藻等の保全・再生活動による CO2 吸収固定対策を通じた地域活性化

地域資源である藻場の保全・再生活動に対して、民間企業等の参画を促し、沿岸域における海草・海藻藻場の保全・再生の取組を効果的かつ持続可能なものにすることで、CO2 の吸収源を確保し、ブルーカーボンとしての CO2 吸収固定量の評価による J ブルークレジット制度等の活用を進め、地域経済の付加価値創出による活性化につなげる。

(34) 雪氷熱の利用促進に向けた体制構築

積雪寒冷地において、道路等から運搬排雪している未利用の雪を地域資源として捉え、民間施設等に提供する仕組みを構築し、農産物貯蔵施設や工場、オフィス、データセンター等の冷房に用いる冷熱源としての利用を容易にすることで、脱炭素やコスト面の優位性を高め、企業の立地等を促進する。

(35) 地産地消の再生可能エネルギー都市の形成（シン・スマートシティ）

路面太陽光や道路へのペロブスカイト太陽電池⁵⁴の導入、風力発電導入促進に活用される港湾周辺のアクセス道路整備推進（交差点の拡大、上部支障物の撤去（地下化）、無電柱化）等、道路空間を活用した再生可能エネルギー都市の形成を促進する。

(36) 地域脱炭素人材の確保・シェアリングの推進

地域課題解決や地域経済活性化に寄与する地域脱炭素の取組を進めるため、地域脱炭素の推進に係る専門的知見を有する人材を派遣する脱炭素まちづくりアドバイザー制度等において専門人材プールの拡充を図るとともに、都道府県等をハブとした地域における専門人材を共有する仕組みを構築する。

⁵⁴ 3種類のイオン（代表的には A:有機アンモニウム、B:鉛、X:ヨウ素）が ABX₃ のペロブスカイト結晶構造で配列する材料を発電層に用いた太陽電池の総称。軽量・柔軟等の特徴をいかし、これまで太陽電池が設置困難であった場所にも設置し、再生可能エネルギー導入拡大と地域共生を両立するものとして期待される。

(37) 地域の中小企業の省エネ支援体制の構築

地域の中小企業が、エネルギー価格が高騰し、また、取引先からカーボンニュートラル実現に向けた協力を求められる機会が増えている中で、成長機会を確実に捉えるため、多くの中小企業にとって脱炭素の第一歩である省エネを加速する。そのため、従来の省エネ診断や補助金に加え、地域の金融機関と省エネ支援機関、地方公共団体等が連携し、中小企業等の省エネの取組を地域で支援する枠組みの構築を進める。

(38) 炭素除去（CDR）等クレジット創出による地方創生

第一次産業や陸域・海域の自然環境等の地域の産業や資源をいかした地域経済の付加価値を創出するため、官民連携によりブルーカーボン、森林吸収、バイオ炭、風化促進等の炭素除去（CDR）クレジット等の初期需要を創出するとともに、地域に根ざした CDR 技術等の取組による新たな地域産業振興を促進する。

(39) 商用電動車の劣化バッテリーを再利用した再生可能エネルギーの地産地消モデルの推進

運送事業者（トラック・バス・タクシー）、地方公共団体、再生可能エネルギー発電事業者等が参加する再生可能エネルギーの地産地消プラットフォームを設立し、EV、再生可能エネルギー、蓄電池（交換式バッテリー、劣化バッテリーの再利用）を組み合わせた地産地消モデルの実証事業を実施する。その成果を含めた商用電動車の導入ガイドラインの策定や電動車の性能等の評価検証・公表制度の創設に向けた調査検討を行うことで全国展開を図る。また、EV 車両の導入を更に加速させるため、総合的な支援を行う。

(40) SDGs を踏まえた港湾利用の新たな取組

脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を図るカーボンニュートラルポートの形成を推進するとともに、ブルーカーボン生態系を活用したCO₂吸収源対策等の多面的効果を生み出す等、気候変動緩和策を進める。また、「協働防護」の推進によるハード・ソフト一体の気候変動適応を図る。そして、洋上風力発電について基地港湾の計画的な整備や浮体式の海上施工の最適化等とともに、広域的な資源循環に向け循環経済拠点港湾を選定・整備する。

(41) 地域資源を活用した国産 SAF の利用環境の整備

バイオマスや廃棄物等の地域資源を活用した持続可能な航空燃料

(SAF)の製造・供給、利用までのサプライチェーンを官民連携により構築する。

(42) 地域資源の循環利用を通じた持続可能な地域づくり

地方に多く賦存するバイオマス等の未利用資源を、各府省庁連携を通じて総合的かつ効率的に収集・処理し、有効的に活用することで地域発のイノベーションを促す仕組みを構築する。電気・熱としての利用はもとより、ガスの直接利用や水素等の有用化学物質としての活用も含め、エネルギーやマテリアルを地域で効率的に循環利用する「循環経済地域」を全国に創出し、地域産業の活性化を通じ雇用の創出や関係人口の増加を促進する。

(43) 里山広葉樹の利活用を通じた再生の取組

里山広葉樹材の利用が低位となり国土保全上も問題となっている中、これまで輸入材への依存度が高かった付加価値の高い用途への利活用に向け、国産広葉樹に対する期待は高まっている。このため、地域の里山広葉樹利活用に向けて需要側と供給側が集うプラットフォームの設立を図ることにより、広葉樹材の利活用に関する情報共有やサプライチェーンを構築する。

(44) JAS 構造材やCLT等の活用による「地方木化」の推進

地域の森林資源を木材として利活用することは、林業・木材産業の発展を通じて地方創生に資するとともに、長期間の炭素貯蔵により、2050年ネットゼロにも寄与するものである。このため、都市の木造化に加え、これまで木造を手掛けてこなかった事業者の木材利用を促しながら、JAS構造材やCLT等の活用により、地方の木造化（地方木化）を推進し、魅力ある地域づくりに貢献する。

(45) 地域一体となった防除の実現

従来の個々の生産者による病虫害防除から、地域全体で取り組む、より効果的・効率的な病虫害防除への転換を図るため、関係府省庁、生産者、農業組織に加え、新たに農業支援サービス事業者等の民間事業者も参画した、幅広い関係者が連携し、地域一体となって取り組む防除体制の整備と導入を推進する。

(46) 「地域循環共生圏」の創造による新たな成長の実現

地域の多様な主体のオーナーシップの下、地域の自然資本に着目し、「新たな成長」を実現する地域循環共生圏の創造を各地で進めるとともに

に、企業との連携や「流域」に着目した広域連携プロジェクトの促進、地域経済循環分析の更なる活用による効果的な事業創出等により、自立・分散型の経済社会を構築する。

(47) 気候変動にサステナブルな付加価値の創出

地域気候変動適応センターを核とした地方公共団体、事業者、住民、訪問者等のステークホルダーの連携や、ベネフィットの見える化により、自然、文化行事、スポーツ施設、食等の地域資源をよりサステナブルにすることで、気候変動の影響による被害を回避・軽減するだけでなく、付加価値の創出に取り組む。

(48) 金融・資産運用特区の実現・発展

金融サービスや資産運用セクターの発展に向け、各地方公共団体と国が連携して、規制改革や各地域独自の取組を通じ、魅力的なビジネス・生活環境を整備し、金融・資産運用業者を特定地域へ集積させる。そうした取組を通じて、国内外の投資資金を呼び込みながら、地域の産業・企業が発展しやすい環境を整備する。

(49) 地域におけるインパクト投資の機運醸成・裾野拡大

投資家、金融機関、企業、NPO、地方公共団体等の幅広い関係者からなる「インパクトコンソーシアム」を通じて、各関係者におけるインパクト投資に関する理解の促進、具体的な取組事例やノウハウ等の共有等を行い、地域におけるインパクト投資の担い手の育成とインパクト投資の実践を後押しする。当該取組により、民間の金融の流れを変えていくことを通じて、様々な地域の社会・環境課題の解決に向けた民間企業の自主的かつ持続的な取組を促す。

(50) 地域金融機関による事業性融資の推進

地域の中小事業者が、不動産担保や経営者保証によらずに、事業の成長可能性に基づく資金調達ができるよう、地域金融機関による事業の実態や将来性に着目した融資（事業性融資）の取組を後押しする必要がある。有形資産に乏しいスタートアップ企業や、経営者保証により思い切った事業展開を躊躇^{ちゅうちよ}している事業者等の資金調達を円滑にするため、無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）の円滑な施行等、一層の環境整備を推進する。

(51) 地域金融機関による地域資源の活用や地域課題の解決

地域経済の回復・成長を支える地域経済の「要」である地域金融機関が、地域商社等の銀行業高度化等会社や投資専門子会社等を通じて、地域資源の活用（伝統産業を用いた付加価値創出等）や地域課題の解決（後継者不足の解決支援等）に取り組むように促す。人口減少・少子高齢化が進む中においても、専門人材の育成・確保や外部連携等を促し、地域金融機関が地域資源の活用や地域課題の解決に取り組むことにより、高付加価値型の産業・事業の創出を後押しする。

(52) 政府系金融機関による地場企業や地域事業の支援・強化

地域金融機関や地方公共団体等と協働しつつ、地方において潜在力を有する事業や地域経済を支える中堅・中小事業者を支援し、高付加価値型産業・事業の創出やイノベーション、及び海外展開を促進するため、政府系金融機関（株式会社日本政策投資銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行等）を通じて、民間金融機関との協調融資、ノウハウや好事例等の民間企業や金融機関等への情報提供、専門的な人材の育成等を行う。

(53) 売上高 100 億円超の中小企業の創出

中堅企業への成長も見据え、売上高 100 億円を目指して挑戦する成長志向の企業を恒常的に生み出すエコシステムを各地で創出する。100 億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業に対する大胆な設備投資補助金や税制の重点措置等の活用促進を図るとともに、幅広い課題（人材育成・人材確保、海外展開、M&A 等）に対応し、成長志向の中小企業に対するソフトインフラの構築を行う。

(54) 成長加速マッチングサービスの利活用促進

成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力することで、これまで接点のなかった様々な地域の金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の地域の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の様々な地域の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、成長加速マッチングサービスの利活用促進に取り組む。

(55) 再生フェーズ周辺の中小企業・小規模事業者の集約化促進

地方の中小企業・小規模事業者が有する技術等は、地方経済が高付加価値化を図るための重要な経営資源でもある。経営悪化の兆候がある者

等が企業価値を棄損する前に、経営力のある企業によって適切に集約化され、持続的成長を実現できる環境整備が重要である。そのため、中小企業活性化協議会の体制強化とともに、信用保証協会・地域金融機関等による予兆管理の強化、再生ファンドの活用促進、政府系金融機関等によるマッチングの取組促進等を進める。

(56) 地域経済を支える小規模事業者への支援強化

小規模事業者の稼ぐ力を一層高めるため、小規模企業振興基本計画⁵⁵等に基づき、「経営発達支援計画」による経営力の向上、事業継続力強化計画による事前防災の促進、商工会・商工会議所の伴走支援体制の強化、地方公共団体と連携した小規模事業者支援の強化を進める。

(57) 地方の国際的取組との連携・協力（地方連携推進）

外交面で国が持つ力を地方の国際展開にいかす取組を強化する。このため、国内においては飯倉公館や駐日外交団とのネットワーク、独立行政法人国際協力機構（JICA）の国内拠点等、海外においては在外公館⁵⁶やジャパン・ハウス、国際交流基金の海外拠点、各国・地域の官民ネットワーク⁵⁷等の国の強みを活用し、各地方公共団体が行う海外からの観光や企業・人材・投資等の誘致、地場産品や産業の海外展開、地域の魅力や文化の海外発信、姉妹都市・友好都市提携等国際的な取組の効果的な実施に向け、これまで国際的取組が進んでこなかった地方公共団体も含め、連携や協力を行う。

(58) 地方への対日直接投資の促進

地方への対日直接投資の拡大は、海外の優れた経営ノウハウ、技術、人材等の呼び込みにつながり、地方でのイノベーション創出やサプライチェーン強靱化、雇用創出・賃上げ等による地域活性化等に貢献し得る。そのため、独立行政法人日本貿易振興機構における従来の外国企業向けワンストップ対応体制に加え、国内外の地域エコシステム関係者同士のマッチング支援の強化、地方公共団体の対日直接投資誘致戦略の策定・ブラッシュアップ支援を図る。

⁵⁵ 令和7年3月25日閣議決定。

⁵⁶ 在外公館に配置されている「日本企業支援窓口」、「対日直接投資推進担当窓口」、「地方連携担当官」を活用した地方の国際的取組の効果的実施に向けた連携や協力を含む。

⁵⁷ JICAのネットワークを活用した地方の国際的取組の効果的実施に向けた連携や協力を含む。

(59) 知的財産の戦略的活用支援

知的財産は、革新的な製品・サービスが地域に付加価値を生み出す経営資源である一方、地方の中堅・中小企業に十分活用されてきたとはいえず、支援人材も大都市に偏在している。そのため、独立行政法人工業所有権情報・研修館の機能を地方展開し、同法人、地方公共団体、商工会議所、地域金融機関、弁理士会等関係者が連携して「知財経営支援ネットワーク」の取組を更に進めるとともに、弁理士等を始めとする知財経営支援人材の育成の場としても活用する。

(60) 福島イノベーション・コースト構想を核とした福島県浜通り地域等の産業発展

福島は言わば人口減少等の社会課題が複合災害により加速した地域であり、浜通り地域等での新たな取組は、新しい地方創生のモデルとなるものである。福島ロボットテストフィールド等のイノベーション拠点を呼び水に、チャレンジの場を求めるスタートアップや成長企業の呼び込みを図る。そのため、創造的復興の中核拠点である福島国際研究教育機構（F-REI）や既設の拠点、特区制度を活用したイノベーション促進、産業集積形成に向けて、立地補助金等の支援ツールや各種支援機関による伴走支援等を継続的に実施する。

(61) 地方公共団体・産業界と連携した「共創拠点」の実装

国立大学法人等のキャンパスについて、キャンパス整備の企画段階から地域のステークホルダーの参画を得た検討体制を構築するとともに、キャンパス外とのつながりも意識した計画を進め、地域課題の解決や産業の高付加価値化及びそれらを支える人材育成等、地方公共団体・産業界と連携した地方創生型共創拠点の実装化を図る。

(62) 先端研究基盤の全国ネットワーク化による地方の研究力強化

地方発のイノベーション創出を目指し、地方の大学・大学共同利用機関⁵⁸等に、自動化・自律化・遠隔化等の機能を有する先端的な研究設備・機器と技術専門人材を備えた共用拠点を整備し、この拠点の活用による地元産業界と連携した研究開発を促進・強化するとともに、共用拠点同士のネットワークを構築し、地方に国内外からの人の結集を図る。

⁵⁸ 「国公立全ての大学の共同利用の研究所」として、個々の大学では整備・運営が困難な最先端の大型装置や大量の学術データ、貴重な資料等を、全国の研究者に提供することを通じて大学の枠を越えた共同研究を推進し、研究水準の向上を図ることを目的とする我が国独自の研究機関。

(63) 早期実現と産業化を目指したフュージョン（核融合）拠点の形成

次世代のクリーンエネルギーとして期待されるフュージョンエネルギーの産業化を加速するため、産学官の研究力強化の観点に加えて、地方創生の観点から、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（QST）等の体制を強化し、アカデミアや民間企業を結集して技術開発を実施する体制やスタートアップ等への供用も可能とする実規模技術開発のための試験施設・設備群を整備する。

(64) 産学官共創やスタートアップ創出のイノベーション・エコシステム

地方大学等と地元産業界の連携による研究開発の促進・強化や新産業創出を図るため、地域の未来を担う若手研究者を中心とする、地域課題解決に向けた産学官共創支援プログラムを 2025 年度から新設するとともに、地方の大学等発スタートアップの創出促進、創業後間もない成長支援の強化やアントレプレナーシップ教育の充実を行い、地域における産学官共創やスタートアップ創出のイノベーション・エコシステムを構築する。

(65) スタートアップを核としたオープンイノベーションの推進

地域特有の課題解決を目指す農林水産・食品分野のスタートアップは増加しているものの、社会実装まで至っている事例は少なく、創業が困難な面もある。このため、産学官連携による技術シーズの創出や、社会実装に至るまでの成長段階に応じた支援、「「知」の集積と活用」の場」を活用した人材、資金、情報の提供等の取組を強化し、地域課題の解決に資するスタートアップを核としたオープンイノベーションを促進する。

(66) スタートアップと地方公共団体の連携・調達の促進

スタートアップから生まれたイノベーションが社会課題の解決につながる過程では、社会課題が急速に顕在化する地方公共団体でも、そうした調達に関するノウハウに乏しいために、実装につながらないケースも多い。そのため、社会課題解決に資するスタートアップに関して、地方公共団体によるトライアル発注や共同調達、具体事例等に関するガイドの改訂、地域の社会課題解決に向けたスタートアップのカatalog化、スタートアップと地方公共団体ニーズのマッチングの後押し、調達促進に向けたインセンティブ措置の検討等を進める。

(67) 地域における ICT スタートアップ創出による地域経済の発展

起業又は事業拡大を目指す ICT 分野のスタートアップ等に対する研究開発費支援や、事業化に向けた伴走支援等を通じて、スタートアップの創出・育成を促進する。

(68) 環境スタートアップの更なる推進

地域の環境スタートアップ創出による地域の高付加価値化に向けて、地域の大学、中堅企業、地域金融機関や、株式会社脱炭素化支援機構（JICN）等との連携により、地域の新たな産業や社会変革につながるイノベーションを創出し、地域からグローバルビジネスへの展開を進める。

(69) 高精度測位サービスの活用促進によるスマートシティ、スマート農業実現への貢献

農業、交通等の様々な分野で高度な技術の社会実装を推進するため、準天頂衛星システム「みちびき」のみで測位が可能となる 7 機体制の確立及び機能・性能向上に対応した地上設備の開発・整備等を進めるとともに、バックアップ機能の強化や利用可能領域の拡大のための 11 機体制に向けた開発に取り組み、より精度が高く安定的なサービスを提供する。

(70) IT 企業と連携した農山漁村におけるデータ活用の推進

農林水産業の生産性向上を図り、農山漁村の活性化に資するスマート農業技術の開発・導入を加速化させるため、農業データ連携基盤（WAGRI）の機能強化や情報通信環境の整備等、IT 企業のデジタル・新技術を活用した農林水産業・農山漁村における IT 企業と連携したデータ活用のための環境整備を推進する。

(71) 畜産クラスター事業を活用した地域経済・社会の維持・強化

畜産農家を始め、飼料を作る外部支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等の地域の関係者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するため、中山間地域等制約が多い中小規模の生産者が活用しやすいよう、規模を拡大せず現状の規模を維持する者も対象に、スマート農業機械の導入や既存施設の補改修等の整備を進め、地域経済・社会を維持・強化する。

(72) 経済安全保障推進法に基づく物資の安定供給確保

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関

する法律」⁵⁹に基づき、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資を特定重要物資として指定し、民間事業者の供給確保計画の認定を進め、民間事業者による生産設備への投資や研究開発等の取組を支援することにより、その安定供給の確保を図る。

(73) 「新結合」を全国各地で生み出す取組

内閣官房を中心とする推進体制の下、関係府省庁が連携し、意欲ある地方公共団体をアイデア段階から支援することや、官民プラットフォーム等を通じた地域の地方公共団体、民間事業者や大学・高等専門学校、研究機関等の連携・マッチング支援等、新結合を面的に広げる取組を進める。また、地方の関係者に使いやすい、効果的な施策展開に向け、地方イノベーション創生構想関連施策を取りまとめ、分かりやすく一覧化する、新結合が期待される地域を地図上に示す等、施策や地域の可視化といった取組を進める。

(74) 政府関係機関の地方移転

これまでの取組の検証や、DXの進展、リダンダンシーの確保の必要性等、この10年間の変化等を踏まえ、政府関係機関の地方移転に向けた取組を着実に進める。その際、国において、地方創生に寄与する政策実行機能を効果的に向上させる観点や、行政機能等を十全に発揮できる政府関係機関の国内最適立地を実現する観点から主体的に検討を進めた上で、機関の全面的な移転だけでなく、業務形態及び地域の実情に応じ、職員が地方で一定期間業務を行うサテライト方式や部局単位での移転等様々な類型を提示して、地方からの提案を募集する。国は、地方からの提案を踏まえ、国・地方双方にとって望ましい効果を生み出せるよう、順次結論を出す。

(75) 有機農業を通じた魅力的な地域づくりの推進

有機農業は魅力のある地域づくりとの親和性が高いことから、有機農業を軸とした、新規就農者等の移住者の受入れ、体験・観光農園の設置等による都市と農村の交流促進、農業高校や地方大学農学部等と連携したリスキリング、学校給食等を通じた食育の推進等により、若者や子育て世代から選ばれる魅力的な地域づくりに総合的に取り組む地域を支援する。

⁵⁹ 令和4年法律第43号。

(76) 地域における事業承継の担い手の確保

地域が有する優れた技術や人材の喪失を防ぎ地域の経済基盤を維持するため、地域において円滑な事業承継ができる環境づくりに関係者が一体的に取り組む。そのため、地域金融機関等とも連携し事業承継・引継ぎ支援センターを中心とした支援体制の強化を図る。また、事業承継税制を含め、事業承継に係る政策の在り方について検討を深めるとともに、地域の企業や関係機関が一体となって後継者人材の確保・育成等を行う取組を重点的に支援する。

(77) 地域金融機関の事業者支援の取組推進（経営改善・事業再生、事業承継支援等）

事業者が円滑に経営改善や事業再生、事業承継等を行えるよう、金融機関による一歩先を見据えた早期の事業者支援を促しつつ、「経営者保証に関するガイドライン」や「経営者保証改革プログラム」等に沿った経営者保証に依存しない融資慣行の確立を図る。こうした取組を通じて、人口減少や経営者の高齢化が一層進む中でも、事業者が経営改善や事業再生、事業承継といった幅広い経営課題に対して、失敗を恐れずに取り組むことのできる環境整備を進める。

(78) GX 産業立地、ワット・ビット連携の推進

電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）により、電力インフラから見て望ましい地域や大規模災害時のデジタルサービスの維持に資する地域へのデータセンターの誘導を含め、電力と通信基盤を整合的・計画的に整備し、データセンターの地方分散を推進する。あわせて、脱炭素電力が豊富な地域やコンビナート等既存のインフラが利用できる地域に投資を集中的に呼び込むための事業環境整備を検討する。

(79) 拠点分散促進に資する量子暗号通信網の社会実装

技術の進歩に伴い、既存の暗号通信が解読される危険性が高まりつつある。企業の地方分散のためには、安全な通信網が必要不可欠であることから、原理的に解読が困難な量子暗号通信⁶⁰の社会実装に向けた技術開発、実証を推進し、企業の地方移転環境の整備につなげる。

(80) 地域における産業構造転換に必要なインフラ整備の推進

半導体等の戦略分野における産業拠点整備や産業構造転換に必要な脱炭素エネルギーの供給に関するリーディングプロジェクトを国が強

⁶⁰ 量子コンピュータの大規模化に伴う既存の暗号の解読リスクに対し、量子の特性を利用することで原理的に、盗聴を確実に検知でき、解読が困難な安全な通信を実現するもの。

力に後押しすることは、国際競争力強化、経済安全保障、GX・DXの推進はもとより、地域における関連産業への投資拡大等を通じた雇用機会の創出や地域経済活性化等、地方創生の観点からも大きな効果が見込まれることから、必要な関連インフラを優先的に整備していくための追加的・安定的な支援を行う。

(81) 中山間地域の活性化の一翼を担う流域資源の活用

ダム周辺地域での安心・安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会の創出に向け、ダム管理者・地元地方公共団体・企業等が連携し、治水機能の強化と水力発電の促進を両立させるハイブリッドダムの取組に併せて発電した電力の供給等によるダム周辺地域への企業誘致や、上下流交流等の取組等を通じた地域振興を推進する。

(82) 農作物の鳥獣被害防止対策の高度化

農作物の鳥獣被害防止対策において、地域ぐるみで対策の中核を担う人材の高齢化により、捕獲体制の弱体化や対策を企画・実施する人材の不足が懸念されるため、デジタル・新技術を活用して効果的に被害を軽減するスマート鳥獣害対策を推進するとともに、司令塔役を担う高度な人材の育成や外部人材の確保等を支援し、総合的な鳥獣被害防止体制を整備する。

(83) i-Construction 2.0 の推進

将来的な生産年齢人口の減少により、一層の担い手不足が懸念される地域においても、災害の激甚化・頻発化、インフラの老朽化に対応し、地域の生活を支えるインフラの整備・管理等を将来にわたって持続するため、2040年度までに建設現場の省人化を少なくとも3割、すなわち生産性を1.5倍向上することを目指す建設現場のオートメーション化に取り組む。

(84) 測量 DX による担い手確保

測量 DX により作業効率化や技術開発等を進め、測量作業の省人化により人手不足に対応する。さらに、国土全域の3次元地図の整備と測位が地図に高精度に一致する技術開発によりデジタルツインが実現されることで、ICT 施工やスマート農林水産業の拡充に寄与し魅力ある幅広い分野での人手不足にも対応するとともに、新たなビジネスやサービスの創出にも貢献する。

(85) マイナンバーカードによる民間電子商取引の発展

デジタルによる安全・安心な暮らしの質の向上を図るため、オンラインでも対面でも、迅速・確実な本人確認等をデジタルで完結して行うことができ、顧客・事業者双方にメリットがあるマイナンバーカードの民間利用の推進を目指し、広報や実証事業等によりメリットや利用方法の周知を図るほか、民間事業者の意見を聴取し、導入に向けた支援等必要な措置について実施していく。

(86) 国際コンテナ戦略港湾政策による地方立地企業の輸出入等ビジネス環境の向上

国際基幹航路が我が国港湾へ寄港することは、我が国に立地する企業の国際物流に係るリードタイムの短縮や安定的な輸送に寄与する。このため、国際コンテナ戦略港湾において、北米、欧州航路を始め、中南米、アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、地方を含む我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントを強化し、ビジネス環境を向上させる。

B. 地域の人材力強化

(1) 地域の担い手となる人材の確保

生活環境等に関する地域課題の解決に取り組む起業についての情報提供等に加えて、実際の起業に対して、都道府県や市町村を通じて、必要な経費の一部を補助するとともに、起業に係る伴走支援等を行うことにより、地方における生活環境創生に資する起業を促進する。

(2) 官民や事業者間で連携した人材の確保及び事業者間で共通した技術系人材の訓練・育成

鉄道事業者等と地方公共団体の連携による学生向けのキャリア教育・職場見学会や、鉄道事業者等と関係府省庁の連携による地域別の退職自衛官向けの就職説明会により、鉄道事業者の人材確保を対象者別・地域別で推進する。また、鉄道事業者間等での連携や鉄道関係機関等との連携により、鉄道のメンテナンス業務に携わる人材に対する研修や技術支援を実施し、地方の中小鉄道を含めた技術人材の訓練・育成に努める。

(3) 地域人材の自律的な育成に向けたモデル構築

地方における人材支援策として、都市部から地方への人材供給だけでなく、地域における自律的な人材育成を行うことが重要であるため、人口減少の中にあっても、市民が自発的に考え、自ら行動し、力を合わせた取組が行われるような仕組みづくりを促進する。

(4) 企業 DX 推進に資するデジタル人材育成

地域企業と協働し実践的な DX スキルを習得する場の提供や、地方独自の目線で独創的なアイデアや技術を持つ若手トップデジタル人材輩出に向けたメンターによる育成事業を各地域で実施する等の取組を通じて、地域におけるデジタル人材の育成を図る。

(5) 職業訓練のデジタル分野の重点化の推進

労働者や求職中の者に対するデジタル技術の活用に関するスキルの向上を図り、労働市場におけるデジタル人材の育成を進めるため、地方での職業訓練や能力開発におけるデジタル分野の重点化に取り組む。

(6) 地域のサイバーセキュリティ人材の育成

サイバーセキュリティは地方を含め「全員参加」することに意義がある。全国各地で実施する実践的サイバー防御演習「CYDER」等を通じて、都市部・地方部を問わず全国各地域でサイバー攻撃への実践的な対応能

力を持つサイバーセキュリティ人材を育成する。

(7) 地域におけるサイバーセキュリティ対策の促進

デジタル技術の社会実装が地方でも進展する一方でサイバー攻撃の増加・巧妙化に伴い、これまで対象とならなかった地方の地方公共団体や企業もサイバー攻撃の対象となっている。しかしながら、これら関係者は単独ではサイバーセキュリティ対策を進める人材やノウハウに乏しいことから、地域での共助を促進する面的なアプローチを進めていく。そのため、全国各地で共助的な活動体である「地域 SECURITY」の立ち上げ・活動を促進する。

(8) 育成就労制度の適正かつ円滑な運用

2027 年に運用開始予定である育成就労制度について、育成就労外国人が大都市圏等特定の地域に過度に集中しないよう措置を講じ、人材不足の地域において必要とされる人材が確保され、もって地域経済の活性化に資するよう、適正かつ円滑な運用を行う。また、地方公共団体と適切に連携し、地域産業政策の観点からの受入れ環境整備や外国人との共生のための施策を推進する。

(9) 専修学校における地域の専門人材の育成

地域のエッセンシャルワーカーを育成する専修学校が、地方公共団体や企業・業界団体、他の高等教育機関等と連携し、より生産性の高い専門人材（アドバンスト・エッセンシャルワーカー）育成のためのデジタル技術等の先端技術等を活用したリスキリングを中心とした教育コンテンツ・カリキュラムを開発するとともに、情報提供を行う体制モデルを構築し、その成果の普及を図る。

(10) 都道府県と市町村が連携した DX 推進体制の構築

都道府県と市町村が連携した DX 推進体制を構築し、その中で市町村支援のための人材プール等の必要な機能を確保するとともに、DX 推進のための人材育成を進める。このため、アドバイザー派遣、デジタル分野の研修、デジタル人材の確保・育成に要する経費に対する財政措置等により総合的な取組の促進を図る。

2. 豊かな生活環境

C. 持続可能な生活インフラの実現

(1) 円滑な食料入手に向けた食料提供システムの構築

経済的理由により十分な食料を入手できない者の割合が増加している一方、地域資源である食品事業者等の未利用食品の活用が求められていることから、円滑な食料提供に向けて、地方公共団体、食品事業者、物流事業者、NPO、社会福祉協議会等の主体が食品の寄附から提供までを連携して取り組む必要があり、公設民営のフードバンクや店舗併設型のコミュニティ・フリッジの設置等、地域の多様な主体が参画する新たな食支援の仕組みを構築する。

(2) 放送ネットワークの強靱化等によるテレビ視聴環境等の確保

放送は、国民の生命・財産の確保のために必要な、気象、救助・救援活動、災害廃棄物処理等に係る情報を迅速かつ確実に提供することで、非常時の情報収集手段として重要な役割を果たすメディアである。このため、あまねく全国で安定的かつ効率的な放送の視聴環境を確保する放送ネットワークの強靱化等を継続的に支援する。

(3) 特定有人国境離島地域の地域社会維持の実現

特定有人国境離島地域において、地域の特徴をいかした生業・産地づくり、UJターン者のための拠点・住宅の整備、日常生活に不可欠なサービス（買物、医療・教育、子育て支援等）維持のための体制・拠点整備等、地域の実情に応じた戦略を作り、事業を推進する。

(4) 持続可能な協働型都市再生

都市再生特別措置法⁶¹の制度等を活用し、地方都市の顔として地域経済をけん引する優良な民間都市開発プロジェクトを促進することで、必要な都市基盤や魅力的な公共公益施設の整備、これらの高質な管理運営による持続可能な協働型都市再生を実現する。さらに、産官学協働による関西文化学術研究都市の特徴をいかした取組により、世界トップクラスの研究開発型イノベーション拠点を形成する。

(5) エリアマネジメントによる地域経営、公共空間の更なる利活用

エリアマネジメント団体を地域経営の主体と位置付け、計画段階から

⁶¹ 平成 14 年法律第 22 号。

中長期的な目線での官民連携を促進することで、エリア価値の向上や地域の魅力の創出を促進し、活力ある地方都市を実現する。あわせて、街路、公園、広場、オープンスペース、沿道建物等の利活用を図り、職住遊等の機能が融合する居心地が良く歩きたくなる空間の形成を促進する。

(6) 人口減少下に適応した国土利用・管理の推進

担い手不足が懸念される地域においても適切な国土利用・管理が行われるようにするため、民間企業や NPO 等の多様な主体が国土利用・管理に参画するよう促すとともに、国・地方が連携し、都市・農地・森林等の個別の土地利用に係る様々な行政計画・事業との整合・連携強化を図り、地域の課題解決に総合的に取り組む。

(7) 生活道路等対策

生活道路等における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、道路管理者と連携し、歩車分離式信号の整備、必要な箇所に対する交通規制の見直し、GIS を活用した事故データの客観的な分析による事故原因の検証といったハード・ソフト両面の対策を組み合わせることで推進するとともに、特に面的対策等が必要な地区においては「ゾーン 30」、「ゾーン 30 プラス」の整備を推進する。また、可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りや「ゾーン 30 プラス」入口での交通安全指導等を行い、生活道路等における交通の安全を確保する。

(8) 安全・安心に暮らせる道路交通環境の整備等の推進

高齢者も含め年齢を問わず誰もが安心して健康に暮らせる地方の生活環境を創生するため、幹線道路、通学路、身近な道路（生活道路）における交通安全対策を実施し、安全・安心・健康に暮らせる道路交通環境の整備等を行う。

(9) 自転車ネットワークの活用によるグリーンモビリティタウン

自転車等のパーソナルモビリティの通行空間の面的整備に加え、既存の公共施設等や鉄道駅、道路区域等を活用したモビリティハブを設け、都市内での移動を低炭素な移動手段へ転換するグリーンモビリティタウンの形成に取り組む。

- (10) 若年世帯を含む多様な世帯が生き生きと暮らすことのできる住宅団地の形成

地域住民や民間企業等、住宅団地に関わる多様な主体と連携し、住宅や公共施設等の再生、子育て支援施設や高齢者施設等の導入、オンデマンド交通を含む公共交通の導入、廃校や都市公園等の既存ストックの有効活用等を推進する。

- (11) ローカル鉄道の再構築

地域の関係者の合意形成に国が積極的に関与することで、ローカル鉄道の沿線地方公共団体が、まちづくりや観光振興等の地域の取組と一体でローカル鉄道の再構築を図り、文化、観光、産業等、あらゆる分野の拠点であり、それ自体が観光資源となり得る潜在性を有しているローカル鉄道を軸とした地域全体の活性化につなげる。

- (12) 路面電車の走行空間の整備等による地域のにぎわいや安心して暮らせる生活環境の創出

地域の日常生活の足として見直されている路面電車の走行空間に係る環境整備を推進することにより、地域のにぎわい創出を支援するとともに、信号化が有効な踏切道について、踏切信号機を設置して交通の円滑化を目指す。

- (13) オープンイノベーションを通じた誰もが安心して移動できる環境等の構築

歩行空間や施設のバリアフリーに係る情報をオープンデータ化し、かつ誰もがデータ整備・更新に参加できるようにすることで、移動時にこれらの情報が必要な車椅子やベビーカー利用者、高齢者等が、鮮度の高い情報を利用して安心して移動できる環境等の構築を推進する。

- (14) 道路空間の再配分による新しい物流対策

道路空間の再配分や路肩の活用により、官民連携で荷^{さば}きスペースの整備や自転車通行空間を整備することで、効率的な荷^{さば}きの支援と、歩行者や車両等の円滑な移動の実現に向けた取組を推進する。

- (15) 地域に根ざす国公有財産の戦略的マネジメントによるエリア価値向上

まちなかにある庁舎等の国有財産について、ハザードエリアや都市計画情報等を踏まえ、コンパクト・プラス・ネットワークの取組とも連携

しつつ、国施設の再編等により、「まちなか拠点合同庁舎」等の地域防災にも資する拠点づくりを進める。また、各都道府県に所在する財務局等が地方公共団体とも連携し、交通、保育、福祉等のサービス提供事業者等への使用許可等により、地域社会への開放を進める。

(16) 地方公共団体が所有する複数の遊休地の効果的な活用

地方公共団体が有する複数の遊休地をエリアマネジメントの観点から連鎖的に開発する手法である LABV⁶²を普及させるため、LABV の活用に向けた解説書の作成及び周知、地方公共団体への支援等の取組を推進する。

(17) PPP／PFI を活用したフェーズフリーな施設整備等の推進

地方公共団体が公共施設等を整備するに当たって、官民が連携し民間の創意工夫を活用することで、平常時と災害時の境界をなくし、平時の生活を充実させることで災害時の生活も充実させるというフェーズフリーの視点を取り入れるため、フェーズフリーの視点を導入した公共施設等に関する事例集の作成及び地方公共団体や民間事業者への周知、PPP／PFI の活用にあたってはフェーズフリーの視点の導入が求められる旨の PPP／PFI に関するガイドライン等への記載及び周知等を進める。

(18) 再生可能エネルギーを活用した避難所・防災機能の強化

地方公共団体の地域防災計画において避難施設や防災拠点等に位置付けられる公共施設等に対して、非常用電源として活用可能な再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入支援を行う。これにより、災害時における避難所の生活環境を改善し地域のレジリエンス強化と脱炭素化を同時実現するとともに、エネルギーコストの安定化にも貢献する。

(19) 防災・減災、国土強靱化の推進

「第 1 次国土強靱化実施中期計画」⁶³に基づき、大規模自然災害等から住民の生命・財産・暮らしを守り、社会経済活動を維持・継続することができるよう、施策の一層の重点化を図るとともに、地方創生と国土強靱化の連携を強化し、組織の枠を越えた施策連携強化型の国土強靱化を推進する。

⁶² Local Asset Backed Vehicle の略。PPP 手法の一つであり、地方公共団体等が土地等の公有資産の現物出資を行い、民間事業者が資金出資を行って設立する官民共同事業体をいい、LABV を活用して事業開発を行うことを LABV 方式という。

⁶³ 令和 7 年 6 月 6 日閣議決定。

(20) 地震・火災に脆弱^{ぜいじゃく}な密集市街地の改善整備や安全確保

災害に強い市街地形成を図るため、密集市街地等における老朽木造住宅等の建替え・耐震改修・除却、防災空地、耐震性貯水槽等の整備等のハード整備を進めるとともに、感震ブレイカーの設置普及、防災マップの作成や避難・消火訓練の実施等のソフト対策を講ずることで、密集市街地の整備改善や安全性の確保に取り組む。

(21) 地方公共団体との人事交流の拡大・退職自衛官の再就職支援

防衛省・自衛隊と地方公共団体との人事交流や、退職自衛官の地方公共団体防災関連部局への再就職支援等により、地方公共団体との連携の強化や地方公共団体の危機管理能力の向上に貢献し、災害から地方を守る事前防災、危機管理に資する取組を推進する。

(22) 防災気象情報の高度化等による地域の防災対応支援

気候変動に伴い激甚化する気象災害や南海トラフ地震等の大規模地震、火山噴火に対応した地域の事前防災の取組に資するため、予測精度の向上や技術改善を行い、防災気象情報を高度化する。また、地方公共団体の防災対応力の向上に貢献するため、きめ細かい情報の解説等防災対応の支援を行うとともに、気象と防災のスペシャリストである民間の気象防災アドバイザーの育成・活用を促進する。

(23) 山地災害からの地域の守り手確保に向けた対策

人口減少が続く中で、地域全体の防災力を向上させるため、担い手の裾野拡大を図りつつ、防災活動を担う土木業者のデジタル・新技術活用を進める。また、地域の防災力を総合的に高めるため、他地域・多分野とも連携した山村地域における新たな自主防災体制を構築する。

(24) 空港の防災拠点としての有効活用

南海トラフ地震等の大規模災害に備え、被災地における迅速な救援・救急活動が可能となるよう、関係府省庁が連携し、空港が防災拠点として機能するために必要な施設の強化や近隣の空港が代替空港としての役割を担う広域的な地域防災の拠点化を推進する。

(25) 港を核とした海上支援ネットワークの形成

災害時における海上からの支援活動の円滑化のため、離島・半島を始

めとする地域において、耐震強化岸壁に加え、臨港道路、背後用地、航路・泊地等、一連の施設が健全性を備えた防災拠点を確保し、支援側及び受援側の港湾が相互に連携した海上支援ネットワークの形成に向け、ハード・ソフト両面での災害対応力の強化に取り組む。

(26) 災害廃棄物対策による災害に強いまちづくり

災害時における生活ごみやし尿に加え、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するため、国、地方公共団体、研究機関、民間等による人的支援や広域処理の連携を促進する等、地方公共団体・地域ブロック・全国の各レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を平時から進める。地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定率向上と災害廃棄物への対応力向上や、大規模災害に備えた広域連携体制の構築に係る取組を通して災害に強いまちづくりを進める。

(27) 国土強靱化に向けた災害発生時における警察の対処能力の向上

災害発生時における警察の対処能力の向上のため、各種警察活動の基盤となる警察施設、警察通信施設、交通安全施設等の改修・更新等を行い、機能を確保する。

(28) 学校施設の耐災害性の強化

教育の現場であるのみならず地域の避難所となる学校施設の耐災害性の強化に取り組む。具体的には、避難者の生活環境の向上を図るため、関係府省庁と連携しつつ、老朽化対策、非構造部材の耐震対策とともに、体育館の空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化等の防災機能強化を一体的に進める。あわせて、災害時のこどもたちの早期の学び確保のため、被災地外から教職員等の派遣を行う「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-EST)の構築に取り組む。

(29) 地籍整備の推進

土地の一部の所有者が不明な場合等でも調査を進めることができる新たな調査手続や、都市部における官民境界の先行調査、山村部におけるリモートセンシングデータを活用した調査といった、それぞれの地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の活用促進による地籍調査の円滑化・迅速化を図り、災害からの迅速な復旧・復興や地域の成長につながる社会資本整備を推進する。

(30) 発災時の住まい確保に係る官民連携等の促進

地域の住宅生産の担い手（地元の大工等）不足への懸念や令和6年能登半島地震の教訓、次なる大規模災害リスク等を踏まえ、地域の住宅生産事業者（地場工務店）等で構成されるグループ（地域グループ）が地方公共団体との災害協定等に応じて行う、先導性の高い研修・訓練等を支援する。これにより、平時からの官民連携の強化、災害発生時等の担い手の確保、初動対応の迅速化等を促進する。

(31) 災害対応のデジタル化・被災者支援業務の高度化

避難所受付や被災者向け各種行政サービス等へのマイナンバーカードの利活用を広げると同時に、避難所運営をデジタル化し効率化していくための避難所運営システムの地方公共団体への普及、市町村の区域を越えた被災者情報の共有を実現するための広域被災者データベース等の活用等、防災支援業務のデジタル化を徹底的に進めることにより、防災支援業務の効率化や、一人一人の状況に応じた被災者支援の充実を図る。

(32) ロボット配送の社会実装

地方では、生産年齢人口の減少に伴い、ラストマイル配送を担う人材の不足による物流網維持が大きな課題であることから、リモート技術で遠隔監視・操作が可能な自動配送ロボットの社会実装を通じ、都市部の働き手が地方の物流網の担い手となる状態を目指す。そのため、低速・小型の自動配送ロボットによる実装サービスの多地域展開を進めるとともに、より配送能力の高い自動配送ロボットの地域実証に向けた具体的検討を進める。

(33) 消防防災 DX・新技術の推進

人口減少・少子高齢化を背景に、消防分野においても限られた人的資源で必要な消防防災力を確保するため、AI 等も活用しながら、消防業務の高度化等に資する新技術の研究開発・実用化等に取り組むとともに、消防指令システムの高度化を推進する。また、非常用通信や住民への情報伝達手段の整備を推進する。

(34) 木材を始めとした地域の建材利用の促進による地域での住まいの確保と地域経済の発展の実現

木材を始めとした地域の建材を利用した木造住宅等の推進が求めら

れる中、担い手不足が懸念される地域においても、地域産材を活用した質の高い住まいの安定的な供給と適切な維持管理・更新を行うため、入職者の増加や職場環境整備、担い手の育成の促進、住宅建設の省力化・効率化、地域内での木造住宅生産の川上から川下までの連携強化等により、地域単位での安定的な住まいの確保とサーキュラーエコノミーを両立させる。

(35) 新たな道路管理システムの構築

安価で汎用性のある新たな道路管理システムを構築し、大都市だけではなく他の道路占用物件の^{ふくそう}輻輳する地域においても物件の一元管理を実施できる環境を整備することで、自然災害等による道路及びライフラインの損傷等への迅速な対応を可能とするとともに、人材不足の中で、道路管理の効率化・業務負担軽減を実現する。

(36) 道路における新たなモビリティサービスの社会実装の実現

自動運転サービスの実現を支援するため、自動運転車の走行を支援する走行空間の実証等、道路インフラからの支援に向けた取組を推進するとともに、道路情報の電子化による特殊車両通行手続の利便性向上や次世代 ITS の実現等、先端技術の実用化を通じた地域の生産性の向上に取り組む。また、デジタル技術を活用して無人化・自動化された新たな物流形態として、自動物流道路の社会実装に向けた取組を推進する。

(37) バスタプロジェクトの推進、新たなモビリティに対応した道路空間の整備

地方都市の核となる集約型公共交通ターミナル（バスタ）の整備について官民連携を強化しつつ全国で戦略的に展開し、人とモノの流れの円滑化や地域の活性化、災害対応の強化を促進する。また、自動運転車両等の新たなモビリティに対応した道路空間やモビリティハブの整備を推進する。

(38) 地方創生拠点を活用した自動運転等の推進

道の駅等の地方創生拠点を活用した自動運転・観光・物流拠点化等を推進する。

(39) 社会的ニーズの変化や自動運転等の新技術の実装を見据えた物流拠点整備

2024 年問題を背景としたトラックの中継輸送への対応、施設の老朽化や供給方法の多様化等の状況の変化を踏まえた、ダブル連結トラック・自動運転トラックといった新技術への対応、地域の新産業創出や、にぎわい創出等の活性化にも資する物流拠点の整備を見据え、①物流拠点の整備に係る国の方針策定、②国にとって基幹となる物流拠点の整備に係る関与・支援、③公共性の高い物流拠点の整備・再構築に係る関与・支援を推進する。

(40) 自動運転の拡大に向けた調査研究

自動運転の拡大に向けて、自動運転システムに応じた交通関係法規上の課題や制度の在り方等に係る調査・検討を行い、必要な措置を講ずる。

(41) 空飛ぶクルマの社会実装

都市部や離島・中山間部等での新たな移動手段、観光地での遊覧飛行、災害時の救急搬送等、新しいサービスの展開や都市や地方における課題の解決に向けて、機体の安全性、操縦者の技能証明、機体の運航、交通管理、離着陸場等に関する環境整備等を行い、広域的なネットワークや都市内の運航等を実現し、空飛ぶクルマの社会実装を推進する。

(42) 広域的な観点からの集約・再編

インフラが有する安全・安心の確保、生産性向上、生活の質の向上等の効果が将来にわたって持続的に発揮されるよう、まちづくり計画とインフラ長寿命化計画の一体的な検討・策定を促すこと等により、広域的な地域の将来像を踏まえて必要な施設の集約・再編、機能強化や不要な施設の撤去を進め、将来のまちづくり・地域づくりの姿に即したインフラストックの最適化を図る。

(43) 浄化槽の適切な利活用

人口減少により、更新時期を迎えた集合処理施設を浄化槽へ転換する必要性が高まることも踏まえながら、循環型社会形成推進交付金による浄化槽の整備・更新や適切な点検・管理に向けた取組を進め、各地域の実情に応じた持続可能で最適な污水处理施設整備を進める。

(44) 国土の骨格を支える高規格道路ネットワークの整備推進

地方への移住や企業移転、関係人口の増加等、人の流れの創出に向けて、国土の骨格を支える基幹的な高速陸上交通ネットワークとして、高規格幹線道路と、これを補完し広域圏内や広域圏間の交流・連携を強化する広域道路網を合わせたシームレスなサービスレベルが確保された高規格道路ネットワークについて、既存ネットワークも活用しつつネットワークの形成・機能向上を推進する。

(45) 整備新幹線、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワーク及び都市鉄道の整備推進

地域相互の交流を拡大し、我が国の産業の発展や観光立国の推進等、地方創生に大きく貢献する幹線鉄道ネットワークについて、整備新幹線の着実な整備に取り組むとともに、三大都市圏を約1時間で結ぶリニア中央新幹線の早期整備に向けた環境を整える。くわえて、各地域の実情を踏まえ、幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討等、更なる取組を進める。また、空港アクセス鉄道等の都市鉄道の整備を推進する。

(46) 地域の基幹産業の競争力強化や離島交通の安定的確保等に資する港湾整備の推進

海上輸送網の拠点として地方の経済や暮らしを支える港湾について、港湾整備を通じた民間投資の誘発、雇用の創出や物流の効率化により、地域の基幹産業の競争力強化を図るとともに、離島航路の就航率向上、人流・物流の安全確保、住民の交流や観光の振興等に取り組む。

(47) 空港の機能向上と国内航空ネットワークの維持・活性化

今後の航空需要の増大を見据え、首都圏空港を始めとする全国の空港の機能向上を図るとともに、国民生活を支える重要な交通手段である国内線の事業環境が厳しい状況であることに鑑み、国内線の構造改革を通じた国内航空ネットワークの維持・活性化を推進する。

(48) 地方公共団体におけるデータとAI活用の推進

多くの地方公共団体でAI導入の障壁となっている人材、ノウハウ不足に対応するため、安全・安心なAIの利活用環境を地方公共団体にも利用可能とすることでユースケースの開拓を促し、効果のあったプロンプト等を共有し、ノウハウの展開を図る。また、行政機関が作成する各種文書をAI学習用データとして利活用しやすいようにするため、構造化の標準的手法を提示し、データ活用を後押しする。これにより、各地

方公共団体が主体的に AI を活用し、行政サービスの向上と業務効率化を実現できる環境を整備する。

D. 地域の暮らしの満足感向上

(1) 地方公共団体の官公需における入札制度の適切な運用

構造的な賃上げを実現するためには、地方の官公需においても適切に価格転嫁が行われることが重要であることから、地方公共団体における取組状況等を把握し、その結果を踏まえ、地方の官公需における労務費、原材料費、エネルギーコストの適切な価格転嫁に向けた取組を推進する。

(2) 「道の駅」第3ステージの推進

「地方創生・観光を加速する拠点」を目指す取組を推進するため、「道の駅」を拠点とした「まちぐるみ」での地域活性化を推進する。

(3) 多世代・分野横断的な地域社会の担い手の掘り起こし

「多世代参画による地域活力プラットフォーム構築調査事業」を通じて、幅広い世代・属性の地域住民間の交流を促進し、地域社会との接点として有機的に機能する拠点の形成や、多様な分野の地域課題と担い手とのマッチングによる課題解決に向けた取組等の実証を行い、課題や効果的な施策等を把握・検討するとともに、多世代かつ分野横断的な地域社会の担い手確保及び地域社会の課題解決を目的とした施策の全国的な展開を進める。

(4) 法テラスによる持続可能な総合法律支援体制の整備

人口減少や少子高齢化により人口やそれを支えるリソースが偏在し、地域における在留外国人が増加する等、ますます多様化する社会において、様々な困難を抱える方への法的支援を拡充し、地方における司法への「アクセス空白」を解消するため、地方公共団体等と連携し、出張相談やウェブ会議等のデジタル技術も活用した新たなアプローチによる相談体制を構築する等、こども、ひとり親世帯、高齢者・障がい者、被災者、犯罪被害者を始めとする地域において福祉への橋渡しを含めた法的支援を必要とする全ての方にあまねく法的サービスを提供し得る持続可能な総合法律支援体制を整備する。

(5) デジタル技術を活用した紛争解決手続（ODR）の推進

外国人を含む多様な人が、それぞれの実情に即した紛争解決手段にアクセスすることができるよう、自動翻訳機能等を含めたデジタル技術を活用した裁判外の紛争解決手続（ODR）の普及を進める。

(6) 孤独・孤立状態の予防の推進

「孤独・孤立対策推進交付金」により地方公共団体、NPO 等への支援や、官・民・NPO 等の連携基盤である地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築を進めるほか、孤独・孤立の問題について知識を身に付け、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする「つながりサポーター」の普及を行う。

(7) 地域に根ざした地域の魅力を高める人権啓発活動の実施

地域の実情に応じ、偏見・差別の解消に向けた取組を、若者や地域を支える企業関係者等が主体的に行うことで、多様性が尊重された地域社会の実現を目指す。

(8) 地方公共団体における再犯防止施策の充実・発展

拘禁刑導入を踏まえた受刑者の特性に応じた処遇・社会復帰支援の拡充を受け、刑務所出所者の帰住先の地域とも連携した支援ニーズも多様化し、地域の実情に応じた施策の創意工夫の幅が大きく広がることから、出所者の個性や地域の実情に応じた地域再犯防止推進事業の実施、地方公共団体への知見・情報の提供等を目的とした協議会の開催に加え、再犯防止に精通する法務省職員を派遣する伴走型支援の実施等により、国と地方公共団体との双方向の連携体制を構築するとともにきめ細かな支援を実現し、誰もが安全・安心に暮らせる持続可能な社会を実現する。

(9) 安全・安心な地方の生活環境の創生に向けた更生保護の地域展開

地域に頼る人や居場所がない刑務所出所者等に対し、更生保護施設や協力雇用主等の民間の持てる力をいかして官民が連携し、住居、就労や相談先確保等、地域における再犯防止につながる“息の長い”支援を行うことで、安全・安心な地域社会を実現し、刑務所出所者等も地域住民と共に地域の経済・社会を支える人材となることを目指す取組を推進する。

(10) 持続可能な保護司制度の確立を通じた安全・安心な地域社会の創生

地方公共団体と連携し、保護司活動の環境整備等に取り組むとともに、活動の魅力や意義等に関する情報発信の強化等により保護司活動への理解を社会に広めることで、若者や女性を含め、保護司活動に参画・協力する地域住民の輪を広げる。

(11) 行政相談委員と民生委員、保護司、人権擁護委員等と連携した地域課題解決

多様化・複雑化する地域課題を解決するためには、地域に根ざして活動する行政ボランティア（行政相談委員、民生委員、保護司、人権擁護委員等）の存在が不可欠であり、国・地方公共団体や産官学金等の各種団体をも巻き込んだシンポジウムやワークショップ等の実施を通じて、行政ボランティアと産官学金等での地域課題解決力を向上させ、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生を推進する。

(12) 増大する救急需要への対応

救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、傷病者に関する情報を把握する取組（マイナ救急）等を強力に推進し、救急業務の円滑化を図る。

(13) 気候変動に対応した快適な暮らし空間の確保

自然環境の多様な機能を有するグリーンインフラの活用やまちづくりGXの取組を進め、気候変動対策と健康でゆとりある魅力的な地域づくりを推進する。また、地球温暖化、ヒートアイランド現象等による健康や生活への影響、地域の自然資源の減少の影響を緩和するため、行政、民間、地元住民一体で効果的・継続的な取組を実施しつつ、路面温度を低減する環境舗装の整備、気温や体感温度を低減する緑化、水の恵みの利活用、炭素排出量削減、ネイチャーポジティブ等を促進する。

(14) 地域の防犯力強化

安心・安全に暮らすことのできる社会を実現するため、防犯カメラの設置、青色回転灯等装備車（いわゆる「青パト」）の整備、防犯ボランティア活動の拠点整備等、デジタル技術を活用する等した地域防犯力の強化への支援を行うとともに、防犯性能の高い建物部品の設置といった防犯対策強化の取組への支援を行う。

(15) 警察業務のデジタル化の推進

警察情報管理システムの共通化・集約化を進め、全国の都道府県警察が高度化された情報管理システムを斉一的に利用可能とすることにより、より効果的に警察業務を遂行し、各種警察活動における現場執行力を維持する。

(16) 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境の創生に向けた地方消費者行政の充実・強化

消費者問題が高度化・複雑化・広域化する中、被害の未然防止・救済を図るため、多様な主体の連携により地域に積極的に出向く見守り活動、人材確保・育成、広域連携等を進めるべく、地方消費者行政強化交付金を見直し、地方消費者行政の充実・強化を図る。

(17) 消費者庁新未来創造戦略本部における取組

「消費者庁新未来創造戦略本部」において、産官学金等の連携による先進的なモデルの創出や新たな政策課題の研究等の取組を推進する。

(18) 国民運動「デコ活」の推進

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動である「デコ活」において、地域の団体・企業による地域ごとの交流会等を行い、地域課題の解決策を地域自らが考え、ボトムアップ的に地域から発展させていく。また、デコ活応援団（官民連携協議会）において、地域への全国展開が可能な取組のマッチング支援等を行うとともに、デコ活応援団に参画している産官学金等の力を活用し、豊かな暮らしに向けた国民の行動変容・ライフスタイル転換を推進する。

(19) 医療 DX の推進

「医療 DX の推進に関する工程表」⁶⁴を踏まえ、電子カルテ情報共有サービスの構築、電子カルテ情報の標準化、標準型電子カルテの開発・普及、電子処方箋の普及拡大、医療費助成等におけるマイナンバーカードを利用した情報連携の推進等を通じて、保健・医療・介護の情報を共有可能な全国医療情報プラットフォームの構築を図るとともに、同工程表の「遅くとも 2030 年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」との目標達成に向け、電子カルテの標準仕様の策定等により廉価で導入しやすい「クラウドネイティブ型」電子カルテへの移行を進める。

(20) データ連携基盤の共同利用の推進とデータ利活用事例の展開

データ連携基盤への重複投資を回避し、これを持たない地方公共団体においてもデータ利活用の取組を進めることができるよう、既に構築された基盤の共同利用を促していく。また、データモデルや連携 API の相互運用性の確保を起点に、既存の基盤を活用した様々なサービスの立ち

⁶⁴ 医療 DX 推進本部決定（令和 5 年 6 月 2 日）。

上げ等を支援し、個人に最適化されたサービス実現のためのデータ利活用の取組を更に強力に推進することで、デジタルを活用した地方創生の取組を全国で進めていく。

(21) 気象データ利活用による生産性向上

気象庁が保有する気象データについて、クラウドでの提供の充実等地方でも容易に入手できる環境を整備するとともに、面的な気象情報や近未来の気候変動予測情報等、より地域密着の情報を提供する。また、気象データの利活用を助言可能な人材である気象データアナリストの育成を図る等、新たな気象ビジネス創出の促進に取り組む。

(22) Well-being の向上に向けたデータ利活用による地域課題解決

Well-being 向上に向けたまちづくりの推進を図るには、産官学金等及び住民等の多様な関係者の協働や地方公共団体内部の縦割りを越えた部門間の協力を積極的に引き出していくことが不可欠であり、地域幸福度（Well-Being）指標の活用を促しながら分野横断的な議論を積極的に誘発し、政策立案、事業評価につなげていく。

(23) 「i-都市再生」の地域への実装による DX の促進

都市情報と都市活動に関連する静的・動的情報を連携し、課題の分析、検討、解決を図る都市情報基盤（i-都市再生）の地域への実装により、行政事務等の効率・高度化、関係者間の円滑な合意形成等を図る。また、「i-都市再生」の標準仕様の拡張等により活用が進む一方、実務への定着が進まないケースがあることから、モデルとなる地方公共団体を選定し伴走支援することで、活用モデルの創出・展開や更なる普及を目指す。

(24) データ活用による空き家対策等業務の変革

国土交通省、地方公共団体及び民間事業者が保有する建築物ポリゴンデータ（PLATEAU 等）や水道使用状況、住民基本台帳等の既存データを横断的に活用し、機械学習アルゴリズムにより建物単位で「空き家」かどうかを推定可能な「空き家推定システム」の構築・社会実装を推進する。開発したシステムは、オープンソースソフトウェア（OSS）として公開することで、行政の空き家対策等への横展開を図る。

(25) 水道のスマートメーターを活用した高齢者等の見守り

高齢者等に対する見守りサービスの実現や担い手不足に対応した水道の検針の効率化を図るため、全国の水道事業者における水道スマート

メーターの実装を推進する。

(26) 建築・都市の DX（まちづくり DX、建築分野の DX）

地理空間情報を活用しながら、建築 BIM、PLATEAU、不動産 ID の取組を一体的に推進する「建築・都市の DX」を通じて、物流や交通等を含む、建築・都市・不動産にとどまらない多様な分野における新事業の実現に資する、建物レベルから都市レベルまでの三次元データ基盤の整備を促進する。

(27) 未来技術の社会実装により地域課題の解決を目指す伴走支援事業

AI、IoT や自動運転、ドローン等の未来技術を活用した「地域の担い手の育成・確保や労働生産性の向上、生活基盤の確保」等の地域課題の解決と地方創生を目指し、先導性と横展開の可能性に優れた地方公共団体の取組に対し、関係府省庁による伴走支援を実施している。今後、デジタル・新技術の徹底活用に向け、より多くの地方公共団体が未来技術を活用した課題解決の取組に挑戦できるよう支援制度を充実していく。

(28) 利用者の ICT リテラシー向上

情報流通の健全性を確保するためには、全国的に ICT リテラシー向上に取り組む必要がある。ICT リテラシーの向上に向けて、地方公共団体、地場の企業・団体等、幅広いステークホルダーと連携し、自主的な取組を促進する。また、行政手続や地域の生活サービスを利用する手段として、ICT 端末が有効に活用されるよう、取組を推進する。

(29) マイナンバーカードと運転免許証の一体化等

マイナンバーカードと運転免許証の一体化及びオンライン更新時講習について、継続的に円滑な運用を図るとともに、免許情報をスマートフォンに記録したモバイル運転免許証について、デジタル庁が整備中の各種資格者証の情報を格納できる汎用的なシステムの活用を前提に検討を進め、極力早期の実現を目指す。

(30) マイナンバーカードによる利便性の高い市民カードの実現と利活用促進

人手不足の中にあっても、一人一人のニーズに寄り添う利便性の高い行政サービスの提供や、デジタルによる安全・安心な暮らしの質の向上を図るため、地方公共団体における好事例の展開、関係システムの標準仕様への反映、様々なサービス・場面に応じたマイナンバーカードの利

用方法の実現や周知等を行うとともに、マイナンバーカードを、書かない窓口・図書館・健康・子育て等の地方公共団体における市民サービスカードとすることで、その利用を強力に推進していく。

(31) マイナンバーカードによる利便性の高いオンライン市役所サービスの実現

人手不足の中にあっても、一人一人のニーズに寄り添う利便性の高い行政サービスの提供や、デジタルによる安全・安心な暮らしの質の向上を図るため、コンビニ交付サービスにおいて対応可能な証明書類の更なる拡大、引越し時の転出届、転入予約の利用拡大、子育て・介護等の特に国民の利便性の向上に資する国・地方公共団体の行政手続のオンライン・デジタル化を推進する。また、マイナポータルサービスを充実させ、行政機関等から、より多様なお知らせの受取ができるよう機能改修等を目指す。

(32) マイナンバーカードの普及の促進・スマホ搭載の推進

人手不足の中にあっても、一人一人のニーズに寄り添う利便性の高い行政サービスの提供や、デジタルによる安全・安心な暮らしの質の向上を図る観点から、カードや電子証明書の大量更新への対応を含む、カードの取得を希望する国民に対する円滑な取得環境や交付体制の整備を行う等、マイナンバーカードの普及を丁寧に進めるとともに、利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進する。また、国民の利便性を高めるマイナンバーカードのスマートフォンへの搭載についても強力に推進する。

(33) デジタル公共財の共同利用・共同調達の加速

デジタルを活用した地方創生を進める際に様々な地域で共通に必要なデジタル公共財について、複数の地方公共団体における共同利用・共同調達の加速等を通じて、その廉価な普及を加速する。また、その導入を支援するに当たっては、新規のツールの開発ではなく、既にあるデジタル公共財を使いこなし、定着に向けた重点支援を行う。デジタルマーケットプレイスやデジタル地方創生サービスカタログ⁶⁵等も活用し、デジタル公共財に対する理解促進に努め、その範囲の明確化や的確なバージョンアップを進めていく。

⁶⁵ 地方公共団体におけるデジタルを活用した地方創生推進のため、優良なデジタル実装を支えるサービスをカタログ化したもの。

(34) 国・地方共通相談チャットボットによる地方公共団体職員の負担軽減

国・地方共通相談チャットボット（ガボット）について、国民が行政機関に直接問い合わせる前にアクセスするツールとして、国民の利便性向上や地方公共団体職員等の負担軽減に資するよう、関係府省庁、地方公共団体等と連携して搭載分野の拡充、FAQ の充実、生成 AI 活用の実証を踏まえた取組等の利用者目線での改善を進める。

(35) デジタル活用推進事業債による自治体 DX・地域社会 DX の推進

地方公共団体が、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組を行えるよう、引き続き、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債による地方財政措置を講ずる。

(36) 地域社会 DX の推進

少子高齢化・人口減少による働き手不足等に対処するため、AI、ローカル 5G 等のデジタル技術を活用した地域課題解決（DX）を推進するため、デジタル人材／体制の確保支援や先進的なソリューションの実証、地域の通信インフラ整備支援等の総合的な施策を通じて、地方創生の好事例を創出するとともに、効果的・効率的な情報発信等を実施することで、その展開等に取り組む。

3. 選ばれる地方

E. 魅力が感じられる地方の実現

(1) 地域共同での若手育成・職場情報の発信強化

1 社単位では若手社員の数が少数となる地域において、企業横断的に地域共同で行う若手社員の育成や仲間づくりの支援等を進める。また、就職・転職の機会に、地域の魅力ある職場が若者や女性の具体的な選択肢に挙がるよう、公的媒体である職場情報総合サイトへの情報集約や、民間サイトとの連携等により、地域全体で職場情報の発信を強化する取組を進める。

(2) 交通・まちづくり分野におけるジェンダー視点の反映

各地域における交通やまちづくりの分野において、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映する「ジェンダー主流化」の推進に向けて、業界の枠を越えた企業経営者や管理職、一般職員等の様々な階層の職員同士が交流を深め、横の連携を図ることのできるコミュニティの構築を支援することにより、各事業者における女性活躍を推進する取組や、男女での異なるニーズを反映したサービス提供の促進を図る。

(3) 地方公務員の兼業・副業の弾力化

兼業の許可基準を設定している地方公共団体は全体の6割程度でありそのうち大半が国家公務員と同基準となっている等、地域の実情に応じた運用がなされているとは言い難い状況である。地方公務員が公務以外の場でも活躍しやすくなるよう、許可制は維持しつつも、営利企業の従業員との兼業や、職員個人のスキルや地域の実情を踏まえた自営兼業等の地方公務員の兼業・副業の弾力化に向けた環境整備を促す。

(4) 会計年度任用職員の処遇改善を含むあり方の見直し

兼業・副業を希望する職員の環境整備に加え、地方公務員全体の約2割を占める会計年度任用職員を含めた「働きがい」と「働きやすさ」の確保に向けて、これまでの法改正等を踏まえ適正な処遇の確保・改善に取り組むとともに、職務経験等を考慮した適切な給与水準の決定や、能力実証を経た会計年度任用職員の常勤化の普及促進を図る。

(5) 自衛官の生活・勤務環境の改善

全国の拠点で勤務する全ての自衛隊員が安心して働き、暮らせる環境を構築するため、隊員の隊舎居室のプライバシーの確保のための個室化、通信環境や女性用区画の整備、宿舍の大規模な全面改修等を行う等、現代のライフスタイルに合うよう自衛官の生活・勤務環境の改善の取組を進める。

(6) 高校生の「地域留学」の推進

地域の高校の魅力化を図る観点から、立地する地方公共団体等との連携によって「地域留学」の受入れを行う高校の取組を支援するとともに、都市部の生徒・保護者等に、特に高校3年間のうちの1年間について「地域留学」という選択肢もあることや、受入れを行う高校の取組等について積極的に情報発信する。

(7) 新しい時代の学びを実現する「楽しい学校施設」の整備

児童生徒や教職員、地域住民等が、誇りや愛着、居心地の良さを感じられる「楽しい学校施設」の整備を推進する。このため、情報共有プラットフォームを活用した取組を進める。くわえて、施設の維持管理等を効果的に行えるよう必要な知見や技術の積極的な活用を推進する。

(8) 地域社会との共助による教育環境の構築

地域社会の共助による教育を通じて、学びの中で地域課題の解決や地域との協働を行い、生まれ育った地域に関心を持てるような環境づくりに取り組む。そのため、教育資源の地域間格差の解消に向け、EdTech等のICT技術を活用した学校活動支援サービスの学校への導入補助を地方で重点的に行うことに併せ、地域社会から継続的に教育資源を獲得するエコシステムの構築を目指す。

(9) 文字・活字文化の拠点整備等

文字・活字文化の発信拠点でもある書店をめぐる環境が悪化していることから、地域に根ざした文字・活字文化に触れる拠点を公設民営等による整備を促していくことで、地域の生活環境の向上、ひいては、知的・文化的水準の維持・向上を図る。

- (10) 専門高校を拠点とした地方創生支援・地域人材の育成（高校の特色化・魅力化を含む）

専門高校を拠点とした地方創生の取組を進めるため、立地する基礎自治体や産業界等と連携した地域人材育成の取組（寮機能を含む交流拠点の整備等を含む。）への支援や、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築等の専門高校の機能強化・高度化、産業教育に係る教育環境の整備、専門高校の魅力発信に関する取組の強化を行う。また、専門高校を含む高等学校において、地域におけるデジタル人材育成の強化に取り組む。

- (11) 伝統行事等のこども・若者の担い手育成等による地方創生

多様な人々が集まり、また、活力がある地域づくりを目指し、伝統行事や民俗芸能を始めとした地域の文化遺産を継承する地域コミュニティの維持・強化を図るとともに、教育機関や民間団体等との連携により、こども・若者を対象として伝統行事等の担い手育成等の取組や、観光コンテンツとしての活用等、地域の文化資源を最大限活用した取組を支援する。

- (12) 地域を挙げた食育活動による「豊かな食と農のまちづくり」の実現

生産現場と食卓の距離が拡大している状況を踏まえ、農や食文化に対する消費者の理解醸成に向けて、地場産物の学校給食や飲食店等での利用や、農林漁業体験、伝統食の保護・継承、地域内での資源循環の取組等の食育施策をまちづくりに組み込み、地域の多様なステークホルダーが参画する官民協働の取組を展開する。また、従来は食育施策の対象外であった各種施設や体験拠点の整備等についても、食育施策と組み合わせて実施する。

- (13) 学校給食における地産地消の推進

地域の食文化、農林水産業や食に係るこどもの理解を深め、郷土を愛する態度を養う等の観点から、学校と地域の連携を強化し、学校給食における地産地消を推進する。具体的には、これまで取り組んできた地場産物等活用促進のための体制整備等への支援に加え、文部科学省と農林水産省等が連携し、地場産物の安定供給のための設備導入、農林漁業体験等の生産者との交流等への支援を行い、好事例の普及を通じて全国に展開させる。

(14) 共生社会の実現に向けた外国人への支援体制の構築

地方公共団体の行政窓口等に対する通訳支援事業の実施や、生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなぐ専門人材である「外国人支援コーディネーター」の養成・地方への配置を通じて、外国人が安心して地域に溶け込み、能力を十分に発揮できる環境をつくり、地域経済・地域社会の活性化を目指す。

(15) JET 青年等の地域での活躍の推進

JET 青年の地域協力活動への積極的な参画を支援するとともに、JET プログラム経験者等が地域おこし協力隊員等となる等、地域の国際化に資する取組への参画を促すため、地方公共団体への支援を行う。

(16) 障がいの有無等に依らない文化芸術活動環境の実現

障がいの有無や年齢、国籍等にかかわらず、誰もが文化芸術活動ができる環境が地域に整備されるよう、障がい者等による文化芸術活動を推進する取組と、活動を支える人材育成や文化芸術へのアクセス改善・鑑賞サポートに関わる取組を支援する。

(17) 官民の垣根を越えた共創の取組による北海道開発の推進や定住環境の維持に向けた「道の駅」の機能充実、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現

住民、NPO、企業、教育機関等と連携し、各地域の個性、資源をいかしつつ、食・観光・ゼロカーボン北海道を担う生産空間の維持・発展、デジタル産業の集積促進、北方領土隣接地域の安定振興等、若者や女性も安心して住み続けられる北海道開発を推進するとともに、「道の駅」を活用した生活サービス機能の集約等により地方部の生活環境の充実を図る。また、ウポポイ（民族共生象徴空間）の充実等アイヌ文化の復興・創造及び国民理解の促進等、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する。

(18) アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現

ウポポイのコンテンツ、広報活動の充実強化に加え、アイヌ政策推進交付金を活用しながらアイヌ文化の振興が盛んな北海道を中心とした各地域とウポポイとの連携を強化し、各地域の文化・歴史・観光資源等の磨き上げ等を図るとともに、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現していく。

(19) 若者に選ばれる地方

こども・若者が、様々な事業や審議会等へ参画し、その意見が地域のまちづくりに反映されるよう好事例の横展開に取り組むとともに、地方公共団体や民間事業者等と連携し、若者が結婚、妊娠・出産、子育て等のライフデザイン（将来設計）を描く機会を提供する。

(20) 農山漁村における官民共創促進のための体制整備

2025 年 5 月に取りまとめた「地方みらい共創戦略」に基づき、多様な関係者が集まる「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームにおいて、優良事例の発信による横展開や様々な関係者のマッチングによる新結合を推進するとともに、農山漁村の課題解決へのスタートアップ参入促進のため、地銀等の中間支援組織と一体となった伴走支援の拠点となる「農林水産 地方創生センター」の形成等、案件形成に係る取組を支援する。

(21) 通いによる農林水産業への参画・地域のコミュニティの維持や農山漁村を支える官民の副業促進

農山漁村における人口減少・高齢化の進行、農業者の減少による食料安定供給への支障、集落機能の低下等の課題に対応し、企業の CSV 活動や研修等による持続的な社員の派遣、地方公務員、会社員、農協職員の副業の促進、受入拠点の整備やマッチング促進アプリの普及等を行う。こうした取組を通じて、多様な関係者の参画の促進、参画者の幸福度向上、人口減少下での地域内外の人材のシェアにより農山漁村の活性化を図る。

(22) 農山漁村における外部企業との案件形成に向けた資金・人材の確保

農外企業の専門的知見の共有や企業版ふるさと納税等を活用した農山漁村における民間資金・人材の確保を促進するため、農山漁村のインパクトを可視化するガイダンスを策定し、農山漁村の課題解決に貢献する企業に対する国による証明・表彰制度の創設を目指す。あわせて、農山漁村における地域未来交付金の活用に向けたガイドラインの策定、各府省庁連携による案件形成を推進する。

(23) 地域の一翼を担うかわまちづくり

カヌーやウォーキング等によるスポーツ振興、地域固有の伝統行事等の普及啓発、民間のオープンカフェ等の拠点の活性化等、各地域の取組

と連携した河川空間の利活用支援により、まちのにぎわい創出や地域の更なる魅力向上につなげる。また、流域治水対策を推進するとともに、流域特有の価値を創出する地域資源のブランディング等を行い、歴史・文化等の地域らしさが色づき、観光資源になり得る“川”の恩恵を最大限享受し、地域防災力の向上にも資する拠点施設を整備・運営する。

(24) 地方私立大学による人材育成機能の確保

地域に不可欠な人材育成機能の維持に向け、地域の実情に応じたエッセンシャルワーカーの養成や、地域経済の担い手となる人材の輩出等を担う地方私立大学について、その取組等に応じた重点的な支援を行う。

(25) 高等専門学校による産学連携・人材育成を通じた地方創生

高等専門学校（高専）による産学連携・人材育成を通じた地方創生を進めるため、地元企業等が抱える地域課題の解決の取組や AI・半導体等の地域ニーズが高い分野の人材育成、起業家育成等の取組を強化するとともに、高等専門学校（高専）の改組・新設等を検討する地方公共団体等への支援を推進する。

(26) 企業版ふるさと納税の更なる活用促進等

企業版ふるさと納税について、大半の地方公共団体で活用され、寄附実績も年々増加し、優良事例も生まれてきている。地方公共団体側の体制がおおむね整った状況を踏まえ、今後は、関係府省庁や経済団体等との連携をより深め、寄附企業の裾野を広げることで、地方への資金の流れをより一層創出する等、企業版ふるさと納税の更なる活用促進等を図る。

(27) こどもの農山漁村体験の推進

関係府省庁が連携して、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）における宿泊体験活動等の取組や、体験の実施地域である農山漁村等（受入側）の体制整備、送り側と受入側の地方公共団体双方が連携して行う取組の支援を行うとともに、セミナー等による事例やノウハウの共有を通じて将来を含めた関係人口の創出・拡大等を図る。

(28) 福島県浜通り地域等の関係人口拡大

福島は言わば人口減少等の社会課題が複合災害により加速した地域であり、浜通り地域等での新たな取組は、新しい地方創生のモデルとなるものである。関係人口の拡大に向けて、原子力災害被災地としての逆

境も踏まえつつ、地域ならではの誘客コンテンツの形成支援、地方公共団体の垣根を越えた広域的なブランディング、アーティストやクリエイターによる制作活動の招へいに取り組むとともに、多様な主体を取り込みつつ、地域の課題解決やにぎわい創出に取り組む。

(29) スモールコンセッションの推進

関係人口や雇用の拡大等を図るため、地方公共団体が所有する廃校や古民家等の空き家の活用について、民間の創意工夫を最大限にいかした小規模な官民連携事業を行うことにより、観光施設、飲食・物販施設、研究施設、農業施設、二地域居住の拠点として活用するスモールコンセッションを推進する。具体的には、スモールコンセッションに関心のある多様な主体が参加・連携するプラットフォームを通じて、普及啓発、官民のマッチングや案件形成等を図る。

(30) 空き地等の円滑な利活用や適正管理の推進

地域における更なる人口減少やコミュニティの活力低下等につながる管理不全の空き地等の増加を防ぐため、空き地、所有者不明土地等の低未利用土地の円滑な利活用や適正管理に向けた対策を講ずる。

(31) 地域資源としての古民家の再生

地域資源として貴重な古民家の再生を図るため、建築基準法⁶⁶による規制の弾力運用、適切な維持管理の担い手育成等の総合的な取組により、再生に係る案件形成、好事例の横展開等を図る。

(32) 地域金融機関による人材マッチングの促進

日常的に地域企業と関わり、その経営課題の解決に向けて取り組む地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携する等して実施するハイレベルな経営人材等のマッチング業務に対して、自走化に向けた取組を促しながら支援を行うとともに、経営幹部や経営課題解決に必要な専門人材の確保を通じて、地域企業の成長・生産性向上の実現を目指す。

(33) 地域一体での人材確保・育成・定着モデルの普及促進

地域の中堅・中小企業の多くが専任の人事担当者を有しない等、地域の企業が単独で人材確保等の取組を十分に行うことが難しい現状を踏

⁶⁶ 昭和 25 年法律第 201 号。

まえ、地域一体での人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」モデルが地域に生まれている。このモデルを全国に普及・定着すべく、知見のある事業者による伴走支援、地域企業の右腕人材の育成支援や二地域居住推進施策等の地域の人材不足解消に向けた関係施策との連携促進を進める。

(34) 離島と本土の人流創出

特定有人国境離島地域において、本土の企業・団体の研修、会議、課題解決型ワークショップ等で活用できる研修・宿泊施設等の拠点整備、大学・専門学校等の学生のサテライトも含めた研修、離島の団体・事業所へのインターン等を通じて、本土からの企業誘致、島の課題に関わる人流創出、副業人材創出を推進する。

(35) 地域資源をいかした条件不利地域の振興等

条件不利地域（半島、離島、奄美、小笠原、豪雪等）での自然的な特性や固有の文化等の地域資源をいかした移住・定住・二地域居住の促進、関係人口の拡大、産業振興支援等の地方創生の取組に加え、地域特有の災害リスクへの対策を通じて条件不利地域の振興を図る。

(36) 教育データ利活用の推進と教育分野における認証基盤の整備

デジタル・新技術を最大限活用し、一人一人の興味・関心や能力・特性に合わせ、その能力の可能性を最大限引き出せるよう、デジタル学習環境整備を行う。また、教育分野の認証基盤として、G ビズ ID や JPKI（公的個人認証）の活用を進めること等により、地方公共団体横断的に発生する事務作業のデジタルへの「置き換え」を積極的に進めることで教職員の余白を創出し、教職員が「教える（TEACH）」役割にとどまらず、「支える（COACH）」役割を担えるように支援する。